

1. 災害対策本部の設置

1 組織

東灘区では、大災害発生時には「東灘区本部防災組織計画」(以下、防災計画)において表1の班編成で本部を開設することと決まっていた。

しかし、今回の震災は防災計画での想定をはるかに超える規模の災害であり、策定されていた組織では対応できない数多くの業務が発生した。

したがって、実態に即した組織編成で、災害対策に取り組んでいくこととなったが、通常業務の再開など、状況の変化に応じての組織改変が何度も行われた。

表-1

本部長		区長	副本部長	副区長・福祉事務所長
班名	班長	副班長	事務分掌	
総務班	総務課長 会計室長	庶務係長 企画調査係長	1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関する事 2 区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事 3 区本部の職員の動員に関する事 4 区本部の庶務に関する事 5 区本部の会計に関する事 6 他の班の所轄に属さない事項に関する事	
情報連絡班	まちづくり 推進課長 主幹	広報相談課長 事業推進係長 主査	1 被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 2 災害相談に関する事	
応援班	地域福祉 課長	地域福祉係長 主査 地域活動係長	1 区本部における他の班の応援に関する事	
調査班	市民課長	記録係長 窓口係長	1 区内の被害状況の調査に関する事 2 災害に関する証明書の発行に関する事	
救援班	福利課長	福利係長 国民健康保険 係長 主査 国民年金係長	1 応急仮設住宅等の入居に関する事 2 炊出しその他、食品の配給に関する事 3 救援物資の配布に関する事 4 災害救助協力員に関する事 5 義援金品の受入れ及び配給に関する事 6 その他区における災害救助の実施に関する事	
避難所班	市税課長	管理係長 市民税係長 主査 固定資産税係長 主査 納税係長 主査 主査	1 避難所の開閉及び管理運営に関する事 2 避難者収容に関する事	
保護班	福祉事務所 副所長	管理係長 福祉係長 保護係長 主査	1 世帯更生資金等の融資受付に関する事 2 死体の収容、安置及び処置に関する事	

表－２ 東灘区本部応援体制

平成 7 年 2 月 12 日

所属（責任者）	市職員等	自治労職員	計	区職員	備考
本部 多賀・林・中野・内藤 三宅・三谷・水島・飯島	1 厚生課 1	3	4		自治労職員 3 ボランティア受付
物資班 山口・大西・八尾	0	0	0	17	17人
避難所班 山下 難波・内海（他）	7 開発局 2 住宅局 3 環境局 1 その他 1	0	7	24	34人 9：00～20：00
り災・義援金 二星・長井 龍田・桂（他）	67 他局 6 保母 15 厚生省 14 外郭 1 他市 15 消防 16	52	119		8：00～17：00 自治労職員 2 / 11～ 6人増
り災再調査 宝田	3 主税 2 住公 1	+ a	3	8	11人 + a
倒壊家屋処理 岩畔 吉田（貫名）	35 主幹 1 厚生課 8 + 5 行管 4 土木 1 市民・経済各 2 (技) 住宅 1、土木 1 消防 1、都計 1 (用) 整備公社 6 他区 2	6	41	5 係長 1 担当 4	46人 固定職員
	113	61	174		

表－３ 区対策本部「事務別担当者一覧表」

平成 7 年 2 月・3 月

	班 長（課長級）	副 班 長（係長級）	備考
本部 総務 連絡調整 情報連絡 各種支援受付等 窓口災害相談 その他	総務課長（内 202） 地域福祉課長（内 202） まちづくり推進課長（内 202）	庶務係長（内 203） 市税課納税主査（内 202） 地域福祉課主査（内 221） 広報相談係長（内 207） 地域活動係長（内 207）	
避難所	市税課長（内 275）	市税課管理係長 固定資産税係長 納税係長（内 275） 市民税係長 市民税主査	
物資		企画調査係長（内 206） 国民健康保険係長（内 499） 国民年金係長	
倒壊家屋受付 倒壊調査	市民局主幹	地域福祉係長	県立健康センター
り災証明 義援金交付	市民課長（内 230） 福利課長（内 240）	記録係長（内 231） 福利係長（内 241） 国保主査（内 250）	コープこうべ生活文化センター "
り災証明再調査		市税課固定主査	コープこうべ生活文化センター
その他福祉班 保健班	福祉事務所副所長（内 301） 保健所保健課長（内 351）	福祉・管理係長（内 302） 保健事業係長（内 352）	

表-4 東灘区災害対策本部組織表

平成7年4月20日～

班名	班長	副班長	必要人員	区職員	市応援職員	他都市応援	備考
総務班	多賀	三谷	5	5			庶務2、企画1
広報・相談班	中野	三宅	6	6			多田、吉岡、竹田、岸本
復旧支援班							
倒壊家屋処理 ガレキ処理 まちづくり事業	松井 (中野)	馳川 原 角南	15	12	1 市民局1	2 福岡市1 京都市1	中村主査、竹中、渡辺…専任 三宅、杉本、藤原、小塚、中谷 倒壊家屋調査に建築職を配置
生活支援班							
避難所 救済物資	林 山下	市税課係長 内藤 吉田 西野	64	17	19 下水道局7 教育12	28 大阪府15、千葉県7 富山県3、福井県3	市税課8 安保、庄田、村上
ボランティア	林	飯島	2	2			
り災証明書							
り災証明発行	長井	岡田	20	6	3 人事委1、民生局2	11 新宿区、豊島区	市民課(～4/21)
り災証明再調査	長井	(宝田) 水島	10	10			長尾、茨木、鍛冶、宝田、若林、宮尾 市税1
給付班							
義援金 見舞金等(4/25～)	二星	龍田 桂 八尾 大西	18	6	3 消防局2、民生局1 13 新規採用	9 新宿区、豊島区	福利課 新規採用；消防局5、水道局6、 開発局1、市会事1

平成7年6月1日～

()は事務取扱上

班名	班長	副班長	必要人員	区職員	市応援職員	他都市応援	備考
総務班	多賀	三谷	5	5			庶務2、企画1
広報・相談班	中野	三宅	6	6			多田、吉岡、竹田、岸本
復旧支援班							
倒壊家屋処理 ガレキ処理 まちづくり事業	松井	馳川 原 角南	14	11	1 西区1	2 福岡市1 京都市1	中村主査、竹中、渡辺…専任 三宅、藤原、小塚、中谷
避難所班							
避難所 物資	林 山下	市税課係長 内藤 吉田 水島 西野	48	20	28 下水道局13 教育15		市税課8 安保、久野、茨木、杉本、橋本
ボランティア	(林)	飯島	1	1			
り災証明書							
り災証明発行	(長井)	岡田	4	2	2 民生局1、消防局1		市税課2
り災証明再調査	長井	(宝田)	6	6			鍛冶、室田、若林、宮尾
給付班							
義援金 見舞金等	(二星)	八尾 大西	8	2	6 消防局1、民生局2 開発局3		福利課2
合計	-	-	92	53	37	2	-

()は事務取扱上

平成7年7月1日～

班 名	班 長	副班長	必要人員	区職員	市応援職員	他都市応援	備 考
総 務 班	多 賀	三 谷	5	5			総務課
広 報 ・ 相 談 班	中 野	三 宅	4	4			竹田、岸本
復 旧 支 援 班							
倒 壊 家 屋 処 理 ガ レ キ 処 理 ま ち づ くり 事 業	(松井)	馳 川 原	6	4		2 福岡市1、京都市1	竹中、渡辺
避 難 所 班							
避 難 所 運 営 避 難 所 解 消 計 画 避 難 者 退 去 促 進	松 井	中 村 西野(兼務) 内 藤 市 税 課 係 長 吉 田 水 島 宝 田 西 野 角 南 市 民 課 係 長 福 利 課 係 長	47	19	28 下水道局13 教 育 15		市 税 課 2 安 保、小 塚、中 谷、杉 本、久 野、茨 木
仮 設 住 宅 対 応 班	中 野 林	吉 田(兼務) 飯 島	4	4			多 田、吉 岡
り 災 証 明 書							
り 災 証 明 発 行 り 災 証 明 再 調 査	(長井)	岡 田 (宝田)	2 6	2 6			市 民 課 1 鍛 治、室 田、若 林、宮 尾
給 付 班							
義 援 金 見 舞 金 等	(二星)	八 尾 大 西	2	2			福 利 課 1
合 計	-	-	76	46	28	2	-

平成7年8月1日～

() は事務取扱上

班 名	班 長	副班長	必要人員	区職員	市応援職員	他都市応援	備 考
総 務 班	多 賀	三 谷	5	5			総務課
広 報 ・ 相 談 班	中 野	三 宅 角 南	5	5			竹田、岸本
復 旧 支 援 班							
倒 壊 家 屋 処 理 ガ レ キ 処 理 ま ち づ くり 事 業	松 井	馳 川 原	7	5		2 福岡市1、京都市1	竹中、渡辺
避 難 所 班							
運 営 班 物 資 班 物 資 回 収 班 自 立 促 進 班	松 井	中 村 内 藤 福 利 課 係 長 中 村(兼務) 宝 田 水 島 内 藤(兼務) 西 野	33	15	18 下水道局7 教 育 11		市 税 課 1 安 保、小 塚、中 谷、杉 本、久 野、茨 木 福 利 課 1
仮 設 住 宅 対 応 班	中 野	吉 田 飯 島	5	5			多 田、吉 岡
り 災 証 明 書							
り 災 証 明 発 行 り 災 証 明 再 調 査	長 井	岡 田 宝田(兼務)	3 3	3 3			市 民 課 1 市 民 課 2
給 付 班							
義 援 金 見 舞 金 等	二 星	八 尾 大 西	4	4			福 利 課 1
合 計	-	-	65	45	18	2	-

() は事務取扱上

班 名	班 長	副班長	必要人員	区職員	他都市応援	備 考
総 務 班	多 賀	三 谷	5	5		総務課職員
広 報 ・ 相 談 班	中 野	三 宅 角 南	5	5		竹田、岸本
復 旧 支 援 班						
倒 壊 家 屋 処 理 ガ レ キ 処 理 ま ち づ くり 事 業	松 井	馳 川 原	7	5	2 福岡市1、京都市1	竹中、渡辺
待 機 所 班						
運 営 班 自 立 促 進 班	松 井	中 村 内 藤 水 島 (宝田) (西野)	8	8		安保、中谷
仮 設 住 宅 対 応 班	中 野 林	吉 田 飯 島	5	5		多田、吉岡
り 災 証 明 書						
り 災 証 明 発 行	長 井	岡 田	3	3		市民課1
り 災 証 明 再 調 査		宝田(兼務)	3	3		市民課2
給 付 班						
義 援 金 見 舞 金 等	二 星	八 尾 大 西	4	4		福利課1
合 計	-	-	40	38	2	

平成8年1月1日～

班 名	班 長	副班長	必要人員	区職員	他都市応援	備 考
総 務 班	多 賀	三 谷	5	5		総務課職員3
広 報 ・ 相 談 班	中 野	三 宅 角 南	5	5		まちづくり推進課職員2
復 興 支 援 班						
倒 壊 家 屋 処 理 ガ レ キ 処 理 仮 設 住 宅 に 関 する 連 絡 調 整 仮 設 住 宅 入 居 者 支 援 待 機 所 等 関 係 事 務	松 井 林 (松井)	馳 川 原 吉 田 飯 島	6 5	5 5	1 福岡市1	まちづくり推進課職員2 地域福祉課職員2
り 災 証 明 書						
り 災 証 明 発 行	長 井	岡 田	3	3		市民課1
り 災 証 明 再 調 査		宝田(兼務)	3	3		市民課2
給 付 班						
義 援 金 見 舞 金 等	二 星	八 尾 大 西	4	4		福利課1
合 計	-	-	31	30	1	

() は事務取扱上

2 職員配備

「東灘区本部防災組織計画」において職員配備は別表のとおり定められていた。

しかし、震災当日は交通網の途絶や、職員の多くが被災したため、区職員で出勤できたものは約50名であった。そのため、震災に対応するのに必要な職員配備はできなかった。

その後、職員の参集とともに、必要としている班に順次配備していくこととなった。

2 防災指令に基づく職員の配備

総務局庶務課（神戸市災害対策本部）から、連絡員待機指令、防災指令第1号、第2号、及び第3号が発令されたときは、班長は次の要員を配備することとなっている。（第3号で区本部を設置する）

災害対策本部 の 班 名	班となる課	配 備 人 員								
		連絡員待機		第 1 号		第 2 号		第 3 号		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数		3		10		32		157	295	452
総 務 班	総 務 課	3		3		6		22	9	31
	会 計 室					1		2	2	4
情 報 連 絡 班	まちづくり推進課			1		2		10	2	12
応 援 班	地 域 福 祉 課			1		2		7	2	9
調 査 班	市 民 課			1		4		22	25	47
救 援 班	福 利 課			2		5		21	16	37
避 難 所 班	市 税 課			1		9		50	22	72
保 護 班	福 祉 事 務 所			1		3		18	19	37
	保 育 班							5	198	203

事務嘱託 区役所 男1 保育所 男4を含む

3 他都市応援

1. 他都市応援の主たる従事業務は時期的に大きく分けて、

- ① 震災直後からの物資の運搬、市民への窓口対応、電話対応（1/17～）
- ② り災証明の発行、義援金の交付事務（2/6～）
- ③ 避難所への応援（4/1～）

であった。

2. これらの業務に対応するために応援のあったのは、

- ① 各自治体からの応援
- ② 自治労等組合を通じての応援
- ③ 厚生省を通じての応援

であった。

3. 厚生省を通じての応援は、

大阪市、京都市、仙台市、徳島県、静岡県、群馬県、広島県、宮城県である。

4. その主な団体の活動は別紙のとおりであるが、自治労の3千数百人をはじめとする、8千数百人が主にり災証明の発行、義援金の交付事務に従事した。

5. この表の他にも多数の個別の応援をいただいたが割愛している。

団体名	期 間	日 数	人数/日	延人数	主 たる 従 事 業 務
東京都世田谷区	1/18～1/31	14	4	56	物資運搬
大阪市職労	1/20～3/31	71	6～11	562	市民課窓口対応・総務課電話対応
自治 労	2/6～3/31	54	50～67	3,224	り災証明発行・義援金交付
京都市職労	2/6～3/31	54	5	270	り災証明会場の整理・り災証明郵送処理・市民課窓口対応
静岡市	2/6～2/17	12	5	60	り災証明発行・義援金の交付
京 都 市	2/6～2/10	5	10	154	り災証明発行
	2/13～2/22	10	5～12		
	3/9～3/22	14	3		
名古屋市職労	2/13～2/27 3/14～3/16	15 3	5 2	81	り災証明・義援金会場整理、り災証明郵送処理、り災証明再調査
横浜市職労	2/13～2/19	7	5～12	56	り災証明発行
東京都職労目黒支部	2/13～2/17	4	5	20	〃
東京都目黒区	4/1～4/15	15	10	150	〃
京都府瑞穂町	2/20～3/3	10	2	20	義援金交付・り災証明再調査
兵庫県本部	2/17～3/31	43	4	172	り災証明発行・義援金交付
三重県名張市	3/1～3/31	25	5	125	総務課電話対応
北九州市	3/3～3/11	9	6	54	り災証明郵送処理
近畿地連	3/4,5,11,12	4	10	40	り災証明発行・義援金交付
東京都品川区	4/1～4/15	15	10	150	〃
富山県内3市	4/1～5/31	61	3	183	避難所
福井県内3市	4/1～5/31	61	3	183	〃
千葉県内5～11市	4/1～5/31	61	5～12	681	〃
大阪府下14市	4/1～5/31	61	15	915	〃
東京都新宿区	4/16～4/29	14	10	190	り災証明発行・義援金交付
	5/8～5/12	5	10		
東京都豊島区	4/16～4/29	14	10	140	〃
東京都台東区	5/14～5/20	7	5	35	〃
東京都中野区	5/22～5/30	7	5	35	〃
厚生省	2/6～3/31	54	14～26	756	〃
香川県	3/16～3/31	16	10	160	県・市見舞金事務
奈良県	〃	16	5	80	
滋賀県	〃	16	6	96	
計				8,378	

4 自衛隊の応援活動

1月17日、地震発生当日から、人命救助活動を開始した。

その後、4月27日の災害派遣終了まで、人命救助、給水・給食・医療・入浴支援、倒壊家屋解体処理及び緊急物資輸送等、様々な応援活動を実施した。

ア. 救出・救助活動

1月17日から28日にかけて、第3特科連隊、第33普通科連隊、第37普通科連隊、第10師団が入れ替わり、それぞれ人命救助活動を実施した。

イ. 給水支援

1月18日から3月15日にかけて、7,214 t の給水支援を実施した。

表-1 給水量一覧表 (単位: t)

区	1 月	2 月	3 月	合 計
東 灘	1,739	4,915	560	7,214

ウ. 給食支援

1月23日から2月11日にかけて14万6,690食の炊き出し支援を実施した。

エ. 医療支援

1月20日から2月28日まで瀬戸公園、住吉公園、本庄公園に救護所を開設し、救護支援を実施した。

オ. 入浴支援

1月24日から4月25日にかけて、本庄小学校、東灘小学校、灘中・高校において入浴支援を実施した。

救護所開設期間一覧表

場 所	期 間
瀬戸公園	1 / 20 ~ 2 / 2
住吉公園	1 / 21 ~ 1 / 25
本庄公園	1 / 22 ~ 2 / 28

カ. 天幕展張支援

公園等屋外で野宿をする被災者への雨対策として、9カ所188張の宿営用天幕の展張を実施した。

風呂別入浴者数一覧表

(単位：人)

場所	月	1・2月	3月	4月	合計
本庄小学校		30,736	15,861	259	46,856
東灘小学校		11,144	7,410	1,072	19,626
灘中・高校		18,408	20,527	5,514	44,449
合 計		60,288	43,798	6,845	110,931

キ. 救援物資輸送

1月18日から3月31日まで、毛布、食糧、飲料水、医薬品、燃料等様々な物資の輸送を実施した。

テント村天幕数一覧表

(単位：張)

テント村場所	天幕使用状況	
	4/27現在	最大時
野 寄 公 園	27	28
神 戸 商 業 高 校	24	30
西 青 木 公 園	8	8
魚 崎 中 学 校	27	27
本 山 第 3 小 学 校	24	29
中 野 南 公 園	25	25
本 庄 中 央 公 園	25	25
本 庄 町 3 丁 目 公 園	7	7
森 公 園	9	9
御 影 公 園	0	1

ク. 遺体搬送

1月21日から30日にかけて、119体の遺体を京都、倉敷等の火葬場への搬送を実施した。

ケ. ゴミ等の処理

1月27日から2月7日にわたりゴミの回収を行い、西区伊川谷町布施畑の処分場までの運搬を実施した。

コ. 倒壊家屋の処理

1月22日から4月16日にかけて、203件の倒壊家屋の処理を実施した。

2. 応急救助活動

① 救出・救命、消火活動

(1) 救助活動

① 東灘消防署の活動

「神戸市東灘消防署 M7.2の報告その時、東灘消防署では……」より

震度7の激震により東灘管内で当初約10,000棟の倒壊家屋（全壊及び半壊）があると推定されていたが、調査の結果、14,000棟以上に及ぶことが判明した。救助事案は、これらの倒壊家屋等の閉じこめ事故からの救出がほとんどで、他都市の消防応援隊及び消防団の支援を受け救出活動を展開していった。

表-1 地震発生後10日間の救助発生状況

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
生存	194	40	34	1	1	0	0	0	0	0	270
死亡	56	77	143	55	18	16	2	0	1	1	369
合計	250	117	177	56	19	16	2	0	1	1	639

※数値には、消防署・消防団・他都市消防応援隊との共同作業を含む。
数値には自衛隊の活動分は含まない。

② 自衛隊の活動

「第10師団 第十師団災害派遣行動史」より

1 人命救助活動

ア. 全般

災害派遣においては、まず人命救助を第一義として実施した。

1月19日（木）第3師団に配属された第33普通科連隊が、神戸市東灘区の西南地域において3名の生存者を救出、51体の遺体を収容した。

また、主力は1月20日（金）0500以降逐次被災地に到着するとともに、0600第3師団に配属となっていた第33普通科連隊が原隊復帰をし、当初師団全力をもって救助活動を実施した。

人命救助活動にあたっては、発災後3日たったとは言え、まだ生存者がいる可能性があり、時間との勝負と考え、当初から予備を設けず、師団の人員約3,100名全力をもって救助活動を実施した。

各市・区役所等からの情報のほか、警察・消防等とも密接に協同して搜索活動を実施するとともに、現地においては被災者等からの情報・救助要求に柔軟性をもって応え、1月21日（土）までに合計8名の生存者を救出し、被災者の方々から多くの感謝の言葉を頂いた。

また、1月23日（月）以降は、搜索活動要求の減少から救助活動の勢力を全力展開から一部の勢力に移行して搜索活動を継続し、1月28日（土）には兵庫県警と協同した一斉搜索を全力で実施して人命救助活動を概ね終了した。

イ. 編成・装備

人命救助活動の編成は各普通科連隊及び第10特科連隊の4コ連隊を基幹として他の部隊を配属または全般支援とした。

表－２ 人命救助活動時における部隊の編成及び装備品

(1月20日(金)0600現在)

第 10 師 団				
師 団 司 令 部	第14普通科連隊	第33普通科連隊	第35普通科連隊	第10特科連隊
	+10TKBn 1コCo/EBn 1コSqd/Med/LogSR	+10AT 1コCo/EBn 1コSqd/Med/LogSR	+10AABn 10Rcn 1コCo/EBn 1コSqd/Med/LogSR	+10Band 1コSqd/Med/LogSR
シ ャ ベ ル	260	248	260	600
つ る は し	80	75	110	200
の こ ぎ り	45	50	50	125
パ ー ル	37	60	37	0
ハ ン マ ー	15	18	10	0
と び く ち	18	15	0	50
チ ョ ー ン 鋸	5	5	7	0
ジ ョ ー ッ ト シ ュ ー タ ー	0	0	0	30

ウ. 活動の概要

a. 全 般

師団は、被害甚大なる東灘区を重視して東灘区に3コ普通科連隊を投入し、それぞれ地域を担当させ、芦屋以東の5市を第10特科連隊に担任させた。

人命救助活動の必要性がなくなったことに伴い、「自衛隊による搜索活動終了に伴う確認書」を各市・区から受領(23日(月)に東灘区から、24日(火)に伊丹市、尼崎市、芦屋市から、25日(水)には西宮市、宝塚市から受領)した。また、兵庫県として組織的な搜索活動を終了するため、28日(土)に兵庫県警等と協同した一斉搜索(ローラー作戦)を実施し、これにできる限りの勢力を投入して搜索活動を実施し、人命救助活動を概ね終了した。じ後も各市・区からの情報等により要求に応じて搜索活動を実施して、最終的には2月9日(木)までに合計163体の遺体を収容した。

b. 各担任地域における活動

(a) 第14普通科連隊(東灘区西北地域)の活動

東灘区西北地域における活動は手作業を主体とし、第1中隊、第2中隊、第3中隊、重迫撃砲中隊及び配属を受けた第10戦車大隊を基幹とした5コの救援隊を設け、それぞれに地域を担当させ、搜索活動を実施させた。

この際、生存者の救出を重視するとともに、被災者の心境を考慮して被災者に対する言動に配慮し、搜索活動が終了した後に遺体の搬送を実施する等、住民に対する安心感の醸成を図った。

また、行方不明者の搜索にあたっては、共通の地図を入手して部外関係機関との調整等を容易にするとともに、地域住民または部外公共機関からの情報を積極的に入手して搜索活動を実

施した。また、活動に際しては、住民とのトラブル防止を図るため、警察官及び住宅管理人（家主）等の立ち会いを条件とした。

(b) 第33普通科連隊（東灘区西南地域）の活動

第33普通科連隊は、1月18日（水）0800、久居駐屯地を出発し、1645、千僧駐屯地に到着して第3師団に配属され、派遣準備を整えた後、19日（木）0430、東灘区に進出した。同日0700から全力で神戸市東灘区の西南地域において人命救助活動を開始、3名の生存者救出及び51体の遺体を収容した。

1月20日（金）、第3師団の配属を解除され原所属に復帰した後は、担任地域を本部管理中隊、第1中隊、第2中隊、第3中隊、重迫撃砲中隊及び配属を受けた第10対戦車隊の6コ部隊に分割し担任させ、1月28日（土）まで東灘区において人命救助活動を実施した。

この際、地域住民（自治会等）からの情報を積極的に入手して、その情報を重視して捜索を実施し、生存の可能性があった場合は発見するまで昼夜を問わず捜索した。

また、第3師団に配属中から被災者の気持ちを考えつつ、第10師団の先遣部隊として行動しているという誇りを持って行動した。

(c) 第35普通科連隊（東灘区東部）の活動

東灘区西北地域における活動は、担任地域を本部管理中隊、第1中隊、第2中隊、第3中隊及び配属を受けた第10高射特科大隊、第10偵察隊の6コ部隊に分割し担任させ、1月20日（金）0900以降、第37普通科連隊から申し受けを実施し、申し受けの終了した部隊から救援活動を開始した。

この際、地域住民からの情報を主体とし、各担任地域の活動の重点は各部隊長の判断に任せた。

また、第1中隊担任地域において倒壊した「山光マンション」は、行方不明者が多数いたため、中隊の主力を投入するとともに増援された施設中隊等の使用できる機械力も投入した。

エ. 活動の成果

a. 救 助

月 日 (曜)	10Dの救助数 (東灘区)	陸自合計
1 / 18(水)以前		1 0 0
1 / 19(木)	3	4 2
1 / 20(金)	4	1 2
1 / 21(土)	1	3
合 計	8	1 5 7

※ 1 / 19の10D救助数は3 Dに配属した33 i の成果

b. 遺体収容

月 日 (曜)	10 D の 収 容 数			10 D 合 計	陸 自 合 計
	東 灘 区	芦 屋 市	西 宮 市		
1 / 18(水)以前					5 2 7
1 / 19 (木)	5 1			5 1	3 2 4
1 / 20 (金)	4 9	5	1 2	6 6	2 3 0
1 / 21 (土)	2 5	2	1	2 8	3 0
1 / 22 (日)	3			3	3 0
1 / 23 (月)	9			9	6 6
1 / 24 (火)					3
1 / 25 (水)	2			2	2
1 / 26 (木)					1
1 / 28 (土)					1
1 / 30 (月)					1
1 / 31 (火)	1			1	1
2 / 3 (金)	1			1	1
2 / 9 (木)	2			2	2
合 計	1 4 3	7	1 3	1 6 3	1, 2 1 9

※ 1 / 19の東灘区収容数は3 Dに配属した33 i の成果

(2) 救急・消火活動

「神戸市東灘消防署 M7. 2の報告その時、東灘消防署では……」より

① 救急活動

ア. 応急救護所の設置

設置期間 1月17日から20日まで

場 所 消防署ガレージ

活動内容 住吉川病院から2名の医師の派遣を依頼し、約300人の傷病者に対して応急処置や救急搬送を実施した。

イ. 救急搬送

・救急搬送者数は、地震が発生した当日は52人、翌日は44人であるが、他都市からの応援隊の協力を得ることによって、ピーク時には100人を超える傷病者を搬送した。(表-5参照)

2月中旬以後でも、その数は、平常時の1.5倍から2倍で推移している。

・他都市からの応援

17日の20時田辺市消防本部(和歌山県下)の救急隊の到着を最初に、以降1日に最大13隊の応援を受けるなど、2月10日までの間、全国から多くの応援を得て、救急要請に対応することができた。

ウ. 事故別救急出動件数とその特徴

- ・ 自然災害による出動 倒壊家屋での生き埋めによる傷病者で、地震発生直後の3日間がピークとなり、生存救出はこれ以後少なくなる。
- ・ 転院による出動 収容された傷病者が満床や処置不能などのため4～5日目をピークに急増した。
- ・ 急病による出動 6日目をピークに急増した。
その後も通常時の1.5倍から2倍の件数で推移した。
被災の混乱、避難所暮らしによる精神的肉体的負担やインフルエンザの流行などにより、体調を崩す人が急増したことによる。

② 消火活動

ア. 火災の発生状況

地震発生直後から約1時間以内に、東灘管内で消防で確認した火災が10件発生している。

17日以降火災件数は漸減しているが、この10日間で28件発生し、これは、平年の東灘管内で発生する火災件数の5か月分にあたる。

焼損面積は、31,622.18㎡にのぼり、その81%にあたる25,750.08㎡が17日に焼損しており、焼損面積が1,000㎡以上になる火災8件のうち地震当日の17日に6件が集中している。

表-3 地震発生後10日間の火災発生状況

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
東 灘	17	2	4	1	0	0	2	0	2	0	28
市 内	109	14	15	8	5	3	6	3	9	3	175

原因としては、地震発生直後の火災ではストーブや台所の火などが見受けられるが、その後の電気の復旧に伴い電気器具からの出火や、復旧作業中の溶断の火花による火災等が発生しているが、その多くは不明火と処理せざるを得なかった。

イ. 消火活動

このたびの地震では、消火活動は、厳しい条件の中でかなりの苦戦が強いられた。それは、短時間に多数の火災が発生したこと、倒壊家屋からの救出活動も同時に行う必要があったこと、水利の確保が困難であったこと、倒壊家屋や道路の破損により消防車の走行に支障があったこと、また、気象状況も乾燥注意報が発令されていたこと等が要因として挙げられる。

ウ. 消防水利

地震発生直後から管内にある2,311基の公設消火栓も断水によりほとんど使用できず、取水口にいたる間の配管が破損するなど使用できず、公設防火水槽31基も地震により水槽から取水口にいたる間の配管が破損するなど使用できないものもあった。

このため、指定水利である学校のプール、池、河川、井戸等フルに活用した。

表-4 避難所、仮設住宅への救急出動状況

東灘消防署救急係

区域	居住区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
東灘区 管轄区域	仮設住宅	-	-	-	17	15	21	16	10	14	21	10	13	137
	避難所	174	93	55	24	6	8	11	2	3	-	-	-	376
水上区 管轄区域	仮設住宅	-	-	-	2	13	17	23	19	18	15	16	8	131
	避難所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
灘区 管轄区域	仮設住宅	-	-	-	-	1	2	1	-	-	1	2	2	9
	避難所	3	7	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	16
合計	仮設住宅	-	-	-	19	29	40	40	29	32	37	28	23	277
	避難所	177	100	58	25	6	9	12	2	3	-	-	-	392
合計		177	100	58	44	35	49	52	31	35	37	28	23	669

救急出動件数(7年)	966	607	638	460	475	470	502	454	411	424	398	464	6,269
救急出動件数(6年)	411	419	411	420	371	402	468	459	366	370	413	438	4,948

〔注〕 数値は東灘消防署所属救急隊の出動件数
避難所には待機所を含む

表-5 日別・東灘区内救急出動状況(7年1月)

7年1月

1月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
出動件数	16	7	17	15	14	15	19	16	8	26	16	16	10	13	13	12
搬送人員	17	7	19	13	14	15	17	15	6	23	13	15	11	13	12	12
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	合計
出動件数	34	60	69	85	73	61	78	51	46	31	40	35	25	33	30	984
搬送人員	52	119	99	109	89	66	71	51	54	38	39	36	23	33	26	1,127

日別・東灘区内救急出動状況(7年2月)

7年2月

2月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
出動件数	39	30	33	26	16	30	20	16	15	20	11	19	19	19	20	14
搬送人員	38	28	31	22	13	29	17	14	14	17	10	16	18	18	21	14
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	日	日	日	合計
出動件数	15	14	16	23	24	13	17	27	24	12	25	16				573
搬送人員	14	13	15	18	22	12	15	25	22	12	25	16				529

月別・東灘区内救急出動状況(7年3月~8年2月21日)

7年3月~8年2月21日

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
出動件数 (仮設住宅)	609	454 (19)	454 (28)	458 (38)	495 (38)	447 (29)	406 (32)	416 (36)	379 (26)	451 (21)	441 (34)	274 (22)
搬送人員 (仮設住宅)	581	424 (19)	438 (28)	417 (36)	454 (37)	425 (27)	412 (32)	413 (35)	354 (24)	435 (19)	411 (31)	253 (20)

②避難勧告(ガス漏洩事故等)

今回の地震により東灘区では山麓部を中心に避難勧告を発令した。

御影浜のLPGタンクの漏洩事故により、18日6時約7万人に対し避難勧告を発令した。(18日18時30分解除)

その後、19日から23日にかけて住吉山手や西岡本等山麓部に対し、地滑りなどの危険性から避難勧告を発令した。1月、2月に一部解除となり、全面解除となったのは復旧工事の完了した平成7年7月25日14時である。



西岡本地区の地滑り現場



液化プロパンガスの漏洩事故

表-1 東灘区避難勧告状況

No.	発令月日	時分	場所	対象世帯数	人員	避難先	理由	解除
1	1月18日	6:00	北・JR以南 西・東灘区灘区境界以東 東・天井川以西 南・東部ⅠⅡⅢ工区地域 六甲アイランド	29,051	72,283	JR線以北	エム・シー・ターミナル LPGタンク爆発の恐れ	1月18日 18:30
2	1月19日	20:00	本山南町2丁目12-11 市営本山住宅 1号棟 5号棟、シンコーコーポ	192	670	本山南小学校 本山交通公園 福池小学校	家屋倒壊の恐れ	2月3日 17:00
3	1月20日	19:20	西岡本6丁目 2・3・4・5・10・11番	150	200	甲南大学	西岡本6丁目4番の一部で地すべり発生のため	1月31日 一部解除
	1月21日	17:30	西岡本7丁目10番	5	20	甲南大学	No.3の追加	7月25日 14:00 全面解除
4	1月21日	17:30	住吉山手9丁目	155	542	渦森小学校	住吉山手9丁目北川の裏山でがけ崩れ発生	
	1月22日	14:10	西岡本7丁目全域	174	502	甲南大学	No.3の追加	
5	1月23日	18:30	住吉山手4丁目13・17番	50	150	神大附属住吉小学校	地すべりの恐れ	1月25日 10:00 一部解除

液化プロパン漏洩事故

(1) 事故の概要

17日発生した地震の影響で、東灘区御影浜町（東部第二工区）にある高圧ガス（液化石油ガス）製造施設から、液化プロパンが漏洩した。当初、漏洩は少量であり、自衛消防隊が拡散防止のための緊急処置を実施したが、余震により漏洩量が増大。18日6時00分、付近住民の安全確保のため、市災害対策本部から避難勧告が発令された。

隣接のタンクへ液化プロパンの移送を行うとともに漏洩ガスの抑制措置がとられ、18日18時30分、避難勧告は、一旦解除され、22日14時30分、避難勧告は完全解除された。

(2) 被害の発生要因

地震による影響で、高圧ガス製造施設の低温貯蔵タンク3基のうち、縦置円筒形の二重低温LPGタンク（容量20,000t、実容量6,700t）1基の下部にある元弁付近のフランジに隙間ができ、液化プロパンが漏洩したものである。

(3) 緊急措置等の経過

液化プロパン漏洩に伴う爆発回避のための緊急措置等の経過は、以下のとおりである。

1月17日（火）

- 5：46 地震による液化プロパン漏洩
- 10：00 消防局が事業所からの119番通報を受信
応急処置を指示
- 10：50 消防局より兵庫県に事故概要の報告

1月18日（水）

- 4：30 兵庫県と協議（ガス漏洩抑制措置の実施）
現場出動（消防局危険物保安課、東灘消防署）
→化学車、高発泡装置、広報車
- 6：00 東灘消防隊による応急措置
（高発泡消火剤による拡散防止）
避難勧告発令（広報車による広報実施）
- 8：00 緊急対策方針の決定
（隣接タンクへの液化プロパン移送）
- 17：15 液化プロパン移送（モーター圧送）開始
（移送安定）
- 18：30 避難勧告一旦解除

1月19日～21日

応援隊等による警戒続行

1月22日（日）

- 6：00 隣接タンクへ液化プロパン移送完了
- 14：00 漏洩部分テーピング作業完了
- 14：30 避難勧告の完全解除

(4) 避難勧告の対象地域

避難勧告の対象は、住吉・魚崎地区、六甲アイランド等の約28,000世帯、約72,000人が住む地域である。

- 〈北〉 J R以南
- 〈南〉 東部第一・二・三工区および六甲アイランド
- 〈東〉 天上川以西
- 〈西〉 灘区境界以東

③安否の確認

1月17日の地震発生直後から、区本部に対して市民の生死や避難先といった安否についての問い合わせが殺到した。区本部では、昼夜を問わず問い合わせに対応した。特に、地震発生後数日間は電気もつかない中、懐中電灯とロウソクの明かりを頼りに問い合わせに対応した。

その問い合わせの中で、地震による死亡の確認は警察が行っているため、東灘警察署に問い合わせさせていただくようお願いした。また、東灘区内で当時約19万人の市民が住んでおり、そのほとんどが被災しているため、どこに避難しているかをつかむことは不可能であった。そのため、その人が震災発生まで住んでおられた住所を聞き、最寄りの避難所の住所と電話番号を教え、直接確認してもらうように頼んだ。

しかし、問い合わせしてきた人の中には、安否の確認ができないための不安と苛立ちから、このような区本部の対応に対して不満をもつ人が多く、時にはどなられることもあった。

④遺体の安置、埋火葬

(1) 遺体安置等

1月17日の地震発生後、東灘福祉事務所の職員は2月の初め頃まで、遺体の安置及び火葬場への搬送作業に追われる日が続いた。地震が発生して、職員は柩の組み立て、遺体の納棺、火葬場への搬送等に全力で当たった。

●1月17日

遺体安置所の設置は、被害の拡大によって徐々に広がっていった。また、区内の葬祭業者が被害の大きい地域にあった関係で業者に依頼できない状態であった。

●1月18日

遺体安置所に毛布にくるまれたまま収容される遺体のために必要な柩が容易に得られない状況にあった。八方手をつくして柩の手配をしたところ、東部第2工区の倉庫に保管している業者があることが判った。しかし東部第2工区がLPGタンクのガスもれによる危険地域で避難勧告が出されているので容易に近づけない。この避難勧告の解除を待って、直ちに職員8人が東部第2工区にかけつけ、深夜まで乗用車のライトを頼りに、倉庫からトラックへ柩を積み込む作業を行った。また、深夜に懐中電灯の明かりで柩の組み立てを教えてもらい明日からの作業に備えた。

●1月19日

夜明けを待ち、早朝6時頃より約30名の職員等を2班に分けてそれぞれの遺体安置所で柩を組み立

て、納棺した。組み立て、納棺には周辺の住民ボランティアの応援も受け、早朝から夜遅くまで柩を組み立て遺体の収容を行った。また、遺体の納棺には保健所の女子職員が一緒になって約200体の遺体の清浄、消毒を行った。

遺体の安置所数	24ヵ所
(学校13ヵ所 会館等11ヵ所)	
遺体の安置数 (最大)	1,019体
柩の数	1,318個
釘	60,000本

●安置所に置かれた遺体は火葬の手配が追いつかず冬とはいえ、時間の経過に伴い腐敗するので、これを防止するため東灘保健所がドライアイスの確保とこの処置を行った。

ドライアイスの量	20,265kg
----------	----------

●また、2月になっても行方不明等であった者が遺体となって安置所に運び込まれることがあった。特に身元不明の遺体、引き取り手のない遺体は東灘警察署に調査依頼等をして遺体の処置に努め、2月5日に全ての遺体安置が終了した。

(2) 遺体の火葬場への搬送

神戸市内の火葬場は3ヵ所で1日約200体の能力であり、しかも、東灘の甲南斎場は震災で修理に追われている状態であった。区民からは「神戸市で火葬場の確保等をせよ」との強い要望が区災害対策本部によせられ、その対応に苦慮していた。こうした中で、市災害対策本部から1月21日から他都市で火葬の受け入れが可能になった旨の連絡を受けたのでさっそくその実施にとりかかった。

●1月20日～21日

1月20日夜に入ってから遺体安置所を回って、遺体の処置に困っている方のために他都市での火葬の希望を聞き、火葬のための必要書類の確認を行った。

●1月21日

第一日目は東大阪市へ5遺体の搬送をするため、パトカーに先導を依頼し道路事情の悪い中搬送した。

●1月22日～

自衛隊の大型車によって34遺体を大阪府下の7斎場に搬送した。灘高校等5ヵ所の安置所から「生活協同組合さいたまコープ」等のボランティアの2t車で遺体を運び、自衛隊の車に載せかえ、それぞれの遺族一人に添乗してもらって搬送するのでその用意(どの車に遺体を運んだか、また遺族はいるか、等)に手間がかかり、必死で送りだした。その後も休む間もなく、翌日の搬送計画にかからねばならなかった。なお、この間で一日44遺体を自衛隊の5台の車で火葬場へ搬送した時が最も大変であった。

東灘福祉事務所で搬送した遺体数	146体
(他都市へ搬送 135体 当市11体)	

5 避難所の設置・運営・解消

1. 区役所では毎年度防災組織計画を策定し、そのなかで災害発生時の避難住民のための収容避難所やその運営に必要な職員の配置等を定めている。

しかし、今回の震災は想像を越えた大規模な災害であったため、予定した避難所だけでは避難者を収容することができず、計画以上の避難所が多数生まれ、民間施設や公園などの屋外で多くの人が避難生活を送ることとなった。

被害が甚大であったことから避難生活が長期化し、避難所の運營業務も多岐にわたった。

まず、冬・夏対策、食事の衛生管理、仮設トイレ、入浴設備の設置及び管理、自治組織の運営等が必要となった。これらは絶対数が不足する区職員だけでは到底対応しきれず、施設管理者、地元住民、ボランティア、自衛隊、他の自治体職員など数多くの方の支援を負うところとなった。

避難所運営が長期化するなか、電気・水道・ガスなどの復旧、仮設住宅の入居開始に伴う避難者数が減少、さらには避難所となっている各施設の業務再開への動きのなかで、徐々に避難所の解消が進んだ。

また、市災害対策本部においても、食事の提供の適正化、避難の意向調査、仮設住宅のあっせん等、避難所の解消に向けての対策を実施、最終的には8月20日をもって避難所は閉鎖され、以後は待機所に引き継がれた。

避難所数等の推移

月日	避難所数	避難者数
1月18日	120箇所	60,700人
2月17日	100	16,330
3月17日	97	9,528
4月17日	90	6,486
5月17日	83	4,273
6月17日	74	2,892
7月17日	70	2,341
8月17日	55	1,218
8月20日	52	980

避難所の設置

1. 防災計画上では、一定の手続きにより区災害対策本部長が避難所を開設することになっている。突然の大震災発生で緊急避難が必要な状況下で、各施設管理者の職権と避難者の自主避難により事実上の開設となったところが多かった。

避難者及び避難所の状況について、1月17日当日は混乱していて正確に把握できなかった。翌18日以降の避難所数等の状況は、次表のとおり。

右上表 避難所数等の推移

(参考) 平成6年度の区防災計画上の指定避難所は43箇所 (主に学校)

2. 今回避難所となった施設の状況は、次表のとおり。学校園など公的施設が箇所数、収容避難者数ともに、70%以上であった。

避難所となった施設の状況 (平成7年3月1日現在)

種別	公的施設	民間施設	合計
学校園等	34箇所	5箇所	39箇所
各種施設	29	21	50
公園(テント)	11	-	11
合計	74	26	100

*学校園等には保育所を含む

*各種施設は、地域福祉センター、児童館、老人いこいの家、団地集会所、町内会等の自治会館、寺院など。

避難所の運営

I はじめに

災害発生後の避難所の開設と避難者の収容、その後の避難所の運営については、本来区災害対策本部において実施されるものである。

しかし、今震災においては甚大な被害と混乱の下で、避難所の開設数は120箇所となり、避難者数も6万人を越える事態となった。初動期の避難所開設の対応は各避難所の施設管理者の職権と避難者の自主避難に負うものが多かった。

その後の避難所の管理運営においても、学校の教職員、各施設の管理者、及びボランティアの支援を必要とした。

区災害対策本部においても、震災直後から要員の確保と避難所への職員の派遣に努力をしたが、職員の絶対数が不足し、全ての避難所へ職員を配置することは不可能であった。

避難所の開設期間の長期化に伴い、その運営体制・業務も変化した。

避難所の人員配置と避難所業務については、以下のとおりである。

II 避難所の職員配置状況について

動員可能な職員の数には限りがあり、指定避難所（43か所）のうち、避難者数の多い順に職員を割り付け配置した。

初動期は交通・通信が遮断し、混乱下にあったので、区本部と現地の連絡業務にも配慮して、原則として2名の職員を常駐させることとした。

1. 避難者数の推移等及び避難所業務の変化に伴い職員の配置状況は別紙のとおりとなっている。

2. その他

避難者個別事態調査・5次仮設住宅（最終募集）の案内相談等については、他局・区役所内各課・福祉事務所・保健所の職員の応援を得て対応した。

III 避難所の業務について

1. 1月17日～2月中旬まで（初期・混乱時期）

交通・通信の遮断による職員の確保・情報伝達と被害状況等の把握が困難な時期であり、避難所での当初の主な業務は、避難者数・食数の把握、食料・物資の調達、配給に関する連絡や避難所施設の改善（仮設トイレ・風呂の設置、寒さ対策等）の対応の他、

- (1) 負傷者や急病患者への救急車の手配や医師への連絡等の救援活動
- (2) 遺体の安置等の処理（遺族との対応）
- (3) 避難者住民の苦情処理・情報提供
- (4) 施設管理者との調整、ボランティアの受入れ等
- (5) 安否確認への対応

現場での対応は、多岐に渡っており、区防災計画上の業務分担（情報連絡・救援・避難所運営・保護等）の横断的な処理を求められた。

2. 2月中旬～3月末まで

2月に入ると、区役所では罹災証明の発行や義援金の交付事務等の他、区役所の窓口業務の再開により、避難所運営職員の縮小化を余儀なくされた。

常駐職員のいない小規模な避難所については、ボランティアの協力を得て、救援物資の配給やニーズ等の処理を行った。

この時期の避難所での業務は災害救援的な業務から、避難所の長期化への対応の体制（ボランティアの撤退後の対応、避難者の自治組織づくり）づくり、避難者数・食数の管理や避難所設備の管理等の日常的な業務に変化してきた。

職員のこの頃の主な業務は、

- (1) 避難生活の長期化に伴う避難生活（避難者自身が主体となった食料・物資の配給、トイレ等の掃除、情報の伝達等）のルールづくりや、自治会組織運営の援助等
- (2) 行政の出先相談機関としての住民の行政苦情への対応・行政相談等
また、2月中旬頃から、学校現場での授業の再開の動き等による施設管理者と避難者との調整（教室移動等）を求められた。

3. 4月1日～5月末まで

4月にはいると3月から動きのあったボランティアの大幅な縮小時期を向かえ、また同時に避難者代表者の自立、避難者の日中の就労に伴い避難者代表者の交代や避難者の世話をする人材難の時期が到来した。

また、4月1日から他都市・他局職員の応援を得て、大規模避難所の職員常駐に加え、小規模な避難所には職員が巡回し、ボランティアに代わって職員が物資等の配給・ニーズ把握を行った。

避難所での生活が長期化する中で、食料・物資の配給ルーティン化（安定化）し、避難所の日常業務も避難所施設の安全管理や食料・物資の配給状況の把握・災害施策の広報等の業務が主なものとなった。

避難所現場に区職員以外の配置が多くなったことに伴う業務指導、民間施設での避難所解消の要望や避難所となっている学校の正常化への対応のため避難所班本部機能の充実強化が求められた。

避難所の日常業務の他に、

- (1) 区内避難所の全体の体系的把握
- (2) 避難者の名簿確認（避難所就寝者世帯の構成・罹災住所等や避難者数の名簿上での確認）を行った。

4. 6月1日～8月20日まで

5月実施の避難者個別実態調査を受けて、避難者への個別的・具体的な係わりの強化を図り、避難者への情報提供（避難所解消方針・仮設住宅の状況・一般福祉施策等）をより一層きめ細かく対応し、特に、区役所職員で組織する自立促進班を編成し、要援護避難者世帯への自立援助、避難所の解消を円滑に図るのに努めた。

自立促進班は、常駐職員がいる避難所も含めて、避難者への個別相談等を実施するとともに、避難所の統廃合、避難所解消に伴う避難者の待機所への移動を担当した。

自立促進班の業務は、

- (1) 要援護世帯への対応
要援護世帯への地域型仮設住宅の斡旋
福祉事務所・保健所との連携
- (2) 避難所の統廃合への対応
民間避難所の統廃合等
避難所閉鎖に伴う待機所への誘導・待機所の整備
梅雨に伴う公園テント村への対応強化
避難所の長期化に伴う施設管理者への状況説明
- (3) 最終仮設住宅の案内（避難者優先による抽選）
仮設住宅への交通機関・運賃・団地周辺の状態等の個別情報の提供
常時募集仮設住宅の案内

8月20日の災害救助法切れの後は、以上の業務の他、待機所の運営に関する業務も含めて、自立促進班が担当している。

職員配置表（避難所班本部を含む）

時 期		1/17~1月末	2/1~3月末	4/1~5月末	6/1~7月末	8/1~8/20日
職員を配置した避難所数		25ヶ所	25ヶ所	19ヶ所	13ヶ所	6ヶ所
配 置 職 員 等	区 職 員	30人	34人	14人	12人	12人
	市 応 援 職 員	17人	12人	19人	28人	8人
	他 都 市 職 員	0人	0人	32人	0人	0人
	区派遣ボランティア	35人	53人	0人	0人	0人
	その他(ガードマン等)	0人	0人	16人 (13ヶ所)	16人 (14ヶ所)	14人 (14ヶ所)
備 考				巡回班は8班を編成(2人/班)	巡回業務は自立促進班が対応(4班で、2人/班)	巡回業務は自立促進班が対応(5班で、2人/班)

避難所の解消

1. 避難所の解消

余震が遠ざかり、電気・水道・ガスなどが順次復旧するに伴い、避難者の自宅復帰が始まった。さらに仮設住宅の入居開始や区外転出などに伴い、避難者数が徐々に減少していった。

一方、避難所となった施設の側でも本来業務再開への動きが始まり、関係者間の話し合いを通じて避難所の解消が進んだ。学校においては、避難者の減少化と授業再開のなかで、校内に

おける避難場所の移転・集約が行われ、一部の学校によっては避難所の統廃合により閉鎖された。

市対策本部では、ライフラインの復旧や近隣の商店・スーパー等の営業再開を踏まえ、避難所における食事の配給の適正化を実施、合せて、避難者の意向調査に基づき仮設住宅のあっせんなど、避難者の自立促進を支援することにより、避難所の解消を進めた。

市では、8月20日をもって避難所を閉鎖することとし、この時点で東灘区内では、55箇所の避難

旧避難所設置状況

	1月18日	1月28日	2月5日	3月11日	3月31日	4月30日
避難所数	120カ所	110カ所	100カ所	98カ所	95カ所	88カ所
宿泊者数	60,700人	43,500人	32,500人	9,973人	8,377人	5,174人
配食数	20,000人	59,045人	39,344人	24,827人	11,076人	7,109人
	5月31日	6月30日	7月31日	8月20日		
避難所数	75カ所	72カ所	66カ所	55カ所		
宿泊者数	3,692人	2,512人	1,974人	980人		
配食数	4,879人	3,023人	2,288人	1,096人		

待機所設置状況

待機所名	待機所人数	待機所名	待機所人数	待機所名	待機所人数
東灘体育館	32人	東灘区民センター分館	11人	住吉青少年センター	15人
御影公会堂	22人	求女保育所	10人	合計5カ所	90人

その他 34カ所355人 (旧避難所残存数)

所と980人の避難者が残った。

なお、この閉鎖時点で居住先の決まらない避難者が自立、または仮設住宅等に入居するまでの間、暫定的に生活する場所として、区内で待機所が5箇所設けられた。

2. 待機所の設置・終了

① 待機所の開設準備

当初予定されていた避難所の解消時期が7月末から8月20日に延長されたことを受け、8月から本格的に待機所の開設作業を行った。具体的には、施設の清掃、電気コンセントの敷設、洗たく場の整備、調理コンテナ・シャワーの設置、テレビ・冷蔵庫の配置等を行った。また、ガードマンの配置等、管理体制を整備した。

待機所名

待機所名	待機所人数	世帯数	他から移った人の数	世帯数
東灘体育館	H 7. 12. 15 廃止			
御影公会堂	H 7. 12. 26 廃止			
東灘区民センター分館	H 7. 12. 25 廃止			
求女保育所	H 7. 12. 25 廃止			
住吉青少年センター	H 7. 12. 17 廃止			
計	-	-	-	-

② 待機所への移転促進

8月から区避難所班職員による自立促進チームを編成し、担当避難所を決めて、避難者の詳細な状況把握に努めるとともに、避難所から待機所への移転を働きかけた。この結果旧避難所数は9月末までに急減した。

③ 待機所の運営・解消

8月21日以降、区では旧避難所班職員を中心に待機所班を組織し、物資配送を行うほか、毎週待機所の巡回を行い、施設の点検、行政情報の提供、要望相談の処理等を内容とする待機所の運営を行った。

なお、旧避難所班で編成した自立組織チームは待機所班に残り、当初担当した避難者と引続き接触、待機所からの撤去支援に取り組んだ。

1月17日以降長期にわたる避難所・待機所の運営も12月26日の最終待機者の退去をもって終了した。

資料（避難所の設置・運営・解消）

——「避難所個別面談調査」結果の概要（平成7年5月9日～13日実施）——

(1) 回答世帯数

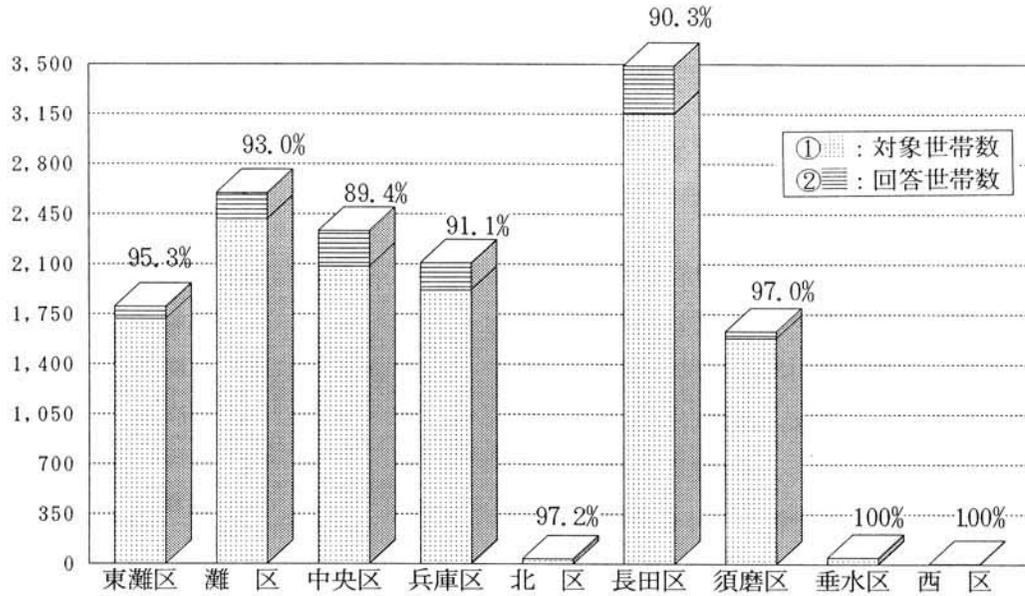
調査時点で市が把握している全避難所366カ所におられる全世帯14,036世帯を対象に、各避難所に調査員が直接伺い、事前に配布した調査票をもとに各世帯の代表者に聞き取り調査を行った。

回答世帯数は12,951世帯で、回答率は92.3%であった。

表-1 回答数と回答率

区	総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	不明
世帯数	14,036	1,801	2,595	2,332	2,105	36	3,488	1,630	46	3	-
回答数	12,951	1,716	2,414	2,084	1,917	35	3,149	1,581	46	3	6
回答率	92.3%	95.3	93.0	89.4	91.1	97.2	90.3	97.0	100.0	100.0	-

図－1 回答世帯数（率）



(2) 世帯主の属性

回答した世帯主は、性別では、男性が69.3%、女性が30.7%であった。

年齢階層別に見ると、50歳代が全体の31.3%を占め最も多く、次いで60歳代が23.0%であった。逆に40歳未満は、30歳代が6.2%、30歳未満が4.1%といずれも少ない。

区別では、兵庫区、北区は、全市平均と比べて60歳以上の高齢世帯主の占める割合が高い。また、東灘区は、高齢世帯主の占める割合が低い。

表－2 世帯主の属性

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	不 明
総数	12,951		1,716	2,414	2,084	1,917	35	3,149	1,581	46	3	6
	世帯数	%										
男性	8,802	69.3	74.0	68.9	66.0	67.9	64.7	69.1	71.5	67.4	66.7	66.7
女性	3,898	30.7	26.0	31.1	34.0	32.1	35.3	30.9	28.5	32.6	33.3	33.3
不明	251		25	51	30	42	1	63	39	-	-	-
年齢												
～30	507	4.1	4.1	3.9	4.8	3.5	2.8	4.6	3.3	-	-	-
30～	766	6.2	7.0	5.4	6.5	4.9	8.6	7.0	5.5	17.7	33.3	16.7
40～	2,578	20.8	22.7	20.3	19.0	18.6	14.3	21.9	22.1	23.5	33.3	33.3
50～	3,892	31.3	35.8	32.4	29.8	29.8	20.0	30.1	31.7	23.5	-	50.0
60～	2,856	23.0	20.2	22.6	25.3	25.7	34.3	22.5	21.1	23.5	-	-
70～	1,812	14.6	10.2	15.4	14.6	17.5	20.0	13.9	16.3	11.8	33.3	-
不明	540		30	68	67	66	-	124	173	12	-	-

図－2 世帯主の属性（男女比率）

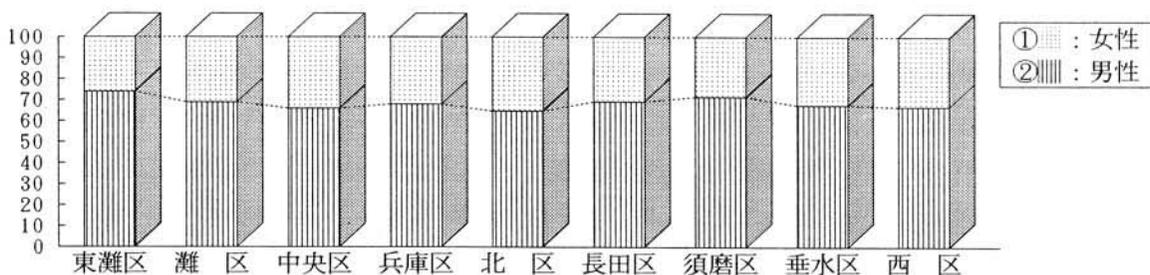
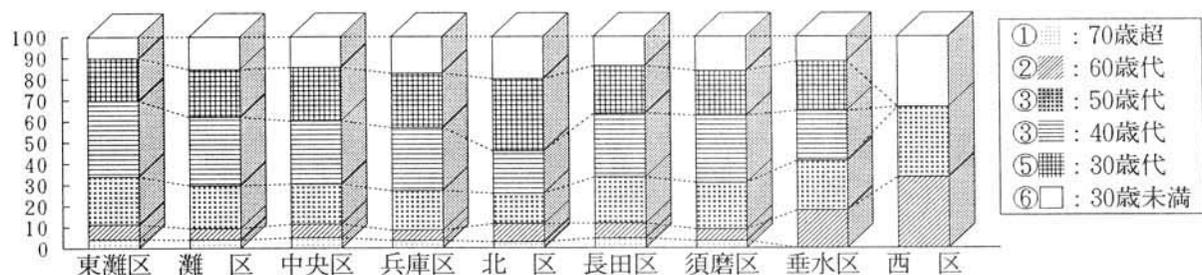


図-3 世帯主の属性（年齢比%）



(3) 1世帯あたりの人員

回答世帯1世帯あたりの平均人員は2.1人である。

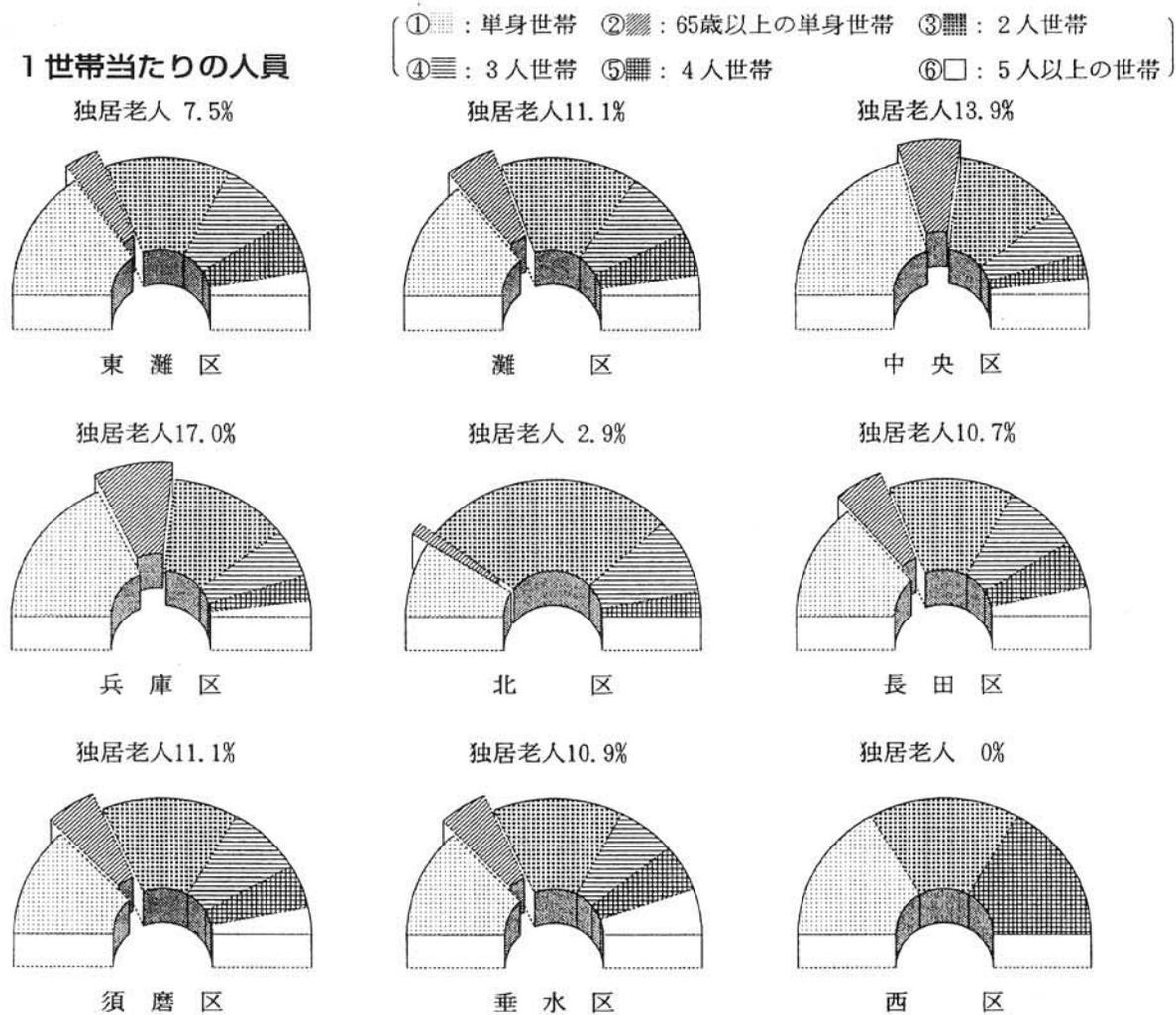
世帯の人数別では、一人暮らし世帯が5,462世帯で全体の43.1%を占め最も多く、次いで、2人世帯が3,499世帯・27.6%である。一人暮らしのなかでも、65歳以上の高齢者が占める割合は全体の11.8%（一人暮らしのなかでは27.5%）と高い。また、一人暮らし世帯を男女別に見ると、男性が57.2%、女性が42.8%で、男性では40～50歳代（40歳代23.7%、50歳代33.9%）が多く、女性では50歳以上（50歳代25.9%、60歳代28.8%、70歳以上30.5%）が多い。

区別に見ると、中央区、兵庫区は、1世帯あたりの平均人員が1.8人と少なく、一人暮らし世帯の占める割合がいずれも全市平均より10%以上高い。また、一人暮らしの高齢者の占める割合が中央区が13.9%、兵庫区が17%と全市平均を上回っている。一方、東灘区、北区、垂水区は一人暮らしの高齢者の占める割合が低い。

表-3 1世帯当たりの人員

区	総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	不明	
総数	12,951	1,716	2,414	2,084	1,917	35	3,149	1,581	46	3	6	
平均人員数	2.1人	2.2	2.1	1.8	1.8	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	1.7	
	世帯数	%										
独居	5,462	43.1	38.3	39.1	54.5	53.1	20.6	38.2	37.1	37.0	33.3	66.6
2人	3,499	27.2	30.0	24.6	25.9	55.9	27.6	29.6	28.3	33.3	16.7	
3人	1,882	14.8	16.6	15.8	11.4	11.5	17.6	16.5	16.7	13.0	-	
4人	1,173	9.2	12.1	10.3	5.7	5.8	5.9	10.9	10.2	10.9	33.3	16.7
5人～	671	5.3	5.8	4.8	3.8	3.7	-	6.8	6.4	10.9	-	-
(再)独居高齢	1,500	11.8	7.5	11.1	13.9	17.0	2.9	10.7	11.1	10.9	-	-
不明	264		32	14	29	47	1	85	56	-	-	-

図-4 1世帯当たりの人員



(4) 被災時住所と避難場所 (不明分を除く—以下同様)

被災時の住所と現在の避難場所は同一区内がほとんどであるが、中央区の避難所では兵庫区から、須磨区の避難所では長田区からの避難者が10~20%程度みられる。

また、北区は、しあわせの村内の施設が高齢者や障害者の2次避難所となっており、西区とともに、現在では他区の避難者のみとなっている。

なお、被災時の住所でみると、長田区、灘区、兵庫区、中央区、東灘区、須磨区の順に避難世帯が多いことがわかる。

表-4 被災時住所と避難場所

区	総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
被災前	12,895	1,703	-	2,404	2,083	1,913	35	3,133	1,575	46
3	東灘	13.4%	97.4	1.3	1.0	0.3	8.6	0.1	0.1	-
-	灘	18.8	2.2	96.5	2.7	0.3	14.3	0.1	0.1	-
3 3 . 3	中央	13.8	0.1	1.6	82.6	0.6	17.1	0.1	0.1	2.2
-	兵庫	15.9	0.1	0.1	11.5	92.7	14.3	0.5	0.4	-
-	北	0.1	-	-	0.2	-	-	0.3	0.1	-
-	長田	27.4	-	0.2	1.4	5.7	37.1	96.5	21.8	17.4
6 6 . 7	須磨	10.1	0.1	0.1	0.2	0.3	8.6	2.3	77.3	4.4
-	垂水	0.3	-	-	0.1	0.1	-	0.1	0.1	76.1
-	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	市外	0.1	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-

(5) 住宅について

① 被災時の住宅

ア. 被災時の住宅の所有関係

被災時の住宅の所有関係は、持ち家が28.9%、借家が71.1%であった。

区別にみると、東灘区、北区、須磨区、西区で持ち家の率が高く、中央区、兵庫区で借家の率が高い。

表-5 被災時の住宅の所有関係

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	12,594		1,695	2,378	2,013	1,850	32	3,067	1,510	46	3
	世帯数	%									
①持ち家	3,645	28.9	34.8	30.8	17.8	20.9	46.9	31.9	37.6	28.3	66.7
②借 家	8,949	71.1	65.2	69.2	82.2	79.1	53.1	68.1	62.4	71.7	33.3

図-5 被災時の住宅の所有関係

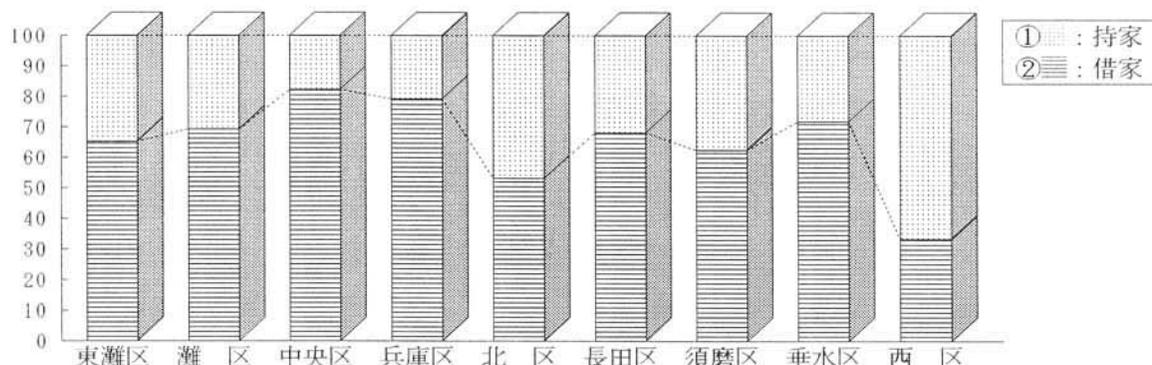
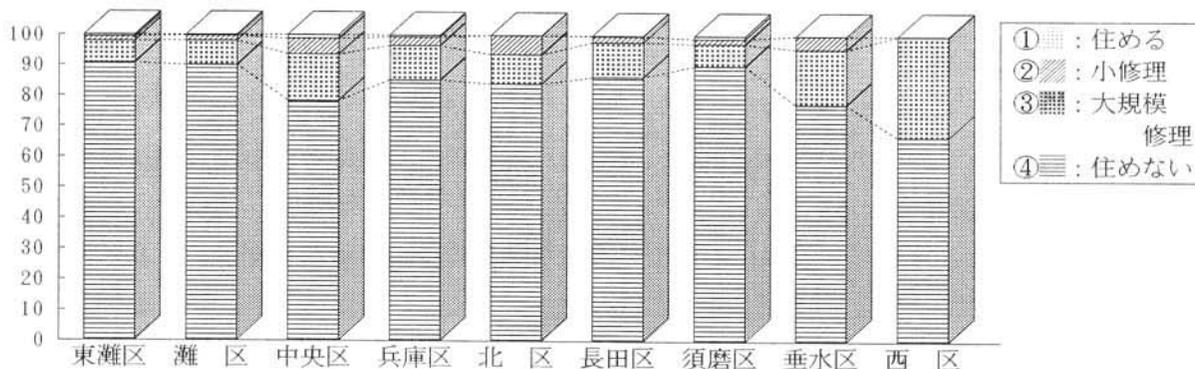


図-6 被災時の住宅の状況



イ. 被災時の住宅の状況

被災時の住宅の状況は、「住める」や「小修理をすれば住める」は全体の3.2%であり、「大規模修理が必要」や「住めない」が全体の96.8%を占めている。

なお、中央区と垂水区、西区は、全市平均より「大規模修理が必要」な世帯の占める割合が高く、「住めない」世帯の占める割合が低い。

表-6 被災時の住宅の状況

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	12,496		1,668	2,356	2,041	1,843	31	3,050	1,460	44	3
	世帯数	%									
①住める	85	0.7	0.7	0.4	1.3	0.7	-	0.3	1.04	-	-
②小修理	310	2.5	1.5	1.6	5.2	2.8	6.4	2.0	1.7	4.5	-
③大規模修理	1,295	10.3	7.1	8.0	15.2	11.4	9.7	11.4	7.4	18.2	33.3
④住めない	10,806	86.5	90.7	90.0	78.3	85.1	83.9	86.3	89.9	77.3	66.7

ウ. り災証明

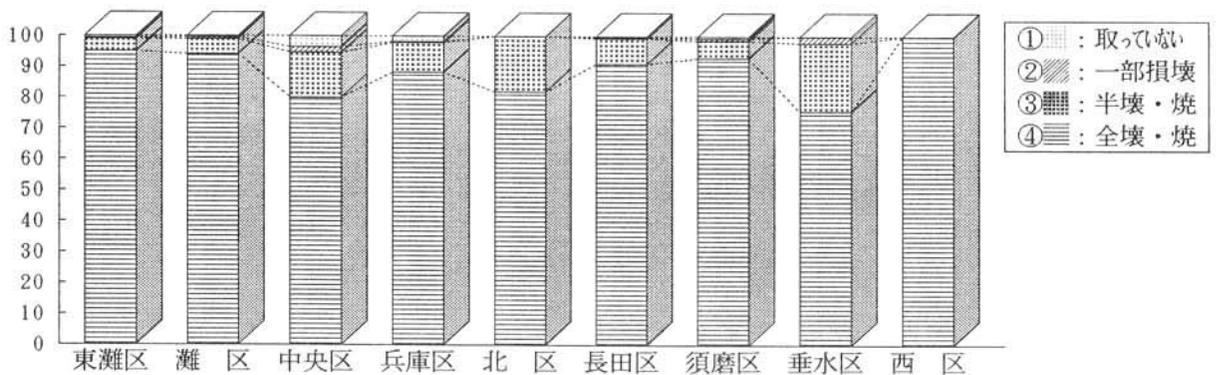
り災証明については、全体の98.1%が半壊以上の証明を取得しており、なかでも全壊が90%と大半を占める。

なお、中央区と北区、垂水区は、全市平均より半壊の判定が多く、全壊が少ない。

表-7 り災証明の取得状況

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	12,890		1,710	2,408	2,081	1,907	33	3,130	1,573	45	3
	世帯数	%									
①全壊(全焼)	11,602	90.0	94.9	93.9	79.9	88.2	81.8	91.0	92.9	75.6	100.0
②半壊(半焼)	1,043	8.1	4.0	5.0	14.7	9.6	18.2	8.3	5.7	22.2	-
③一部損壊	90	0.7	0.4	0.6	1.8	0.4	-	0.3	0.7	2.2	-
小 計	12,735	98.8	99.3	99.5	96.4	98.2	-	99.6	99.3	100.0	100.0
④取っていない	155	1.2	0.7	0.5	3.6	1.8	-	0.4	0.7	-	-

図-7 り災証明の取得状況(り災証明区分率)



② 今後の住宅計画

ア. 避難所を出るめど

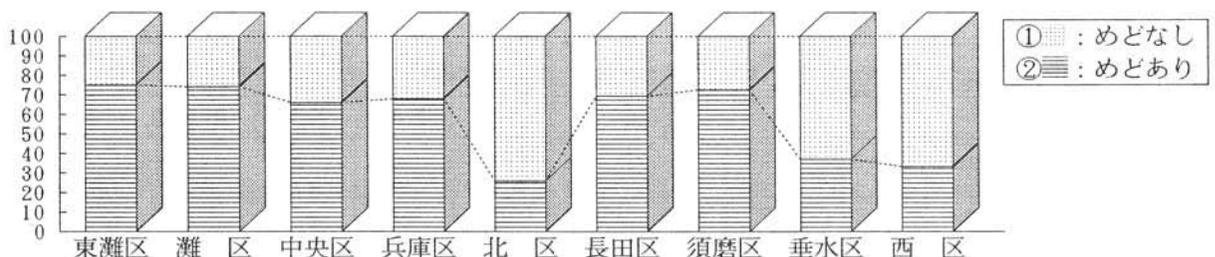
避難所を出るめどについては、「ある」世帯が3,814世帯で全体の29.6%、「今のところない」世帯が9,051世帯で70.4%である。また、「ない」世帯の占める割合からめどがない世帯全体を推定すると9,831世帯となる。

区別にみると、東灘区、灘区においてめどのない世帯の占める割合が高く、北区、垂水区、西区で低い。

表-8 避難所を出るめど

	総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	12,865	1,710	2,412	2,077	1,901	35	3,123	1,558	46	3
①あ る(世帯)	3,814	427	624	706	607	26	963	430	29	2
" (%)	29.6	25.0	25.9	34.0	32.0	74.3	30.8	27.6	63.0	66.7
②な い(世帯)	9,051	1,283	1,788	1,371	1,294	9	2,160	1,128	17	1
" (%)	70.4	75.0	74.1	66.0	68.0	25.7	69.2	72.4	37.0	33.3

図-8 避難所を出るめど



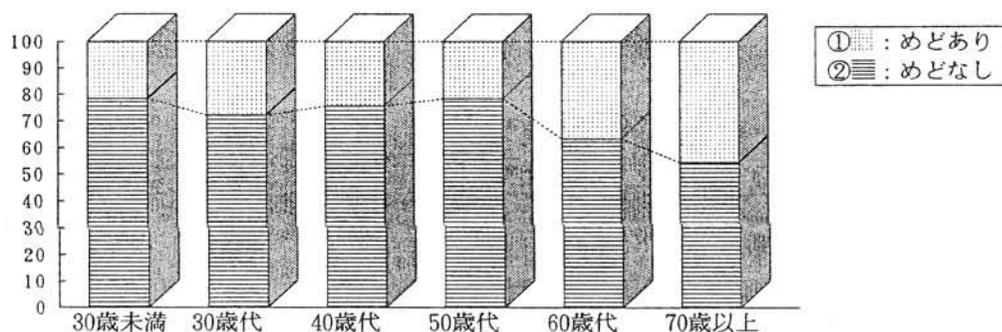
イ. 避難所を出るめど（世帯主の年代別）

避難所を出るめどの有無について、年代別にみると、「今のところない」世帯の占める割合は60歳未満で平均よりも高く、60歳以上で低くなっている。これは、仮設住宅入居者決定時の高齢者等の優遇措置によると考えられる（避難所を出るめどのある世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯の52.9%が仮設住宅に住むと回答している。）。

表-9 世帯主の年代別の避難所を出るめど

	総 数	30 未 満	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 以 上
総 数	12,356	506	765	2,573	3,873	2,844	1,795
①あ る	29.6	21.7	28.0	24.6	21.8	36.8	45.2
②今のところない	70.4	78.3	72.0	75.4	78.2	63.2	54.8

図-9 世帯主の年代別の避難所を出るめど



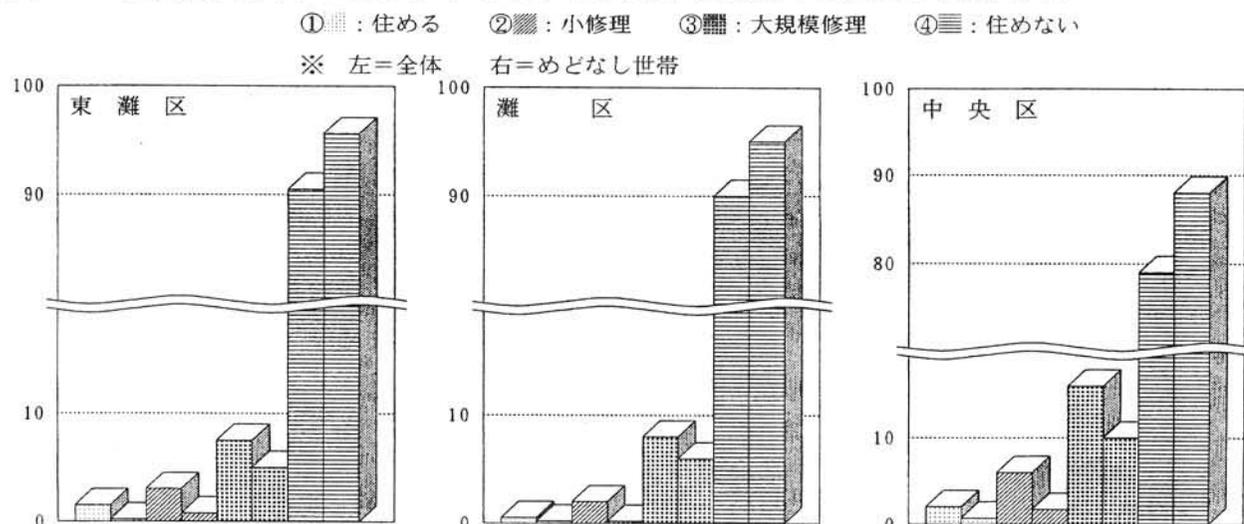
ウ. 避難所を出るめどが今のところない世帯の住宅の状況

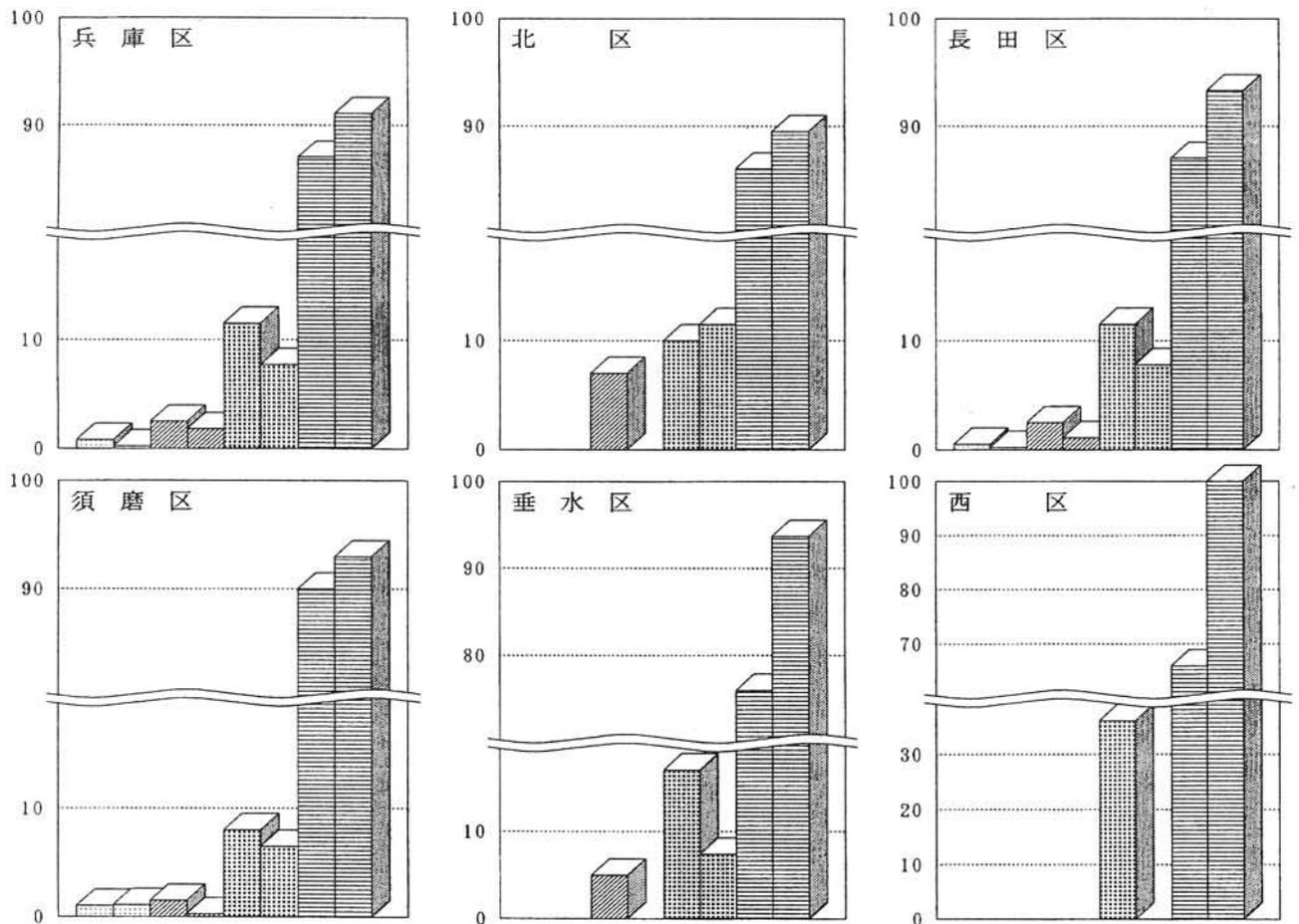
避難所を出るめどが今のところない世帯の被災時の住宅は、表6の一般世帯の被災時の住宅の状況に比べて、「大規模修理が必要」や「住めない」世帯の占める割合が高く、特に「住めない」世帯の占める割合は、92.1%と5.6%高くなっている。

表-10 避難所を出るめどが今のところない世帯の被災時の住宅の状況

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
	世帯数	%									
総 数	8,780	100.0	1,248	1,744	1,348	1,255	9	2,112	1,047	16	1
①住 め る	33	0.4	0.2	0.2	0.7	0.2	-	0.2	1.1	-	-
②小 修 理	78	0.9	0.6	0.2	2.0	1.1	-	1.0	0.5	-	-
③大規模修理	582	6.6	4.6	5.3	10.2	7.7	11.1	6.6	5.4	6.3	-
④住めない	8,087	92.1	94.6	94.3	87.1	90.9	88.9	92.3	93.1	93.7	100.0

図-10 避難所を出るめどが今のところない世帯の被災時の住宅の状況（率）





工. 避難所を出るめどが今のところない世帯の仮設住宅申込み状況

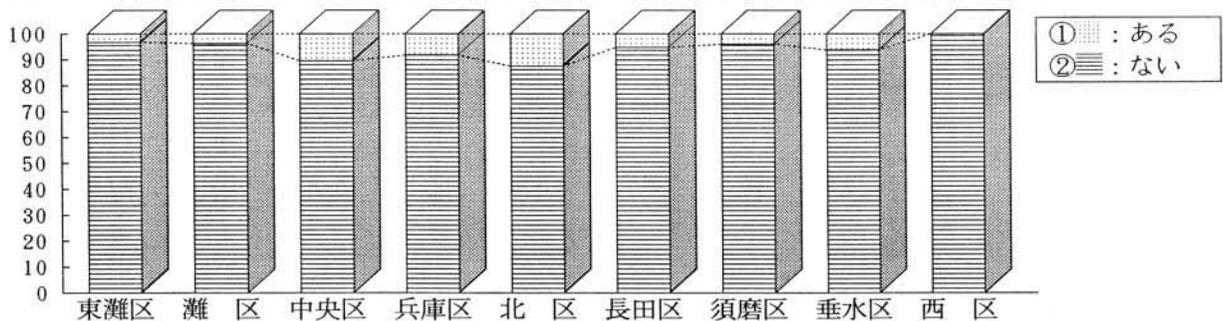
避難所を出るめどが今のところない世帯のうち、94.2%がこれまでに高齢者・障害者向地域型仮設住宅を含む仮設住宅（4次募集は、募集期間と本調査の調査期間がだぶったため除外。）に申し込んだことがあり、これは、後述の一般世帯の申込み比率に比べ4.1%高い。

また、仮設住宅に申し込んだことのない世帯は5.8%あり、区別にみると、中央区、兵庫区、北区でその比率が高い。

表-11 避難所を出るめどが今のところない世帯の仮設住宅申込み状況

	総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
総数	8,943	1,268	1,782	1,350	1,284	8	2,148	1,086	16	1
仮設に申し込んだことがある(世帯)	8,424	1,226	1,714	1,208	1,177	7	2,035	1,041	15	
" (%)	94.2	96.7	96.2	89.5	91.7	87.5	94.7	95.9	93.7	100.0
仮設に申し込んだことがない(世帯)	519	42	68	142	107	1	113	45	1	-
" (%)	5.8	3.3	3.8	10.5	8.3	12.5	5.3	4.1	6.3	-

図-11 避難所を出るめどが今のところない世帯の仮設住宅申込み状況（率）



オ. 避難所を出るめどがある世帯の避難所を出る時期

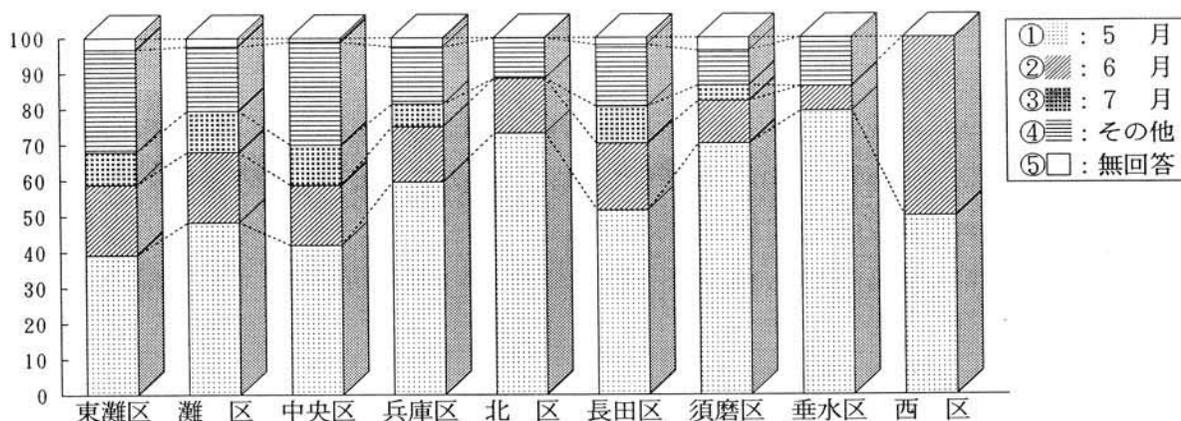
避難所を出るめどのある世帯のうち、7月末までに出るめどがあると回答した世帯は77.9%、2,971世帯であり、全世帯数14,036世帯の21.2%にあたる（全体に対する比率から割り戻すと、14,036世帯の23.1%、3,236世帯になる）。

一方で、めどはあると答えたものの、その他（8月以降になるか、時期未定）、あるいは、無回答の世帯があわせて843世帯ある。

表-12 避難所を出るめどがある世帯の避難所を出る時期（無回答分を含む）

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	3,814		427	624	706	607	26	963	430	29	2
	世帯数	%									
① 5 月	1,967	51.6	39.1	48.2	41.9	59.5	73.1	51.6	70.2	79.3	50.0
② 6 月	656	17.2	19.7	19.7	16.7	15.5	15.4	18.6	11.9	6.9	50.0
③ 7 月	348	9.1	9.1	11.5	11.3	6.3	-	10.4	4.4	-	-
小計(①~③)	2,971	77.9	68.0	79.5	70.0	81.2	88.5	80.6	86.5	86.2	100.0
④ その他	755	19.8	28.8	18.1	28.9	16.1	11.5	17.4	9.8	13.8	-
無 回 答	88	2.3	3.3	2.4	1.1	2.6	-	2.0	3.7	-	-

図-12 避難所を出るめどがある世帯の避難所を出る時期（率）



カ. 避難所を出るめどがある世帯は避難所を出てどこに住むか

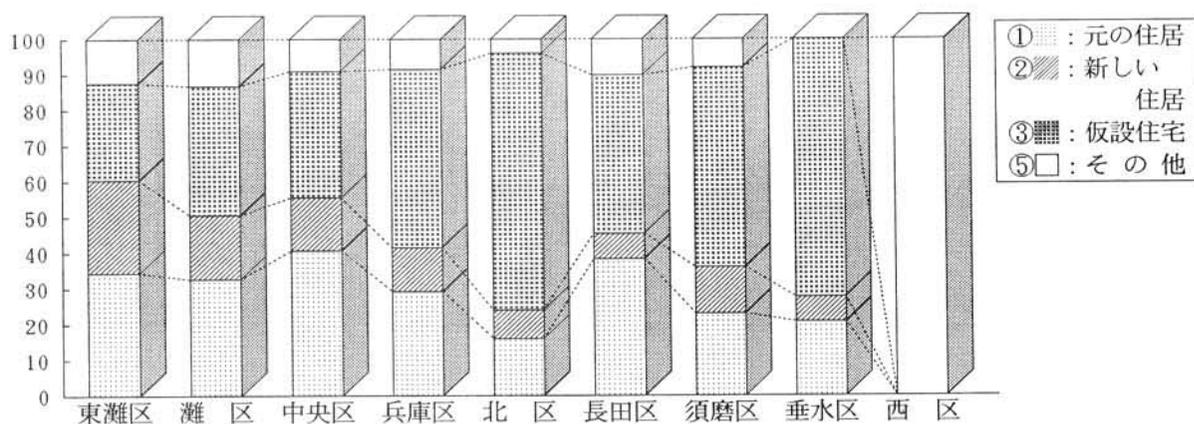
避難所を出るめどがある世帯が避難所を出て住むところとしては、仮設住宅が最も多く42%を占め、次に、もとの住居が33.9%となっているが、新しい住居は13.9%にとどまっている。

なお、「その他」の回答の内容としては、知人の家や、区画整理等の都市計画事業や市営住宅等の修理・建て替えに伴う仮設住宅、もとの土地に仮設住宅を建てるなどがある。

表-13 避難所を出るめどがある世帯が避難所を出て住むところ

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	3,694		408	608	695	584	25	943	400	29	2
	世帯数	%									
①もとの住居	1,252	33.9	34.3	32.6	40.6	29.1	16.0	38.2	23.0	20.7	-
②新しい住居	513	13.9	26.0	17.9	14.8	12.3	8.0	7.1	13.0	6.9	-
③仮設住宅	1,553	42.0	27.2	36.2	35.5	50.0	72.0	44.5	56.0	72.4	-
④そ の 他	376	10.2	12.5	13.3	9.1	8.6	4.0	10.2	8.0	-	100.0

図-13 避難所を出るめどがある世帯が避難所を出て住むところ（率）



キ. 仮設住宅の申込状況

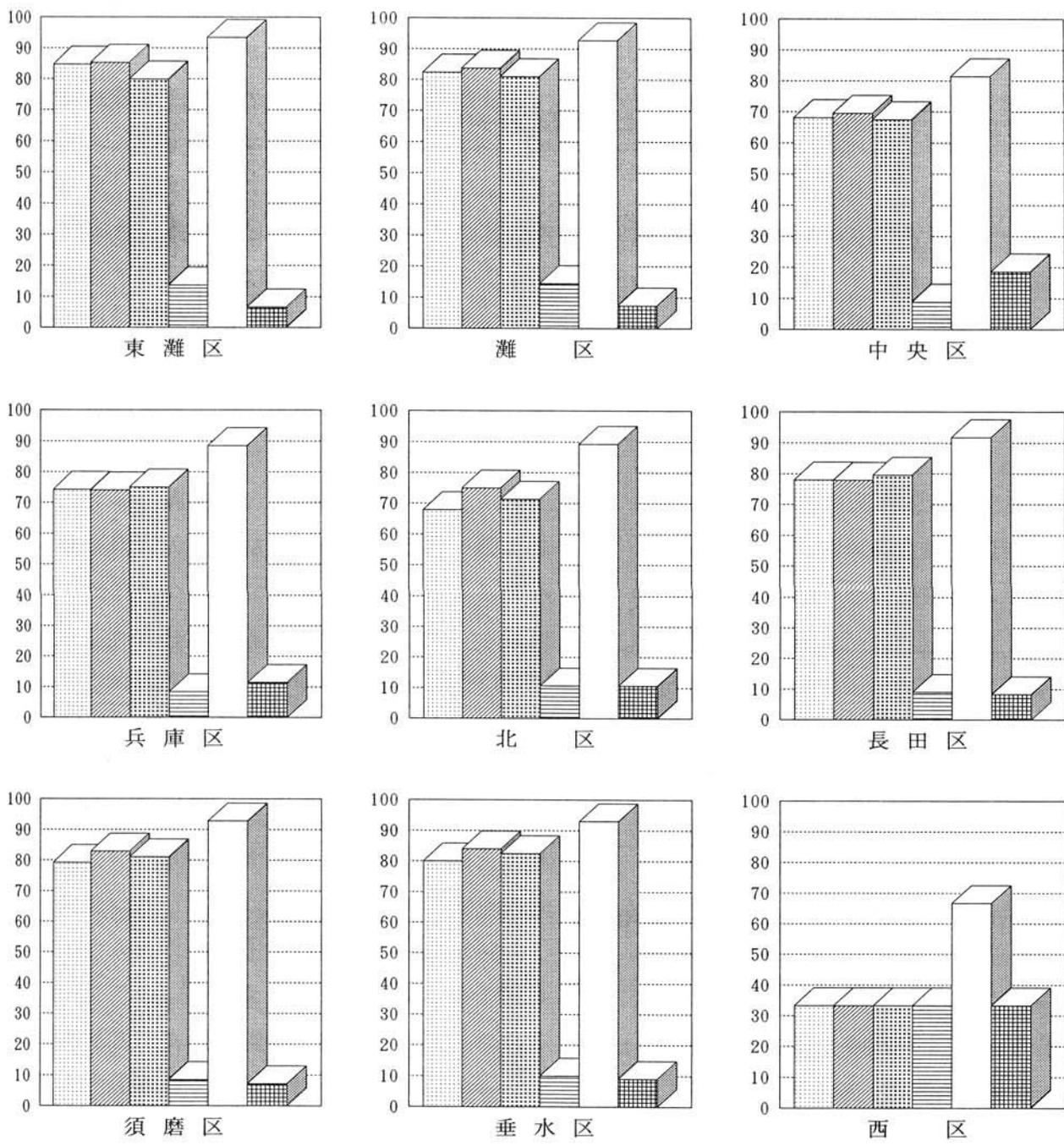
仮設住宅の1次～3次の募集には、毎回80%近くの世帯が申込みをし、高齢者・障害者向地域型仮設住宅にも10.5%の世帯が申込みをしている。さらに、これらいずれかの住宅に1回以上申し込んだことがある世帯は、90.1%にのぼっている。

なお、仮設に申し込んだことのない世帯のうち58.3%は避難所を出るめどがあると回答している。

表-14 仮設住宅の申込状況（複数回答）

	総 数		東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
総 数	12,625		1,686	2,374	2,036	1,864	28	3,100	1,489	45	3
	世帯数	%									
①1次	9,776	77.4	84.7	82.4	68.1	74.3	67.9	78.0	79.2	8.9	33.3
②2次	9,925	78.6	85.3	83.7	69.5	74.1	75.0	77.9	82.9	71.1	33.3
③3次	9,772	77.4	79.9	81.0	67.5	75.1	71.4	79.6	81.1	71.1	33.3
④地域型仮設	1,323	10.5	13.7	14.5	8.8	8.4	10.7	9.0	8.5	-	33.3
上記いずれか申し込んだ	11,372	90.1	93.4	92.7	81.4	88.5	89.3	91.7	92.8	84.4	66.7
⑤申し込んでいない	1,253	9.9	6.6	7.3	18.6	11.5	10.7	8.3	7.2	15.6	33.3

図-14 仮設住宅の申込状況（率）



避難されている市民の方に対する調査票

1. あなたのご家族についてお聞かせください（この避難所におられる方のみ）

No.	お 名 前	続柄	性 別	生 年 月 日	地震前のお仕事	今のお仕事				
1	ふりがな()	本人	男、女	M.T.S.H	年 月 日					
2							男、女	M.T.S.H	年 月 日	
3							男、女	M.T.S.H	年 月 日	
4							男、女	M.T.S.H	年 月 日	
5							男、女	M.T.S.H	年 月 日	
6							男、女	M.T.S.H	年 月 日	
避難所におられる家族の人数						人				

2. あなたの“おすまい”についてお聞かせください

- (1) 地震の時のご住所は？ _____ 市 _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号〔①持ち家、②借家〕
（くわしく書いてください）
- (2) その時の“おすまい”は？ 〔①住める ②小修理をすれば住める ③大規模修理が必要 ④住めない〕
- (3) り災証明書は？ 〔①全壊（全焼） ②半壊（半焼） ③一部損壊 ④取っていない〕

3. 今後の“おすまい”の予定についてお聞かせください

- (1) 避難所を出られるめどは？ 〔①ある ②今のところない〕
- (1)-2 「ある」と答えられた方にお聞きいたします。
- 時期はいつごろですか？ 〔①5月 ②6月 ③7月 ④その他（_____）〕
- どこに住まれますか？ 〔①もとの“すまい” ②新しい“すまい”を見つける ③仮設住宅 ④その他（_____）〕
- (2) 仮設住宅は申し込まれましたか？ 〔①1次募集 ②2次募集 ③3次募集 ④地域型仮設 ⑤申し込んでいない〕

4. 今後の生活で最も不安なことは何でしょうか？

6 食料・物資の調達・配布

1. はじめに

地震の発生後、すぐに住民から求められるのは情報と生活必要物資だった。倒壊して、着の身着のまま避難所へ逃げて来た人も多く、震災後に避難所ですぐに求められたのは毛布・防寒着・食料だった。しかしほとんどの店舗が被害を受け、店を開けられる状況になかったこと、学校などの避難所には基本的に災害物資を置いていないこと、区役所に災害用の緊急備蓄物資（毛布・乾パン・飲料水等）が少なかったことなどで、これらの品物が思うように手に入らず、実態は一層混乱した。

救援物資の提供は、いかに迅速に、必要な必需物資を、必要な数だけ、公平に分配できるかにかかっている。しかしながら、①震災に伴う道路交通網の寸断や交通渋滞のため、交通事情が混乱して、いつ、どのようなものが搬入されるかわからない、②ほぼ全区民が被災した状況にあるため必要な物資の数がかめない、③配布する物資の多くが善意の救援物資に頼っていたため手元にある物資の内容がかめない、④市民感情が高ぶり混乱していたため、冷静な会話ができず、声の大きい被災者に物資が渡り、災害弱者といわれる老人・障害者・幼児には行き渡らなかった。このように今回の震災の初動期では、スムーズな提供ができたとは言えなかった。

以下では、当初の計画、そして実際の動きの順で述べていく。

2. 神戸市地域防災計画での食糧・物資供給計画

神戸市地域防災計画（平成6年度）では、第16節に「食料供給計画」、第17節に「物資供給計画」を定めている。同計画の「地震対

策編」でもこの両節を準用している。

食糧供給計画の概要

食糧供給計画は、「災害時に住家の被害で炊飯のできない被災者及び応急救助対策要員に対する食品の給与と、必要な食糧の確保を期するための計画」である。

この計画では、①対象者、②実施機関、③災害時の応急給食措置、④炊き出し、⑤経費の負担、についてそれぞれ規定し、米穀の卸・小売業者（東灘区内に6業者）、米以外の主食販売業者（市内で1業者）、災害救助用副食・調味料在庫業者を列記し、「緊急時における生活物資確保の為の神戸市と生活協同組合コープこうべとの協定」に基づく調達を記述している。

同計画によると、「災害が発生し、通常の流通機関がまひ混乱したときは、」米穀、乾パンについて「直ちに応急給食の必要量を県知事に申請」する。炊き出し用米穀は、「指定小売業者（東灘区内5業者）から、所有量」を、乾パンは「食糧事務所長の発行する荷渡指図書により所定の場所で」、副食は、「必要に応じ、指定業者から」それぞれ調達することになっている。給食基準は一人当たり300グラム。給食方法は「避難所に収容された者」に対しては、区本部長が、避難所ごとの管理責任者を通じて、その他の被災者に対しては、「災害救助協力員等の協力を得て直接給食するか、」「米穀小売業者を指定して行う」となっている。

「物資供給計画」の概要

「物資供給計画」は、「災害時に被災者に対し、被服、寝具その他の生活必需品を、給与又は貸与するための計画」である。

この計画は、①対象者、②実施機関、③物資の調達、④物資の配給、⑤物資の貸与、⑥費用及び期間、⑦経費の負担、⑧備蓄物資一覧表、⑨即時調達物資一覧表、⑩生活協同組合コープこうべからの調達から構成される。

同計画によると、物資の調達は、「災害の程度に応じ、必要とする物資をすみやかに調達」し、「状況により物資調達の応援を県、指定都市又は隣接都市に要請する」としている。物資の調達は、区本部長が行うとされるが、①「災害救助法に基づき県知事から送付される救援物資」、②「区本部長で調達が困難であるか又は大量に必要とする場合、その調達を民生部に依頼し、民生部は理財部に調達を依頼し、調達された物資」は除くとされる。物資の配給は、「被害の程度及び世帯構成人員に応じて配給」し、「迅速かつ正確に実施する」とされる。具体的には、区本部長が、「被災状況に基づき調整した『物資の給与状況』により災害救助協力委員、日赤奉仕団等の協力を得て配給する」。また、「毛布、ムシロ、等の応急物資を貸与するときは、貸与責任者（避難所管理責任者等）を定め」て貸与し、「貸与物資の散逸忘失汚損等の防止にあたる」としている。

この計画では、備蓄物資は、毛布1,810枚、ローソク173本、ゴザ52枚が9区役所に備蓄され、即時調達物資は布団1,000組、外衣5,000着のほか、兵庫県百貨店協会等に備蓄されている物資として肌着、タオル、鍋、釜、包丁、バケツ、茶碗、汁椀、皿はし、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉などが列記されている。

（「都市政策」第82号より引用）

供給遂行状況

結論から申し上げますと、現実には地域防災計画どおりには事が運ばなかった。

被害があまりにも甚大なため、被災者数の確認ができるような状況にはなかった。東灘区で指定した避難所は37カ所。もちろん、東灘区民のすべてが避難できるはずがなく、指定外の避難所にも多くの区民が避難した。区の境界では灘区の避難者も受け入れたし、その一方で東灘区から芦屋の避難所へ避難した避難者もあった。このような中での避難者数の確認は不可能であった。したがって「応急給食の必要量」は把握できず、また県知事に申請するにも、当初区役所の電話回線は発信不可能な状態であった。また電話回線が通じた後も、店舗が空いていない以上19万区民のほぼ全員が食事が手に入らない状態にあり、何万食仕入れても足りない状況であった。

生活必要物資についても、前述の計画上の備蓄物資・即時調達物資では全く足らず、電話も通じないため、計画上の業者の状況も把握できないでは手の施しようがなかった。たとえば冬季の早朝の地震であったため、被災直後から毛布の要望が高かったが、全壊・半壊家屋が51,293件、全焼・半焼家屋が597件あり、着の身着のまま避難所に入ったと仮定すると、毛布だけでも最低10万枚以上（一人2枚）が必要になった。もちろん東灘区内のどこにもそれだけの毛布を備蓄している倉庫はなかった。計画の中で調達を約束している店舗もおおむね何らかの被害を受けており、計画通り行政と連絡を取り合って物資を供給する状態になく、また可能であった店舗も騒乱の中で営業利益を確保しながらの販売は不可能であったと思われる。

ただ幸いなことは、食糧にしても物資にし

ても、計画では予想されていなかった救援物資が早朝から大量に区役所に届いたことだ。当初それらの物資が国や県が調達したものか、あるいは個々の企業・自治体・各種団体が善意で寄付されたものか、一切分からなかったが、さまざまな物資を各避難所に送り届けることができ、数の過不足はあるにしても一応の物資の供給体制がとれた。

3. 区災害対策本部の物資班の動き

1. 1月17日～1週間

全国各地からの救援物資は、震災当日の朝から区役所に届けられた。ただ届けられた物資の性質が、市本部（民生局）からのものか、県や国からのものか、あるいは純粋に善意の物資か皆目分からなかった。とりあえず震災直後から区役所に出務した職員を中心に、区役所の前に積み荷を降ろす作業から始まった。また別の職員は、避難所開設に伴って、食糧や薬品、おむつ、生理用品等が必要になると判断し、それらを買出しに中央卸売市場東部市場や住吉駅南のシーア（大型小売販売店）、郊外のショッピングセンターに走った。物資班としては、程なく市税課を中心に避難所の開設にまわった職員が区役所に戻って来たので、各避難所の状況や収容人数、必要な物資を聞き取り、その情報をもとに配送計画を立て、配送を始めた。しかし届けられるものは多岐にわたり、何が入っているか分からない段ボール箱や一人では持てないようなものも届いた。届けられた段ボールは可能な限り仕分けして積み降ろしたが、それらを細かく仕分けし、必要としている避難所に適切なものを適当な数だけ配送することはこの時点ではまだ不可能であった。それこそ右から左へ“適当”搬送したのも少なくなかった。そ

れでも多くのボランティアで来ていただいた方や、遠くから区役所まで運んで来てくれた運転手の人達の協力を仰ぎながら、配送した。

このころの物資班の体制は、日ごとメンバーが変わり、本部の位置もあつてないような状況であった。物資の担当課は決まっていたが、大震災時の物資の調達方法、だれが避難所に運ぶか、車は何を使うか、スタッフは、などなど実際に動くには何も決まっていなると等しい状態であった。初日は現実の対応に追われ、各避難所の状況をつかんだり、物資の受け入れ等で手一杯だった。各避難所の状況、おおまかな避難者数、必要とされている物資が把握できだしたのが2日目、物資班として組織的に計画し、動き出したのは3日目からだった。市税課中心の避難所班からさまざまな情報・要望・苦情が届けられ、それらをもとに福利課が中心の物資班で避難所ごとの配給基数を算出し、物資の配送を行った。ただ当時使用できる電話回線が3階総務課内にしかなく、避難所班も3階市税課内にあったため、物資の受け入れの対応や避難所班からの要望をもとに何をどこへ配送するかをまとめる作業をする係を3階におき、配送票をもとに車をどのように運用して無駄なく物資を配送するかを考えたり、直接物資を受け入れ、搬出する係を1階に置いた。

配送手段

当初の配送手段は散々足るものだった。配送する車がなく、区役所の公用車数台と、職員の自家用車を使った。次第にボランティアで駆けつけてくれた人がマイカーや会社の貨物車を利用して配送に協力してくれ、土木・造園協力会、神戸市建築協会、環境事業所などが組織的に配送に協力していただけるようになった。しばらくして配送部門が確立し、

区役所1階玄関口にデスクを置くようになった。その時点では、建築協力が常時（朝6時ごろから晩10時ごろまで）提供していたトラック8～10台と人員、神戸商船大学の学生スタッフ、2トン車や4トン車を持ち込んで協力してくれた運送業者・個人事業者、その他学生・民間ボランティアなどが配送に当たってくれた。

1月20日以降は、前述の建築協力のトラックに加え、近畿コカコーラボトイング社から毎日ボランティアで社員数名と車2台を派遣していただき、日立物流の車両（当初はボランティア、後に理財局で経理契約）、西濃運輸のトラックやワゴン、京都のMKタクシー2台、他都市応援の公用車と職員（どこの市であったかは記憶が定かでない）も配送の応援に回っていただいた。これらの他にも名前の残っていない多くの運送業者や個人事業者が、ボランティアで持ち込みの車を使って配送にあたってくれた。また道路がふさがっていたり、交通事情がひどく悪かったので、少量小荷物の場合は、東灘保健所内に本部を置いたボランティアグループ「情報センター」に協力を仰ぎ、バイク便を利用させていただいた。この時点で避難箇所数が120を越え、その外にも小規模の避難所や食事等を調達できない状態の人々の集団があったが、本部としてはこれ以上の配送は能力的に限界であったので、大規模避難所を中心に物資を配送した。また小規模の避難所や区役所周辺の避難者はマイカーやボランティアの応援・協力を得て、区役所まで直接取りに来ていただいた。区役所前で個々人に物資を渡すと大混乱や暴動が予想されたので、原則として個人配布しなかったが、自治会単位でまとめて取りに来られた自治会長さんや、リーダーのしっかり

した避難所には区役所前で避難所の人数分をお渡しした。しかしながら、区役所前は物を取りに来る人で引きもきらずごった返して、個人には渡せないとよくトラブルを起こした。

ボランティアの車での配送も含め配送手段が最も充実していたときで、区役所から物資を直送した箇所が120カ所を越えていた。それらに加えて区役所前渡しも30カ所を越えており、ピーク時でおよそ160カ所に食事等の救援物資を配布していたものと思われる（推定）。

1週間を迎えるころになると、避難所マップの様なものができあがり（もちろん手書きをコピーしたもの）、玄関前の配送班本部の体制もしっかりしてきた。運ぶ物資の量も増え、日増しに交通事情も悪くなっていたので、配送に出た車がなかなか帰ってこなくなった。そこで救援物資を遠路運んできていただいた運転手の方には大変申し訳なかったが、地図を渡して、直接避難所に運んでもらった。大ざっぱな地図で、曲がり角の名前も書いてないような地図ではあったが、快く引き受けてくれ、物資を4トン車に満杯積載して運んでくれたので、大いに助けられた。

地域の人や自治会やグループをつくって、物資の受け渡しをされるようになった。たとえば御影北小学校区のように、御影北小学校に配送すれば、そこから周辺自治会に枝分かれして、〇〇自治会や××自治会に配送したり、学校まで取りに来たりするシステムを作って協力してくれた。前述のとおり区役所前で物資の配布は、一切お断りしており、すべて近隣の避難所に行っていきたいと伝えていたので、各避難所でこのような形で物資の受け渡しシステムができあがっていったことは、大いに助けられた。

物資

避難所から食料や毛布、水といった要望が日増しに増え、救援物資や市本部から届けられる物資もどんどん届き出した。しかし、区役所にとどく物資がどのようなもので、何時にどのくらいの量が届くのか、全く分からない状態だった。もちろん中には連絡を入れて持ってきた物資もあったが、国道2号線を800メートルくらい搬入待ちのトラックが並び、交通渋滞で大阪から半日以上もかかるような状態では連絡をメモしたノートも空しいだけだった。

物資の保管場所は当初は、区役所前の駐車場であった。どのトラックもまず区役所を目指してやって来たこと、震災初日からしばらく雨が降らなかったこと、本部（区役所3階）との連絡が行いやすいこと、で都合がよかった。一方で区役所前が一種の宝の山になり救援物資を取りにきた人といざこざを起こしたり、24時間見張りが必要であったり、物資の搬入・搬出が同じ場所で行われたので、2号線の渋滞を引き起こしたりとよくない面も多々あった。スペースとしては十分あるが、程なく一杯になった。そこで住吉小学校前の小公園を第2物資保管場所にした。ここは本部（3階）から少し離れていたもので、長期保存できるもの、すぐに出さなくていいものを中心に置いた。住吉公園も一杯になると、六甲アイランドのK-ACTの倉庫の一面も利用した。

避難者からの要求は、毛布やカイロ（寒さをしのぐもの）、水・食料・生活必需消耗品などが多かったと思う。残念ながら記録として当初1週間の要望書は残っていない。一方届けられた物資の方は多種多様にわたった。水やおにぎり、半生製品、毛布、布団、懐中

電灯、ありとあらゆるものが区役所に集まった。またテレビ等でおむつや生理用品が足りないと報道されたため、衛生用品も多く集まった。また汚れた古着や着れない洋服、缶切りの入っていない缶詰・冷凍食品、電池のないラジオや懐中電灯、壊れた電化製品といったありがたくないものも多く届いた。これら区役所に届けられた物資は区職員を中心に積み降ろし、仕分けした。10トン車で届けられる物資をフォークリフトも使わず、人力のみで降ろし、開けて見るまで何が入っているかわからない物資を仕分けする作業は言葉で言い表せない苦労があった。当時の物資の搬入搬出を担当していた職員が次のように語っている。

「国道2号線に昼夜を問わず救援物資を大量に積んだ大型トラック等が長蛇の列をなし、避難所からはさまざまな食糧・物資の不足を訴える矢のような催促が続く。1月の寒い屋外で数トン車の荷物を積み降ろしする重労働を、いつ果てるともなく繰り返していく。物資配送を担当する職員はだんだん消耗していった。」

食糧

震災初日は東灘区の大部分の家で停電し、またガスや水道も使えない状態であったので、多くの人が食事を取れなかったのではないかなと思う。といって避難所にでかけても、避難所は足の踏み場もないような状況のところもあり、区役所備蓄の物資で足りないことは明らかだった。後日談として聞いた話だが、震災当日は1家族食パン一枚で、一家4人で4等分したとか、バナナしか食べなかったとか、持ち込みの食料を皆で分け合ったなど担当者として耳の痛い話在实际多くあった。

3日目ぐらいから、市本部民生局と連絡を取って、食糧が足りないという話をしだした。

当時は口に入るものなら何でもほしかった。実際に避難所に配ったものも、おにぎりやパンに始まり、乾パン、ビスケット、カップラーメンと食べ物なら何でも配った。しかし日増しに増えて行く避難者数とともに給食数もどんどん増え、毎日何万食も探しまわる羽目になってしまった。24日前後のころには毎食（1日2食）8万から9万食のおにぎりやパンを求めて、市本部や県の食糧担当部、県の消防学校等、もらえそうな公共機関すべてに電話した。区役所において独自に食事を調達できるだけの財源がなかったので、食事についてはすべて本部まかせであった。本部民生局の主食配送ルートは下図のようであった。

炊き出し

1週間を迎えるあたりから、炊き出しの申し出も増えてきた。避難所でも毎日冷たいおにぎりやパン、乾パンなどで温かい食べ物を要望していた。しかし物資班も猫の手も借りたいほどの忙しさで、通常のような申出人と地元団体との調整はできず、避難所及び代表者の連絡先を教え、両者の間で詳細を決めていただいた。炊き出しの斡旋状況については別紙グラフの通りである。また別紙「炊き出しの状況」に詳細を記述した。

II. 1月24日～1月末

震災から1週間がたち、本部の機能もすっかりしてきた。3階と1階の物資の伝票の受け渡しもスムーズに流れるようになり1階配送係も区役所内（住吉公園を含む）の物資の在庫一覧をつかんでいたため、避難所からの要望についてはあるものについては応えられる体制になっていた。

20日前後に新たに、3階総務課内の連絡調

整係と1階玄関口の配送係のほかに、本部民生局との連絡交渉係が総務課隣の会議室にできた。1月21日から民生局が、隣接する灘区の摩耶埠頭に灘・東灘を担当する倉庫を確保して、両区の避難所への物資の配送にあたりはじめたためだ。企業系の大量・同種の救援物資や日々数を増す古着・古毛布を中心に本支部で受けた救援物資がストックされた。当初は都市計画局の職員が24時間体制で常駐し、配送業者（日本運輸）や自衛隊、ボランティア等が実際の配送にあたった。連絡交渉係では、摩耶倉庫の開設準備にかかる民生局との交渉を行うとともに、避難所から物資の要望が日増しに強くなってきたので、要望品目を摩耶倉庫まで探しに行き、あるものについては業者等を利用して配送した。摩耶倉庫には有線電話がなく（携帯電話があったが、倉庫と区本部との連絡がうまくいかなかった）、ほぼ毎日倉庫に通って、在庫状況の確認を行った。

配送手段

1月23日ころから、摩耶倉庫が一応の体制を整え、活動が始まった。そこで今まで物資をすべて区役所で受け入れ、搬出していたが、企業系の大量物資やすでに区役所前の倉庫であふれているような物資については、極力摩耶倉庫まで運んでもらうようお願いした。少しして摩耶倉庫に運送業者が入り、倉庫管理を始めたので、倉庫から避難所への物資の直送便も徐々に整いはじめた。摩耶倉庫ができた結果、区役所における積み降ろし作業がいくぶん軽減され、毎日の食料の確保・避難所への配送が主となっていった。ただ前述のとおり倉庫との連絡が密にいつてなかったため、配送依頼をするも避難所へ本当に送られているのかははっきりとはつかめなかった。そ

こで2月中旬ごろまでは、摩耶倉庫も物資の出入りが激しく、庫内の整理もあまりできていない状況であったので、配達確認のいるもの等は倉庫から避難所へ直送するよりも、いったん区役所に持ち帰り、区から要望避難所に直送したケースも少なくなかった。

一方、道路事情は日増しに悪くなり、いったん外に出ると、3～4時間は帰って来れないような事態になっていた。この時期まだ物資班で使える車両は多かったが、それでも休憩する間もなくピストン輸送していた。配送を依頼していた車両は、前述の震災後1週間とほぼ同じである。

保健所内に本部をおいた「情報センター」（ボランティアグループ）が軌道に乗り始め、精力的に活動を行い始めた。常に数10名のスタッフを抱え、10台近いバイク隊をもって、あちこちの避難所を回っていた。物資班としても、渋滞の多い道路事情を鑑み、大いに手伝っていただいた。大量の物資は運べなかったが、避難所の場所を説明する必要もなく、渋滞もなかったので大いに助かった。要望はたくさん受け取ったが、避難所からの要望で大量に応えられるものもそう多くはなかったので、確実に段ボール箱分を運んでもらうには都合がよかった。（情けない話であるが、一番初めに避難所一覧表を作成したのはボランティアグループの情報センターだった）。

物資

このころになるとマスコミの影響が色濃く現れはじめた。マスコミに頻繁に登場する避難所は物資がどんどん送られ、一方でマスコミにでない小規模避難所は、いまだ水もガスもない生活を送っていた。1月26日の避難所の物品・食料品要求一覧は別紙のとおりである。避難者自ら、あるいは学校等にはいった

ボランティアがはじめたのか、炊き出しが自主的に行われ始めたようで、食料品（米・野菜）の要望が目立つようになってきた。また各避難所で対策本部が組織され、活動をはじめたため、FAX用紙やコピー用紙、ワードプロセッサとといったものまで要望品目に現れはじめた。

区役所としての対応は依然変わらなかった。予算もなく、業者との連絡を取るような状況でもなかったため、救援物資や区役所内の備え付けの物資（トイレトペーパー、文具品等）で、できる限りの対応をした。救援物資の受付件数はこのころにピークを迎えた。避難所の方にも区役所を通さずに、さまざまな物資が直接届けられていたので、要望品目は各種バラエティに富んでいたが、ある程度は応じられていたように思う。

食糧

毎日6万食以上の弁当の要望があった。市本部や兵庫県、消防学校などへ要望し、綱渡りのような状態で毎食のりきった。食事は主におにぎり2個とウインナー2個のおにぎり弁当、あるいはパン2つ、あるいはカップラーメンであったと思う。

1月29日に市本部民生局より、避難所への食事の配送が業者直送になるとの連絡が入った。1月29日の時点で58,902食を140カ所近い避難所に配っていたので、これまであいまいなままであった避難所の名称・住所・受け取り代表者の確認が必要になった。これまで適当な地図と運転手さんの経験で配送していたので、実際にすべての避難所をまわり切れていない本部の人間には、業者さん（東灘区は山崎パンと森永乳業）に説明できなかった。それでも業者さんの協力もあって、2月1日の配送箇所134カ所を確定し、業者直送がは

じまった。こうして2月1日からは区役所前まで震災後恒例となった、毎朝パンを積み込んで避難所へピストン運送する姿は少なくなっていた。

炊き出し

1月21日から自衛隊が区内10カ所で炊き出しを始めており、配食する弁当が単調であったので、たいへんにぎわっていた。また炊き出しをしたいという希望も日増しに多くなりテレビ等でも、連日炊き出しの風景が映されるようになった。避難所自身もボランティア等の協力を得て、積極的に炊き出しを始めた。おかげで、連日調味料（砂糖・塩・酢・しょう油・みそ）やプロパンガス、なべかまの要望が舞い込み、救援物資では手に入りにくいものばかりなので大いに困った。メニューは手軽で、体の温まる豚汁等の煮炊きするものが主流であった。ただこのような大規模な炊き出し（1000食以上）は、50キログラムのプロパンボンベを何本も使い、5升がまや大なべでするので、学校のグラウンド等の大きな広場がないと実施できず、この点からも大きな避難所と小さな避難所の格差が広がっていた。

Ⅲ. 2月

2月1日から食事の業者直送がはじまった。また救援物資も摩耶倉庫が本格的に始動し、50台近い軽自動車を使って、救援物資の配送を始めた（東灘区・灘区の避難所）。区役所玄関口の配送班の仕事は、①区役所前わたしの分のパン・弁当・牛乳の受け取りとその分配、②一部残った区役所直送箇所の配送、③直接区役所へ届けにきた区役所受けの救援物資の受け取り及び指定物資の配送となった。

2月に入ると、ボランティアの活動が全盛

期を迎えた。各避難所で避難所本部あるいはボランティア本部を結成し、被害者の取りまとめやお世話をおこなった。ただ活動資金がなかったり、避難者から責め立てられたためか、よく避難者とともに区役所に殴り込んで来た。避難所らの要望・苦情が非常にきつくなっていったのが2月であった。

配送手段

摩耶倉庫に運送会社が入り、当初55箇所、のちに約100カ所くらいの避難所を配達してくれるようになったので、区役所の配送は一段落した。ただまったく配送がなくなった訳ではなく、前述のような仕事が残った。配送に協力していただけた車両も徐々に減り、最終的には日立物流のトラックと近畿コカコーラボトリングの車などが主に配送に当たってくれた。

区役所からの避難所への直送は減ったが、摩耶倉庫に依頼する比率が高くなったので、摩耶倉庫との連絡調整のため毎日摩耶まで通うことになった。具体的には、前日の夜に避難所班からあがってきた要望やボランティアが交渉してきた要望、電話での依頼をまとめ、午前中に摩耶倉庫まで出向いて、倉庫から配達可能な物品を集品し、午後便でトラックを送り出した。摩耶倉庫では午前中に、全避難所に配られるだけそろっている物品について避難者数で按分し、午前便で各避難所にばらまいていた。

極端に数の少ない物資や摩耶倉庫では配送指示できそうにないもの（電子レンジ等）、受け取り確認を必ず取りたいものについては、区役所で受けとり、区役所で調整のうえ公用車で配送した。

物資

2月いっぱいまで、救援物資の提供は日ご

と減少していったものの、まだかなりの申し出があった。区役所前の倉庫も摩耶倉庫も常に満杯状態で、毎日せっせと避難所に物資を運んだ。一方、マスコミを利用したり、独自に奔走して物資をかき集めた避難所は、物資が区役所以外からも大量にあつまり、近所のスーパーの商品倉庫よりも豊富な在庫状況になった。もてる避難所と貧しい避難所の格差がますます広がり、羨望と中傷が横行した。こうした状況の中、ボランティアの間でも、避難所間の余剰物資の回収と再分配が問題となって、いくらか動いてくれたようだが、根本的な解決策はなかった。区でも対応を求められたが、余剰物資を回収して再分配する人手も車もなかった。

ところで、2月にはいるとユニークな物資の提供が増えた。被害地区外に被災地の状況が十分過ぎるぐらい知れ渡ったためか、おふろの提供やコインシャワーの申し出、ふろ積載車の入浴サービス、ゴミ焼却炉、大テント（サーカステント）、散髪ボランティア、児童劇（ぬいぐるみショー）、断熱マット、絵本（マンガ）やビデオの提供、物干し竿の提供、給湯装置の設置、など通常の救援物資では考えられないような提供の申し出がたくさん舞い込んで来た。企業や個人を問わず、避難所で困っていることを自らのこととして考え、自分のできる範囲の中で創意工夫して救援の申し出をしていただいたことに、たいへん感謝した。

三宮の方にもたくさんの救援物資が届いているようで、ゆうパックで送られた少量多品種の個人からの救援物資を健康センター（2月9日）や各児童館（2月18日から）で配布を始めた。品種は毛布、生理用品など大量にあるものに限定されていたが、大勢の人が集

まったようだ。

食糧

2月1日から弁当業者が入り、避難所への食事は業者直送になった。弁当・パンを山崎製パンがもち、牛乳を森永乳業が受け持った。メニューは朝は菓子パン2つに牛乳1つと、夜に弁当であった。パンは菓子パンで甘くて2つも食べられない、夜はフライものが多く、さけ・トンカツ・ハンバーグのローテーションと揶揄された。飲み物は時折変化はあったものの、主に牛乳でお茶がほしいという要望が多かった。このように不評な弁当であったため、その後何回か改善されることになる。まず、飲み物の牛乳が不評なため、2月12日から週1回野菜ジュースを配ることになった。2月16日からは弁当に即席みそ汁・スープ類が追加された。また野菜が不足するということから、同じ16日から週1回ではあるが、野菜の供給がはじまった（業者は清浄野菜研究所）。ただし一人ずつパックされておらず、現地で分配しなくてはいけなかったため、すこぶる不評であった。そのため後に改善され、1人50グラムぐらいのパックになった。

業者との契約は本部民生局で行ったが、業者への配送指示は区物資班で行った。最初は週1回であったが、毎日人の出入りが激しく、週1回の対応では弁当が余って困るとの避難所からの要望で月・木の週2回の変更日が設けられた。2月期は毎回何百の単位で食事数が増え、業者の方も食事の生産ラインをどうするかでかなり頭を悩ましていたようだ。区でも、弁当が足りないと言われ、弁当が余るともったいないと早く減らしてくれとしかられ、また100近くある避難所からそれぞれ固有の事情を訴えられ、朝と夜で配食数を変えたり、野菜は送らないなどの

注文を受けていたので、食事数の調整に担当を1人つけるようになった。ちなみに2月期だけで食事数は134箇所46,022食（2月1日）から131カ所30,056食（3月1日）に減っている。

炊き出し

2月9日に自衛隊炊き出し部隊の撤退のお知らせが配布された。「今まで自衛隊の炊き出しがあったため、冷たい配給弁当も我慢していた」といった避難所がこぞって区役所に訪れ、何とかならないかと詰め寄った。自衛隊が炊き出しをしていた避難所は11カ所。本庄小学校、本庄中学校、灘中高校、福池小学校、横屋会館、本山第3小学校、本庄中央公園、野寄公園、東灘小学校、五百池公園、魚崎中学校。この避難所の内外で、直接間接的に炊き出しを受けていたので、その衝撃は大きかった。区本部としても、そのまま炊き出しを終わらせる訳にもいかず、本部民生局と調整のうえ自主的に炊き出しのできる組織がある避難所に関してのみ、炊き出し用機材（ずん胴ナベ、3連コンロ、お玉、大シャモジ、その他LPガス用機材）を準備した。2月の後半には炊き出しを継続的に行っている避難所に対し、プロパンガスの定期供給も行うようになった（ただし、共同炊事用に限った）。炊き出しは、避難者自らが当番制で行っていたところと、ボランティアに炊き出しを任せていた避難所があった。炊き出しについては初期の機材しか行政の支援がなく、食材や人手は避難所負担であったので、避難所からの毎日の要望の中で食材の要望が来るようになったり、弁当の配給をやめて食材購入費として避難者分を現金で渡してほしいという声も多くあがった。しかし、避難所からボランティアや避難所をお世話する若手が出て行

くとともに、人手の問題と経費の問題から炊き出しを継続して実施していくのは難しくなっていたようだ。

IV. 3月

3月は避難所の運営、避難所内外の避難者の扱いが問題となった。春休みの終わりとともにボランティアが徐々に撤退をはじめ、避難者の自立（避難所の避難者による運営）が指摘され始めた。一方で避難所から会社や学校へ行く人も増え始め、それぞれの生活が動き始めた。これまで共同作業に協力的だった人も仕事に行くようになり、避難所をお世話していたメンバーの改編が急務となった。ボランティアの人数の減少と避難所の世話をしていた避難者の自立で、残ったボランティアや避難者の代表組織の負担が重くなり、避難所外避難者（避難所での共同生活になじめず、半壊もしくは全壊の自宅で避難している人たち）のお世話ができなくなった。具体的には、朝夕の2食の弁当を避難所の内外に仕分けする作業が負担となり、「なぜ自宅に帰るれる人の食事の用意をしなくてはいけないのか」という声があがった。

一方避難所内では、約2カ月不自由な共同生活を強いられているため、生活改善に関する要望がきつくなった。プライバシーの問題が声高に叫ばれ、段ボール製の間仕切りパネルを区役所として避難所に入れたのも3月に入ってからである。

配送手段

配送手段は、基本的に2月と同様であるが、2月20日保健所内のボランティアグループが住吉公園へ移動したため、バイク便等は使えなくなった。しかし摩耶との連絡・動きが緊密になったため、毎日摩耶倉庫へ配送指示書

をもって行かなくてははいけなかったが、日本通運の車を自由に利用でき、大いに役立った。今まで区役所玄関口で職員同様に案内や市民対応などに当たってくれた日立物流の精鋭部隊が2月末で撤退した。しかし本部理財局が契約してくれたようで、区役所に軽自動車2台が配置され自由に使えるようになった。また毎日無茶な配送や、勝手な依頼を黙って受けてくれていた近畿コカコーラの応援部隊が3月一杯をもって職場に帰られた。

物資

約2カ月避難所内の不自由な生活を続けているため、生活改善の要望が多くなった。温かいご飯を食べたいということで、電子レンジやオーブントースターの要望があがり、布団・毛布を干せないため布団乾燥機や掃除機の要望が上がった。その他にも共同生活上必要な生活物資の要求が多くなってきた。トイレ洗剤、脱臭剤。クレンザー、ティッシュペーパー、押しピン、文房具、洗濯ばさみ、さいばし、タワシ、ふろ掃除用長靴、フライパン、なべ、包丁、ガムテープ、トイレトペーパー、延長コード、紙コップ・皿、シャンプー・リンス、などなど。

炊事場・洗濯場・トイレ・避難所内本部などで共用で使用する電化製品や消耗品の購入や、メンテナンス費用を区役所に求めてこれら場合には、区役所としても避難所の共同生活を支援するため、救援物資にあるものは倉庫から探しだし、ないものについては購入して対応するよう努めた。ただし購入するものは共用で使うもので、最低限必要なものに限った。というのも避難所の開設のため、避難所に仮設電気配線を行ったり、炊事場を手配したり、仮の洗濯場をプール脇に設けたりと施設の改造費をすべて支払っており、ありてい

に言えばお金がなかった。平成6年度の区役所予算から大幅に足が出ており、財政状況は火の車だった。

区で購入した共用品の例は次のとおりである。

ガムテープ、延長コード、スポンジ、電球、蛍光灯、文房具類、殺虫スプレー、電子蚊取り器、洗濯ホース、バスマジックリン、などなど。

3月に入ると、県が救援物資の受け入れ基地にしていたグリーンピア三木で救援物資の個人配布をはじめた。ところが避難者が殺到して対応できなくなったため、区役所の出庫依頼を必要とした。この情報を聞き付けた個人・ボランティアが区役所にやって来て、出庫依頼票を求めたため、当区では避難者の代表者に限り依頼票を出した。これまでに、物資要求の交渉や、炊き出し機材の納入で何度も各避難所のリーダーと話をしていたため、面識のある人も多く手続きは非常にスムーズであった。

3月に入って救援物資が一段落し、避難者も少しずつではあるが自立をはじめると、不要物資の回収という問題が起こってきた。また3月中旬から学校が新学期を迎える準備を始めたので、いままで空き教室を使って不要物資を保管していたが、その場所を空けてほしいという依頼も来た。しかし区役所に不要物資を保管する場所もなく、市のごみ収集も頻繁に行われてはいなかった。しかたなく要望の強いところから古着や古毛布を回収して集めたが、市環境局にお願いして荒ごみとして救援物資をパッカー車に入れてもらうことに世論の同意を得られない状況だった。毛布やまだ見えそうな衣類、ポリタンク・灯油缶は本部民生局が調整して、ポートアイランド

に一時保管場所を設けてくれたので、3月下旬から可能な所から精力的に回収に入った。ただ一教室すべて不要物資で段ボールに30箱というところも少なくなく、1日で回収しきれない避難所も数多くあった。

食糧

食糧に関しては3月10日に画期的な改革があった。これまで災害救助法により850円に押さえられていた1日の食費代が1200円に上がり、食事の内容が充実した。また弁当提供業者も、これまでの山崎製パンのみから地元業者（朝食：アローム、近畿食品、夕食：川崎食品、神戸食品、淡路屋）が参入して、弁当の内容が少し変化した（山崎製パンのまま変わらない避難所もあった）。さらに副食としてオレンジやゼリー、鮭やさんま等の缶詰、野菜ジュースなど3品がつくようになった（業者はコープこうべ）。これで、たとえばある日の1日のメニューは朝：菓子パン、調理パン、サンドイッチと牛乳、昼：キーウィフルーツ、ハウスミカン、琵琶ゼリー、ヤクルト、夜：弁当（さんま、レンコンとちくわのテンプラ、卵焼き、里芋、豚いため）とみそ汁というような感じだ。これに加え週1回の野菜パックがつき、格段に食事の内容がよくなった。しかし「よくなった」という評判もつかの間、次第に一人一つも果物を食べれない、毎日缶詰ばかり食べれない、カップラーメンがたまっていく、サンドイッチや調理パンはお年寄りには食べれない、などの苦情を聞くようになった。また避難所の間で弁当業者が変わったため、「あそこの避難所の弁当はいい」といった評判が立ち、山崎製パンのまま食事の内容が変わらなかった避難所などからはクレームを受けた。

3月後半になると、下記の炊き出しの欄で

も述べるが、ボランティアや避難所をお世話できる人材が出て行って、避難所外の避難者の面倒を見る余裕が避難所自体になくなってきた。これまで行政の対応として、避難所外の避難者に対しては弁当についても救援物資に配布についても「近くの避難所にいってもらってくれ」という説明を繰り返していたが、避難者を順番にならばして弁当を配ったり、物資の在庫管理を行って被災者に配るといった仕事をしてくれる人材が避難所にいなくなったのだ。他方、避難所から離れて自活する人たちからも、「家に帰れる人に食事や物資を提供する必要があるのか」「避難所のハシゴをして、救援物資や弁当をたくさんもらっている」といった声が区役所に届き、避難所外被災者の対応を迫られた。電気・ガス・水道などの生活基盤も一部地域を除いて、復旧し、近隣のスーパー・商店街が再開して彼らの営業活動にも配慮する必要が生じてきた。区としても、避難所の就寝者数が1万を下っても、食事を2万を超えて配食しており、その差を是正することが問題とされるようになった。そこで3月中旬から生活基盤が復旧し、自活できる状況にある人については食事を遠慮してもらおうということになった。大規模避難所にはポスターを掲示し（別添資料参考）、小規模避難所には電話して自活できないか事情を聞いた。こうして3月27日に第1回目の避難所外被災者への食事提供の打ち切りを行った。3月26日131カ所19,119食が、3月27日には98カ所12,649食になった。ただし、一本路地に入るとまだガスや水道が通っていないところもあったので、次の場合は特別な事情として対象外とした。

- 自宅が全半壊（焼）し、自炊をしようにもできない方

- ライフライン（電気、ガス、水道）が未復旧で自炊が難しい方
- その他の事情により配給が必要な方
（例）半壊（焼）ではないが台所が壊れて炊事できない人、要援護の老人や障害者、震災が原因で一時的に経済的に困窮している人

炊き出し

3月に入ると炊き出しの申し出も減り、区役所で炊き出しを斡旋・調整することも少なくなりました。区として調整しかしていなかったため、独自に避難所とボランティア団体で交流をもち逐次炊き出しをしていたところや、避難所に入ったボランティアが毎日行っていた所も多かったため、一概には言えないと思いますが、2月よりは炊き出しの回数は減っていたと思われる。

炊き出しの主戦力だったボランティアもこの時期に減少し始めた。避難所では避難者の自立が話題となり、避難所の管理運営ボランティアの手から避難者自身へ移行する動きが目立ち始めた。また避難所のリーダーだった人たちも生活再建の目処を立て避難所から出て行ったり、仕事に行ったりして、リーダーの改編も増えた。そうした中で炊き出しをコンスタントに毎日行うだけのまとまりや人力、資金がなくなってきたのだと思われる。4月以降区役所で炊き出しを調整したのは、10件未満である。

V. 4月

4月1日から区役所災害対策本部が新体制に移行した。場所も区役所前に2階建のプレハブハウスを設置し、そこに移動した。区役所の通常業務も忙しくなり、災害関連業に従事していた人たちも本来の部署へと戻っていった。そこで不足する避難所運営のスタッフの

補充として、他都市職員の応援を避難所に配置した。他都市応援の職員は、初めて避難所の実態を見たためか、避難者から突き上げをくったためか、連日避難所運営の担当者に施設改善や物資要求を繰り返し、しばらく喧噪の日々が続いた。もちろん区の立場を理解し、同情してくれた職員もいたが、要望を聞いても次の日手ぶらで避難所にかねばならない苦痛からかよく対立した。区としても物資要求マニュアル（別紙）を作成して説明したが、理解してはもらえなかったようだ。

物資班としては、区役所玄関口のスタッフを廃止し、物資回収にスタッフを設けた。一部、他都市応援の人にも手伝ってもらった。日立物流の契約車も軽トラック2台から、2トントラック1台に変更してもらい、避難所の整理縮小に向け、不要物資の回収にあたった。

配送手段

4月に入ると、物資班で使用できる車両は、2トントラックと公用車、摩耶倉庫の配送車のみとなった。区の倉庫にあるものは公用車や2トントラックを使って運んだが、食事の直送箇所を3月末ですべて業者直送としたため（区役所前で渡す分はいくぶん残った）、区から配送することはほとんどなくなった。そこで空いた2トントラックを利用し、避難所を回って不要物資を回収する仕事にあたった。

不要物資の回収はたいへんな作業だった。運転手と職員2人か3人ぐらいで、避難所に車をつけて、30を越す段ボール箱を2トン車に積み込み、3時間以上かかるポートアイランドまで運搬する作業は20代の若者でも根をあげたくなる作業だった。毛布やまだ使えるような衣類、ポリタンク・灯油缶、たたみなど

は本部民生局が倉庫を設けてくれたので、ポर्टアイランドまで運べばよかったが、ドラム缶・まき・牛乳のケース・段ボールなど回収品目に入っていないものは、担当者の判断で、ドラム缶会社や風呂屋、牛乳メーカー、古紙回収業者などに電話してそれぞれ引き取ってもらったりした。最終的に引き取り手のないものは、本市環境局に依頼して、ごみとして処理した。

物資

摩耶倉庫の在庫が少なくなり、救援物資で対応できる品目が少なくなってきた。各避難所でも自活がすすみ、区役所に日常生活物資（シャンプー・リンス、下着、飲み物など）を要求するところも少なくなった。区としても、個人使用品については近隣の商店で買ってもらい、共同使用品のみを配布するという方針を徹底した。倉庫の縮小に合わせ、摩耶倉庫が本来の港湾局所管に戻り、住吉浜倉庫（日本通運東神戸支店）を借りて引っ越しすることになった。引っ越しに合わせ、保管する物品も整理し下記品目以外は基本的に置かないようになった。下記以外の物品で共同生活上必要なものについては、区で検討し購入した。

茶葉、お米、調味料（しお・さとう・みそ）、醤油、だしの素、毛布、紙おむつ（赤ちゃん用・大人用）、生理用品、洗濯洗剤、セッケン、台所洗剤、トイレトーパー、タオル、ごみ袋、灯油、木炭、ブルーシート、使い捨てカイロ、Tシャツ、ジュース

4月10日から自衛隊の風呂の撤退が始まった。物資班としても対応を迫られたが、風呂を新設するだけの余裕がなかった、少し離れてはいたが公衆浴場が再開していた、避難所

によっては県が設置したり、ボランティアが置いた風呂があったことから対策はとらず、我慢してもらった。

（参考）仮設風呂のあった避難所

本山第一小学校、渦が森小学校、本山第3小学校、住吉中学校、御影工業高校、魚崎中学校、本庄中学校、森会館、御影北小学校、御影中学校、御影高校、魚崎小学校、神戸商業高校

避難所生活も長くなり、衛生面からの心配が出てきた。物資班としても1避難所に1つ掃除機を配ったが、根本的な対策にはならなかった。そこで保健所がボランティアグループ（神鋼総合サービス(株)リフレッシュ兵庫）と協力して、毛布の交換サービスを始めた。

これは避難所で使用している毛布を回収してクリーニング済みの毛布と交換し、回収した毛布はクリーニングして次の避難所へもっていくサービスだ。使用している毛布が気に入っているからとサービスを受けない避難所もあったが、なかなか好評だったようだ。

食糧

朝のパンのメニューが調理パン・菓子パン・サンドウィッチからロールパン（ジャム付き）とサンドウィッチに変更した。菓子パンの甘さや調理パンがお年寄りに不評で、避難所であまらして困るという声を聞いていたためだ。このほかにも弁当に対するクレームが一番多く、業者が数社入っているので「あそこに変えてほしい」「フライ物ばかりで飽きる」「キャベツがしなしな」「朝は少なく、弁当は多く」「カップラーメンや缶詰はいらない」などなど枚挙に暇がない。できる限りの調整はしたが、腐りにくいもの、大量生産できるもの、コストオーバーしないもの等の制約も多く、希望に応えることができたのは、

数の調整ぐらいであった。

3月の末ぐらいから何度か弁当が傷んでいるという騒ぎがあった。幸にもすべて大事にはいたらなかったが、弁当の保冷が必要になった。食事の提供はなにかとトラブルがつきものである。4月下旬から全市一斉に冷蔵庫をいれた。形は3種類。コンテナタイプ（6m×3m×3m）、業務用冷蔵庫（1.8m×1.8m×2.36m）、家庭用2ドア冷蔵庫（480ℓ）を用意した。配食数と設置場所で調整し、すべての避難所に5月上旬までに納入した。納入と同時に弁当保冷のお知らせ（お願い）を配ったが、小さな避難所はしっかり管理していたようだが、100名を越えるような避難所では弁当ケースをそのまま日陰に置いて、冷蔵庫は飲み物やアイスクリーム、食材等を保存するために使っていたところもあった。弁当を3時から5時ぐらいの間に配っていたので弁当を冷蔵庫にいれると、冷たくなって食べられないというのが実情のようだ。弁当の提供はたいへんである。ところで、コンテナタイプの冷蔵庫はコンテナを冷蔵庫がわりに冷やしていたので、使い勝手が非常に悪かった。夏が近づくにつれて冷凍庫のある冷蔵庫がほしいという要望が増え、対応に苦慮した。解消した小規模避難所から冷蔵庫を回収して、要望のある避難所に回したりしていたが、まさに綱渡りであった。

VI. 5月～7月

5月以降は、物資班としての動きはだんだんなくなってきた。災害対策本部の各班の垣根がなくなり、被災者を早く仮設住宅に入ってもらうための対策に重点を置いた。

5月

食事の提供業者に変更があった。人気のあつ

た川崎食品が手を引き、2月以降ずっと食事を配ってくれた山崎製パンが手を引いた。5月1日からの体制は次のようになった。

朝：第一パン、近畿食品、アローム、
飲み物：森永乳業

夕：淡路屋、神戸食品、魚多喜（5月
25日から参入）

副食：コープこうべ

野菜：清浄野菜研究所

細かい変更ではあるが、生鮮野菜が週2回（月・木）に増え、遅ればせながら炊き出しの食材セット（豚汁20人分）の提供もはじまった。学校避難所で炊き出しを行っているところに好評を得た。

5月の末に再度、避難所外被災者の食事配布が問題になった。生活基盤（電気・ガス・水道）も区内でほぼ復旧していたので、前回よりも厳しく対応した。特別な事情のあるひとには、り災証明書を添付して申請書を出してもらい、名簿を作成して3日以上連続して取りに来ないような場合には配食を取りやめるなどの内部の取り決めをつくって対応した。外部配食者が多い避難所に対しては、職員が立って事情を説明したり、り災状況のチェックをした。5月24日に避難所にポスターを掲げ、6月1日から実施した。

5月の末から夏季対策として、電子蚊取り器。殺虫スプレーの配布をはじめた。全国から蚊帳を募集し、窓枠に切って貼って網戸がわりにしようと考えたが、ボランティアがいた御影高校などではきれいに貼ってくれたが、ほとんどのとろで使ってもらえなかった。企画段階では名案と盛り上がったが、現実はなかなか厳しいようだ。

6月

暑くなってきた。マスコミでも連日テント

生活者の蒸し風呂のような状況を報道した。区としても対応を迫られ、京都の業者からシルバーシャインシート（ブルーシートで表面を銀幕で覆い熱を反射・断絶するもの）を購入し、区内テント村の要援護世帯のいるテントに配布した。日中の温度差が最大20度以上変わるということから、要援護以外の世帯でも希望され、本部民生局の応援を受け、最終的にはすべてのテント村に納入した。

食事についても、サンドウィッチの傷みが心配され、6月9日よりサンドウィッチをやめ、菓子パンもしくはおにぎりに切り替えた。保健所でも食中毒を心配し、ローラー作戦で避難所をまわり、弁当の保管方法を指示してまわった。

6月下旬からは、各避難所に扇風機とタオルケットを配布し、すこしでも涼しく過ごしてもらおうと配慮した。が、熱帯夜の暑さは扇風機ごときでなんとかなるものでもなく、クーラー（エアコン）のない避難所からは、連日苦情を受けた。

7月～8月20日

避難所解消に向け、物資班・避難所班の区別なく、仮設住宅対策にあたった。5次の最終募集があり、区役所総出で仮設住宅の斡旋・説明にまわった。

食事については4月26日に7月末避難所解消の報道があり、その方針で進めていたが、仮設住宅の建設が間に合わないということで、7月26日に8月20日までの避難所食事延長が発表された。ただ当区では避難所外被災者については当初予定どおり食事の提供をすべて打ち切った。

8月に入ると、数百名の避難者が仮設住宅に入れず、避難所に残りそうなので、待機所の設営にあたった。避難所が7月の末からど

んどん解消していったので、避難所の撤収・不要物資の回収に合わせ、使えるものは待機所に運び開所の準備にあたった。

8月20日には予定通り、いくつかを残し避難所機能を終了し、8月始めから行った避難所撤収調査に基づいて、撤収にかかった。

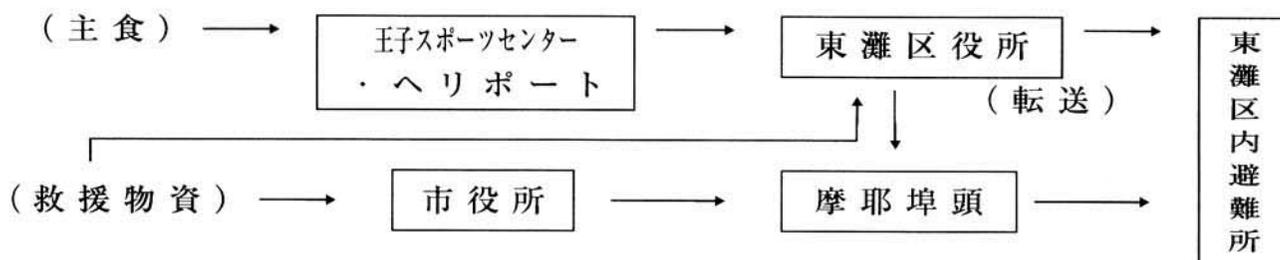
東灘区避難所数・避難者数一覧

平成7年1月22日現在

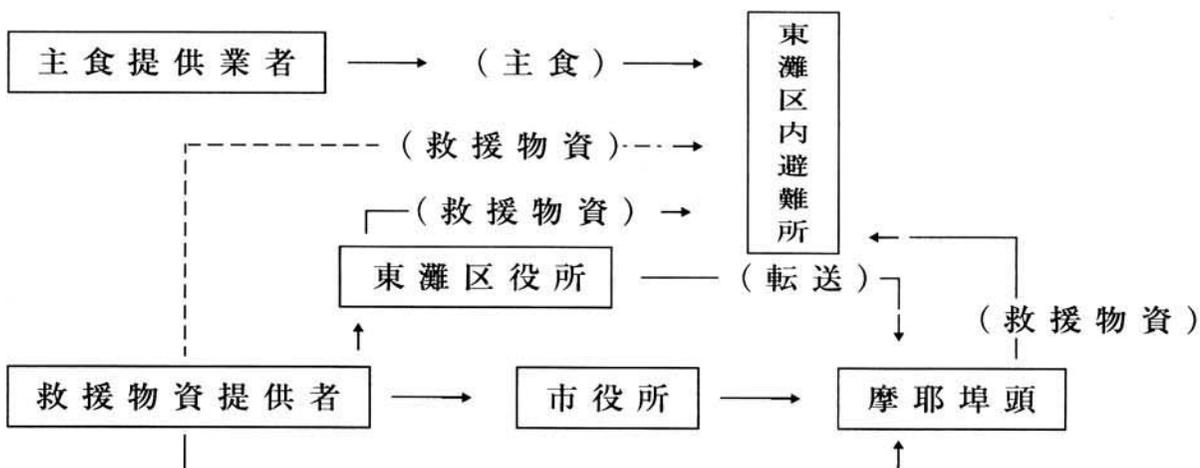
施設の種類	箇所数	就寝車数
大学・短大（寮含む）	4（4）	1,700人
高校（中学校併設含む）	7（7）	6,100人
中学校（小学校併設含む）	8（8）	11,500人
小学校等	15（15）	30,600人
幼稚園	10（0）	1,080人
保育所等福祉施設	12（0）	970人
地域福祉センター等	9（0）	1,040人
その他公立施設	13（2）	2,310人
地域集会所	19（0）	2,240人
公園	11（0）	1,450人
その他民間施設	12（0）	1,710人
合計	120（36）	60,700人

※（ ）は防災計画上演習所となっていた箇所

1月23日以降の救援物資・主食 配付ルート図



2月1日以降の救援物資・主食 配付ルート図



お知らせ

神戸市災害対策本部では、この度の阪神淡路大震災で自宅等が全半壊（焼）し、自宅等で食事の用意ができない方に、これまで食事を提供してまいりました。

しかし、現在、相当程度、電気や水道、ガスの復旧が進んでおり、また近隣の商店・スーパーなども営業を始めております。

つきましては、3月26日（日）をもちまして、食事の提供は避難所に避難している方及び特別の事情のある方に限らせていただきますのでご了承下さいますようお願いいたします。

平成7年3月20日

神戸市災害対策本部

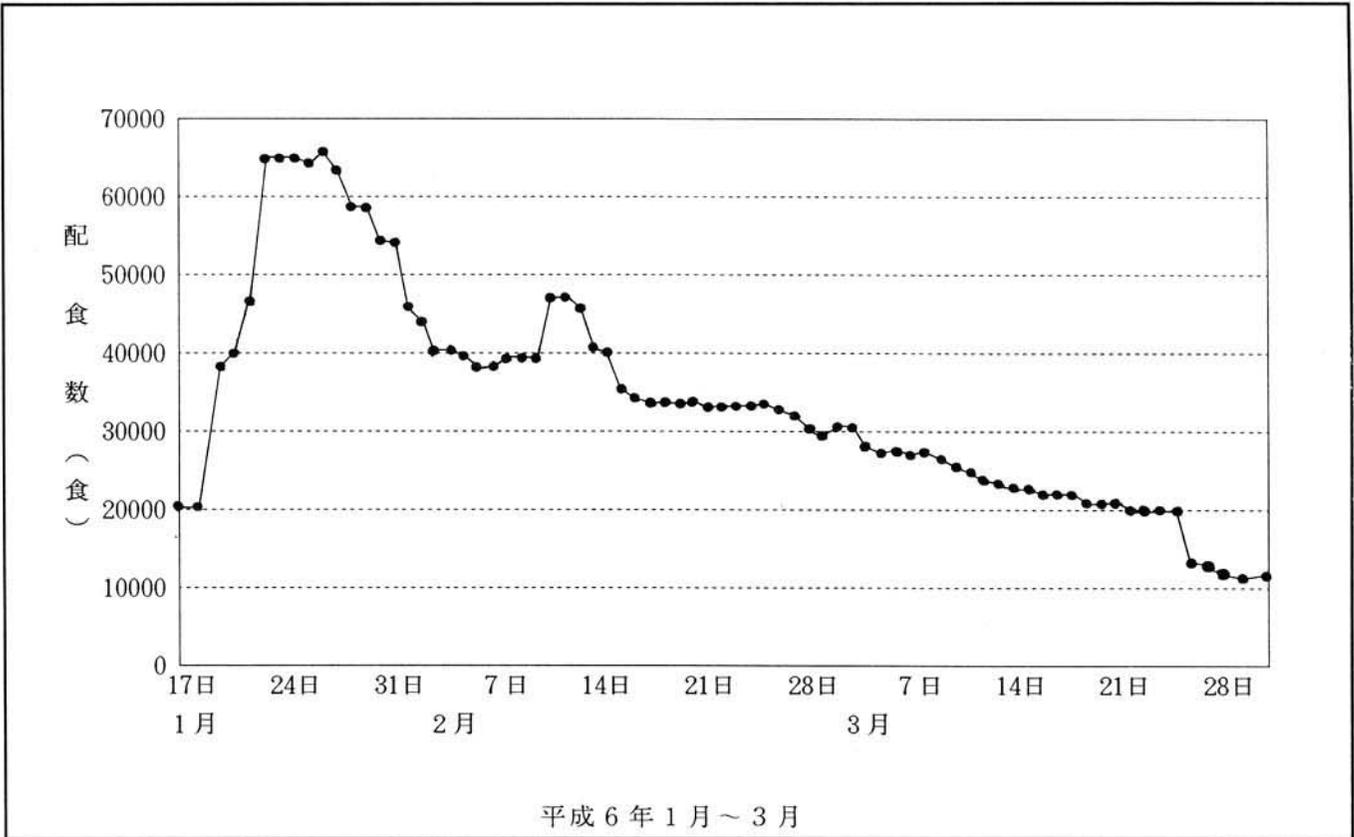
物資班の1月17日からの動き

1月17日 ～23日	物資の受け取り・搬送が中心。しかし主要道路が交通渋滞でマヒし、物資の搬送が極めて困難となる。区役所に物資貯蔵地がないため、倉庫確保に奔走する。倉庫は区役所前に届けられる救援物資のおにぎりやパン、王子スポーツセンターからのおにぎりセットをトラック便や区役所前渡し等で配布した。
1月21日	自衛隊が炊き出し開始。自衛隊のテント箇所（野寄公園、本庄中央公園、本山第3小学校、本庄町公園、本庄町3丁目公園、神戸商業高校、中野南公園、西青木公園、森公園、魚崎中学校）
1月22日	震災後はじめての雨。区役所前でブルーシートの配布。殺到。
1月22日	野寄公園に兵庫県の現地対策本部を設置。のじぎくパトロールの開始。
1月23日	灘区摩耶埠頭に倉庫の開設準備。企業系の大量物資は摩耶倉庫で保管、配送されることになる。
1月25日	自衛隊風呂の開設（26日から開始）。区内3カ所（東灘小学校、本庄小学校、灘中・高等学校）
2月1日	食料の配布が、区役所前配送から業者（山崎パン・森永乳業）直送へシフト。ただし一部区役所前渡しも残る。 大量物資・生活必需品（トイレトペーパー）等が摩耶倉庫から避難所へ直送されるようになる。
2月2日	毛布の消毒サービスを開始。（全市で4台。1台200枚程度の処理能力）
2月9日	健康センターでゆうパックで送られた救援物資（主に個人提供の少量多種物資）を配布。
2月9日	自衛隊炊き出し部隊の撤退のお知らせ配布。学校等の避難所で自主炊き出しの動きが広がる。そのため区本部で炊き出し機材（ずん胴ナベ、3連コンロ、お玉、その他LPガス用機器）を準備。
2月上旬	避難所班と合同で避難所状況調査を実施。
2月10日	洗濯機等の家電製品の配布を開始（大規模避難所から）。
2月11日	自衛隊の炊き出し終了。
2月中旬	炊き出し実施避難所（大規模）に消火器の配置を進める。
2月16日	毎週木曜日に野菜の供給開始（清浄野菜研究所）。
2月17日	区役所に水道供給開始。
2月18日	ゆうパック（粉ミルク、防寒着、衣類、カバン、おむつ、生理用品、タオル、毛布）を児童館で配布（3月10日まで）。
2月10日	保健所内ボランティアグループが住吉公園へ移動。
2月17日	LPガスの定期供給体制の開始（当初区内2箇所、のちに拡大）。
3月4日	第1回復興連絡会議。区内避難所の代表者・ボランティア等が集まったの避難所改善に関する会議。
3月10日	提供食事の単価が@850円から@1,200円に改善。朝のパンの種類が増え、副食として缶詰や果物、カップめん等が加わる。

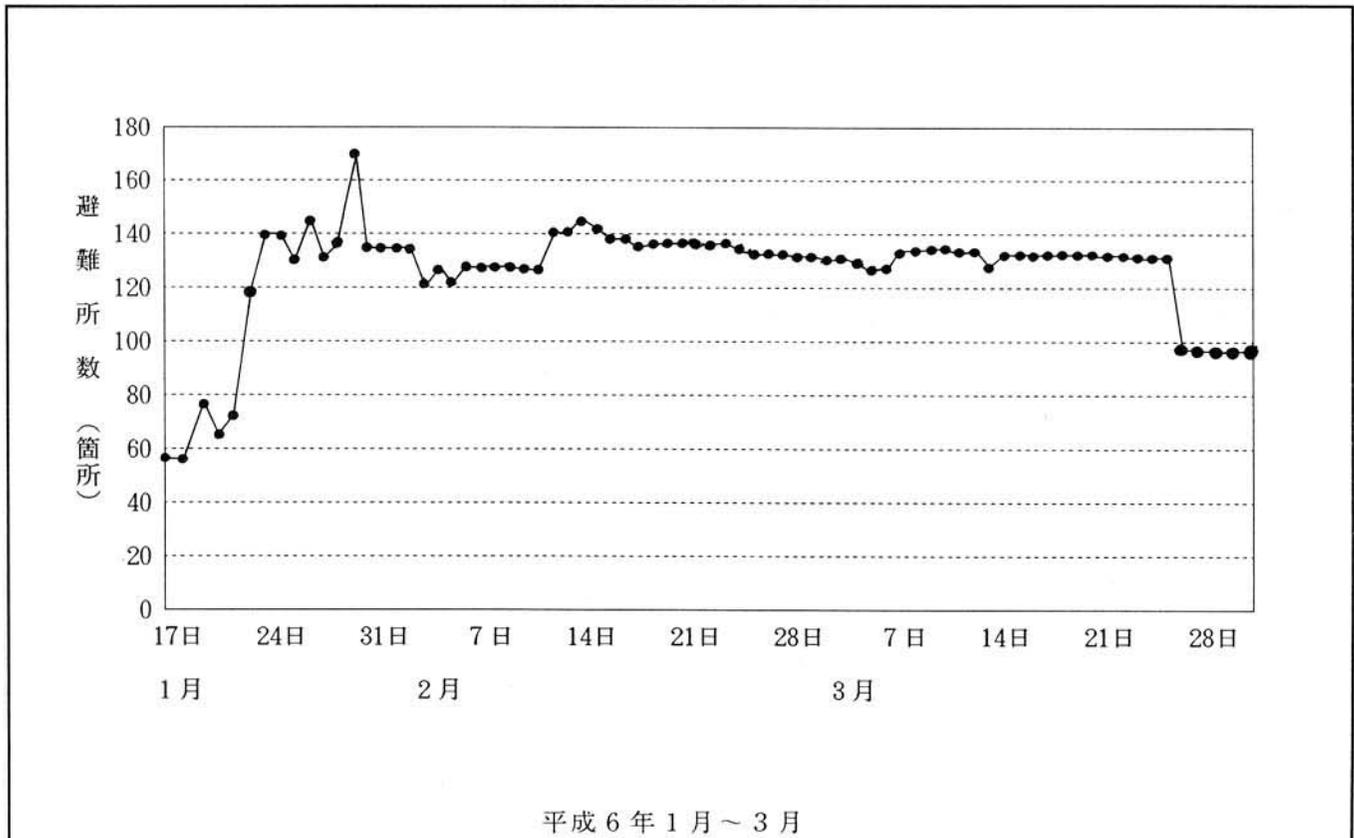
	弁当業者・パン業者に地元業者が参入。(朝：山崎、アローム、近畿食品、夕：淡路屋、神戸食品、川崎食品、牛乳：森永、副食：清浄野菜研究所。コープこうべ)
3月10日	物資の配送を市対策本部民生部に集約し、在庫管理・発送指示を行うシステムに変更。
3月10日	市対策本部(民生局)が第1回避難所調査を開始。
3月10日	避難所内の間仕切りパネルの配布開始。
3月12日	ボランティアグループと協力して、御影高校グラウンド生活用品バザールを実施。
3月15日	東灘・地域助け合いネットワークが区役所中庭で活動開始。
3月21日	第1回の古着・ポリタンク・灯油缶の回収開始。
3月27日	3月末から避難所の不要物資の回収が始まる。
	避難所の食事について、第1回目の避難所外避難者への食事提供を制限する。
3月30日	区役所にガス供給開始。
3月31日	各避難所におけるボランティアの撤退(避難者の自立)が進む。
4月1日	区災害対策本部新体制へ以降。あわせて本部も移動。
	朝のパンのメニューが、惣菜パン・菓子パンからロールパンとジャム等に変更。
4月10日	自衛隊風呂の終了(東灘小学校、11日撤退)。
4月12日	避難所設備状況調査
4月中旬	避難所における光熱水費の立て替え分(平成7年1月から3月分)の支払い作業を始める。
4月17日	物資配送システムの変更。摩耶倉庫が閉鎖し、住吉浜倉庫へ移転。
4月17日	ボランティアグループと保健所が協力して、クリーニング済みの毛布との交換サービスを開始。
4月下旬	避難所へ冷蔵庫の配布開始(5月上旬まで)。冷蔵庫は3種類(コンテナタイプ：6m×3m×3m・業務用冷蔵庫1.8m×1.8m×2.36m・家庭用大型冷蔵庫：480ℓ)
4月27日	自衛隊風呂の終了(本庄小学校、灘中・高等学校)。自衛隊の全部隊が撤退。
4月30日	業者によるパン箱の回収開始。
5月2日	弁当の保冷管理のお知らせ配布。
5月8日	炊き出し材料(豚汁セット20人分)の提供開始。
5月10日	避難所の全避難者に面接調査
5月18日	生鮮野菜の提供を週1回から週2回へ増やす。
5月22日	電子蚊取り器、殺虫スプレーの配布開始。
5月24日	第2回目の避難所外避難者への食事提供を打ち切り(ただし、やむを得ない事情のある人を除く。6月1日から)。
5月25日	弁当業者として地元の魚多喜が参入。
6月9日	朝のパンからサンドイッチを廃止。菓子パンもしくはおにぎりに。
6月中旬	シルバーシャインシートを区内テント村の要援護者に配布。(のち対象者を拡大)
6月17日	県立健康センターで風呂・シャワー室の開放(有料)。
6月26日	避難所に扇風機の配布。
6月28日	避難者全員に夏用タオルケットの配布。

7月2日	仮設住宅の最終申し込みにあわせ避難所個別面談調査。
7月6日	東灘区山麓部一帯に降雨避難勧告が発令。
7月16日	炊き出し材料（豚汁セット20人分）の供給中止。
7月26日	避難所の食事延長のお知らせ（8月20日まで延長）
7月27日	食中毒警報（第1号）が発令。
7月31日	避難所外の人への給食をすべて廃止。
8月1日	待機所の開設準備を開始（5箇所；御影公会堂、東灘体育館、青少年センター、東灘区民センター分館、求女保育所）。
8月5日	避難所撤収調査および避難所の撤収開始。
8月20日	食事の提供廃止。 トイレトペーパー等の生活共同使用品目以外の物資の提供廃止。
8月20日	閉鎖した避難所の後片付けに奔走
以降	

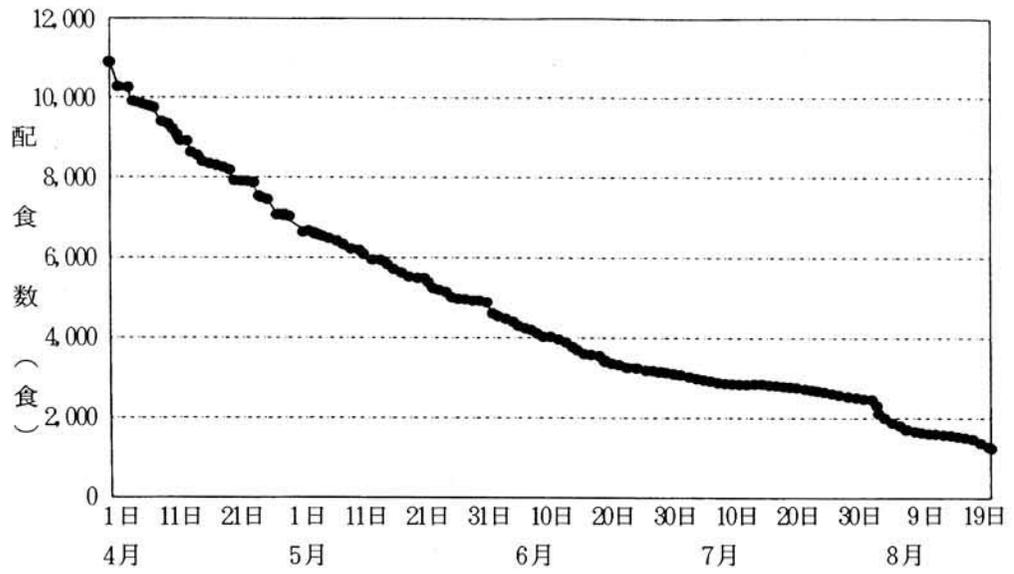
炊き出しその他による食品の給与状況



避難所給食箇所数の推移

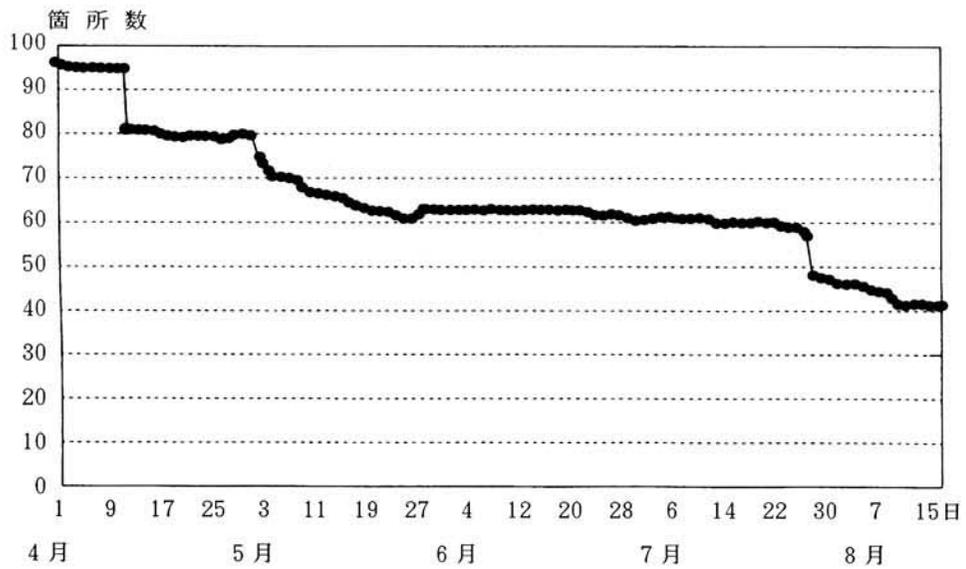


炊き出しその他による食品の給与状況



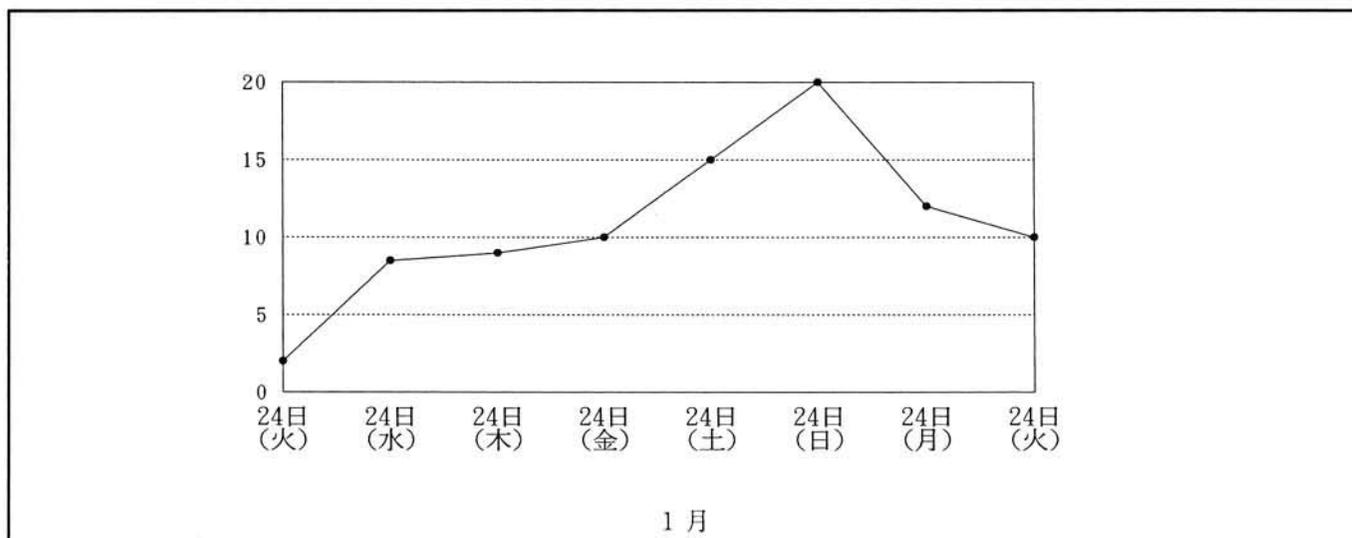
平成 7 年 4 月 ~ 8 月

配食した避難所の箇所数の推移

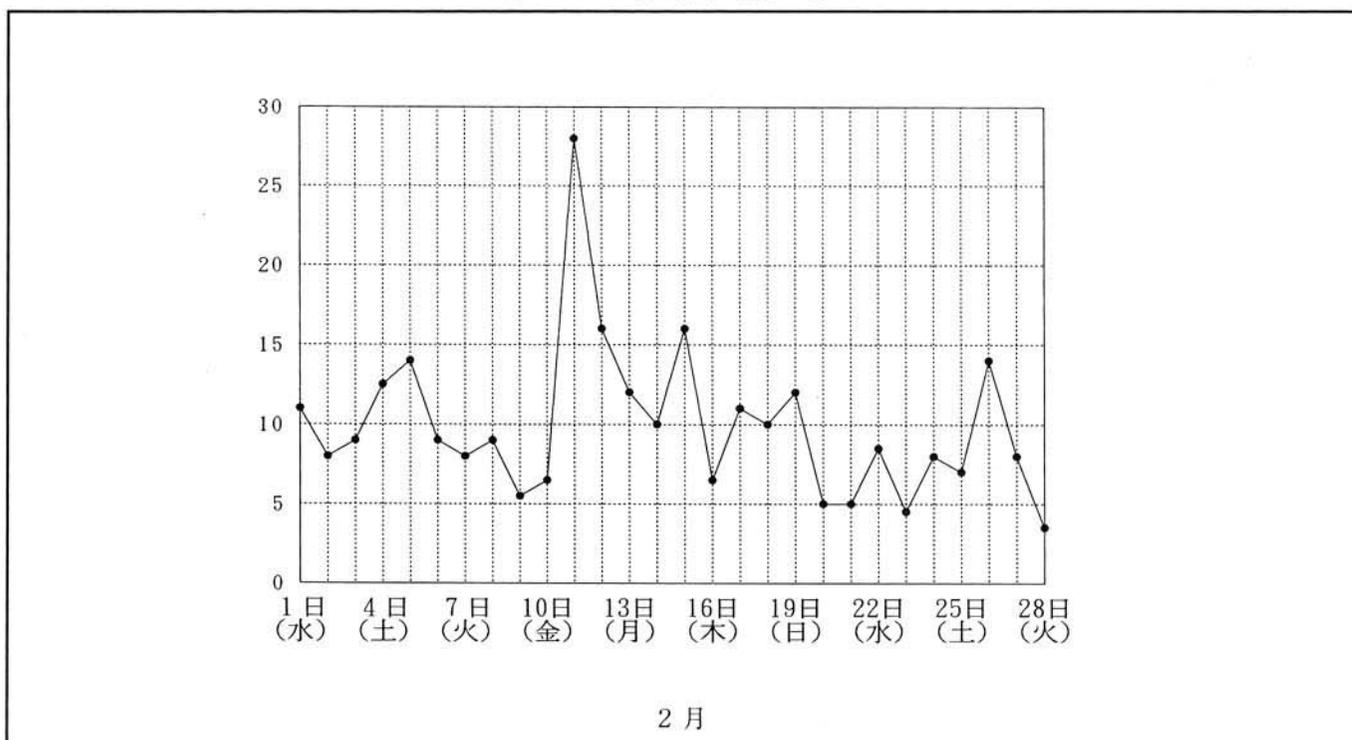


平成 7 年 4 月 ~ 8 月

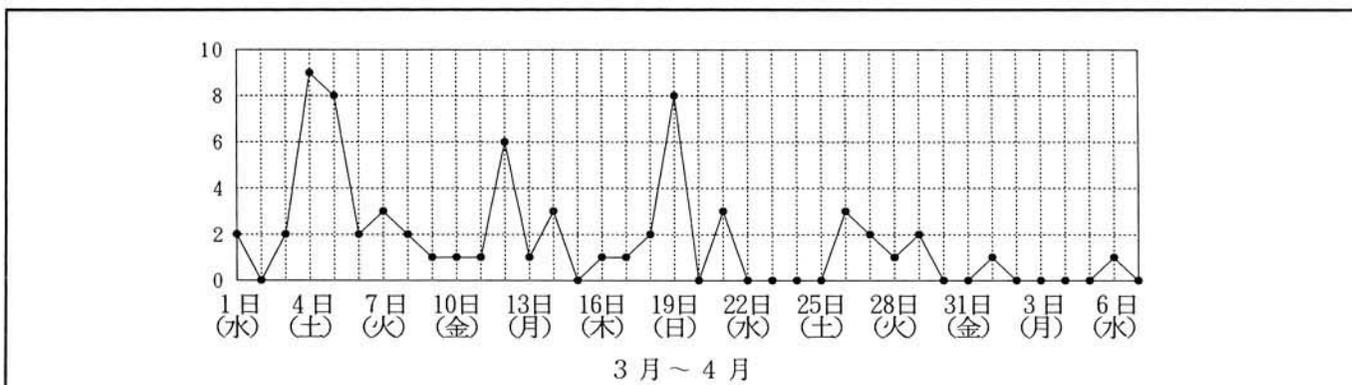
炊き出し幹旋箇所数の推移



炊き出し幹旋箇所数の推移



炊き出し幹旋箇所数の推移



救援物資提供者一覧 (ただし区役所で連絡を受けたものに限る)

提供者名	受け付け日時
1 鹿児島県農協連	7.01.23
2 (有)タイムアウト	7.01.23
3 (株)海産物ハギムラヤ	7.01.23
4 有馬温泉 欽山	7.01.22
5 仙台市 東北電力	7.01.22
6 京都市	7.01.23
7 和歌山市 青年会議所事務局	7.01.23
8 昭和シェル	7.01.23
9 神戸市	7.01.23
10 今川運送	7.01.23
11 大阪協立紙業	7.01.23
12 国際平和協会	7.01.24
13 岡山県大原町	7.01.23
14 姫路生活改善実行グループ	7.01.23
15 亀岡市ボランティア	7.01.23
16 日本生活協同組合連合会本部	7.01.23
17 日本生協連合会本部	7.01.23
18 米沢産業	7.01.23
19 (株)米沢産業	7.01.23
20 N T T 労組 全電通新町分会	7.01.23
21 丸大食品	7.01.23
22 ブラウン&ウイリアムソン	7.01.23
23 岡山市役所	7.01.23
24 ワールドメイト 特別救援隊	7.01.23
25 岡山県 柵原町	7.01.23
26 静岡県	7.01.23
27 兵庫県	7.01.23
28 (株)トリイ	7.01.23
29 駿台大阪南校	7.01.23
30 北日本物産	7.01.23
31 (株)自重堂	7.01.23
32 森田	7.01.23
33 井川	7.01.24
34 南栄興業	7.01.24
35 キムラタン	7.01.23
36 ナイキ ジャパン	7.01.24
37 岡山県消防防災課	7.01.24
38 UCC 上島コーヒー	7.01.24
39 ホウショウ大阪東	7.01.24
40 (株)アタラシ	7.01.24
41 大阪テレコムサービス	7.01.24
42 住友石炭工業	7.01.24
43 山一水産(有)	7.01.24
44 小松建設工業	7.01.24
45 メロディアン	7.01.24
46 (株)プリジストン	7.01.23
47 藤丸金属工業	7.01.25
48 村田パーツ販売	7.01.25
49 全日空	7.01.25
50 岡山県西栗倉村	7.01.25
51 ナショナル キムサーチ事業部	7.01.24
52 中山	7.01.24
53 丸山佑子	7.01.25
54 西日本サイドカークラブ兵庫支部	7.01.25
55 茨木市役所	7.01.25
56 横田守利	7.01.25
57 今山	7.01.25
58 日本ビクター (株) 近畿支店	7.01.25
59 ゼウスコウポレーション	7.01.25
60 大阪かしはら商会	7.01.25

提供者名	受け付け日時
62 江戸川区役所	7.01.25
63 三洋運輸 (株)	7.01.25
64 弘学館高等学校、中学校	7.01.25
65 上新電機	7.01.25
66 政治結社時局研究社	7.01.25
67 ヤハギ建設	7.01.25
68 ヤギケン	7.01.25
69 ミノルタカメラ労働組合	7.01.25
70 浦谷盛雄	7.01.25
71 米澤産業	7.01.25
72 (株)フェニックス	7.01.26
73 二新繊維 (株)	7.01.26
74 スタンゾー	7.01.26
75 本多マサエ	7.01.26
76 ケイブジャパン	7.01.28
77 寛道裕之	7.01.26
78 カナダ政府	7.01.26
79 大阪デリカフーズ	7.01.26
80 川端商事	7.01.26
81 関西電力労働組合	7.01.26
82 P & G	7.01.26
83 高槻市ボランティア	7.01.26
84 兵庫県警	7.01.26
85 菊地商会	7.01.26
86 徳島県阿南市役所	7.01.26
87 広島県高田郡甲田町役場	7.01.26
88 大阪市役所	7.01.26
89 上農健次	7.01.26
90 (株)アイスター商事	7.01.27
91 スタイロフォーム	7.01.26
92 白鶴酒造 (株)	7.01.27
93 布亀	7.01.27
94 大阪天神橋ライオンズクラブ	7.01.27
95 ロットウエル	7.01.27
96 高野口町役場	7.01.27
97 石川県鹿島郡田鶴浜町役場	7.01.27
98 佐渡しいの商店	7.01.27
99 京都金岡町静岡小学校 P T A	7.01.27
100 鳥取県岩美町役場	7.01.27
101 大阪和泉市イブキ野母の会	7.01.27
102 安藤建設 (株)	7.01.28
103 白鶴酒造 (株) 物流部	7.01.28
104 フクトメハム	7.01.28
105 高橋秀	7.01.28
106 (有) べんりや	7.01.28
107 辻田グループ	7.01.28
108 京都おとくに教職員組合	7.01.28
109 森井電化設備	
110 内山圭子	7.01.28
111 源野勇	7.01.28
112 (有) マキ包装	
113 柏原市市議会	7.01.29
114 吹田市ボランティア	7.01.29
115 関西レスト	7.01.30
116 尾上富貴子	7.01.30
117 倉敷市立玉島小学校	7.01.30
118 コープ神戸	7.01.30
119 ジャパンマリンサービス	7.01.30
120 守口市役所	7.01.30
121 キッサアクア	7.01.24

救援物資提供者一覧 (ただし区役所で連絡を受けたものに限る)

提供者名	受け付け日時
122 中村和代	
123 石井工務店	7.01.30
124 アオキインターナショナル	7.01.30
125 昭和鋼機(株)	7.01.30
126 大阪市徒労組環境事業支部青年部	7.01.30
127 赤ちゃん本舗	7.01.30
128 綾部市建設業協会青年部会	7.01.31
129 日本NCH(株)ナショナルケムサーチ	7.01.31
130 住友商事	7.02.01
131 (株)フジオオフィス	7.02.01
132 大阪ガス六甲営業センター	7.02.01
133 灘井秀夫	7.02.01
134 正永能久	7.02.01
135 雄山商事	7.02.02
136 小曾根健晴	7.02.02
137 ボランティア	7.02.02
138 大阪府	7.02.01
139 本州建設(株)	7.02.02
140 (株)ゼンリン	7.02.02
141 千葉市	7.02.03
142 徳島県建設協会	7.02.02
143 北恵(株)	7.02.01
144 徳島県阿南市	7.02.02
145 豪州大使館	7.02.02
146 (株)アポロメック	7.02.03
147 安栖春男	7.02.02
148 北海道教職員組合	7.01.25
149 一番食品(株)	7.02.04
150 大阪市建設局	7.02.04
151 森田B	7.02.04
152 (株)大黒屋	7.02.04
153 有賀美希子	7.02.04
154 鳥取県八頭郡佐治村	7.02.04
155 Y I リフレッシュ	7.02.05
156 杉山工務店	7.02.05
157 柴原	7.02.05
158 タカラベルモントルーベルコスメティック	7.02.06
159 シオノギ製菓	7.02.06
160 富山県福岡町役場	7.02.07
161 まごころ贈答	7.02.01
162 新光製糖	7.02.07
163 東洋インキ製造(株)関西支社	7.02.08
164 大阪岸和田市加守町会	7.02.06
165 日本電機工業会	7.02.07
166 (株)西友	7.02.06
167 貝塚市木嶋農協婦人部	7.02.08
168 広島豊松村役場	7.02.09
169 島原建設	7.02.09
170 山本直人	7.02.09
171 ツタヤ	7.02.08
172 横屋会館	7.02.09
173 城柳順	7.02.05
174 (株)タバイ環境設備	7.02.06
175 田代(熊本県)	7.02.08
176 ハウス食品	7.02.10
177 兵庫県警	7.02.09
178 元気団ひこう船	7.02.10
179 レストランピサ 中江	7.02.10
180 大阪美容環境衛生同業組合	7.02.07
181 杉下	7.02.11

提供者名	受け付け日時
182 安井	7.02.11
183 日本電装神戸営業所	7.02.09
184 寺本(尼崎市)	7.02.11
185 森田C	7.02.11
186 はっせん住宅	7.02.10
187 藤原広一	7.02.12
188 鹿児島郡吉田町本城小学校	7.02.12
189 小川モーターズ	7.02.12
190 山本良一	7.02.13
191 柿川車掌青年団	
192 大和高田商工会議所青年部	7.02.13
193 神奈川県菓子工業組合工世会(CMS)	7.02.13
194 愛媛県中山町役場	7.02.06
195 福林寺	7.02.14
196 垂衣太食堂利用者グループ	7.02.15
197 小川D	7.02.16
198 サクラダボランティア	7.02.16
199 広島市役所	7.02.17
200 (株)親和	7.02.17
201 東京ブルドックソース(株)	7.02.17
202 御影山手自治会	7.02.14
203 カルチャーコンビニエンスツタヤ	7.02.15
204 東京八王子味源	7.02.17
205 福本	7.02.18
206 岡山保育所父母の会	7.02.19
207 近畿通産局	7.02.18
208 南雲	7.02.20
209 豊谷	7.02.18
210 USA,ミシガンJACKSON,TAC工場	7.02.20
211 是安圭子	7.02.20
212 南企画	7.02.18
213 K I S S神戸国際ステージサービス	7.02.17
214 千葉県流山市役所	7.02.21
215 東芝関西システムセンター	7.02.21
216 M式水港研究所	7.02.21
217 紀野事務所	7.02.21
218 永月辰二郎	7.02.21
219 松本たくみ	7.02.21
220 堺市中央幼稚園	7.02.22
221 木村F	7.02.22
222 ベル食品	7.02.23
223 M C C食品株式会社	7.02.17
224 (株)フェスタ	7.02.24
225 近畿コカコーラ	7.02.23
226 日本フィリップス	7.02.24
227 船山(株)東京支部特需部	7.02.23
228 山中産業	7.02.25
229 県立三木山森林公園	7.02.26
230 武蔵野市役所	7.02.14
231 鐘淵化学工業(株)	7.02.21
232 シャープ労組	7.03.01
233 大和高田市役所	7.03.02
234 大阪ガス	7.03.02
235 大東市妙涌寺	7.03.02
236 東クリーンセンター	7.03.02
237 大洋化成(株)	7.03.03
238 (株)マルヒロ	7.03.02
239 薬師寺	7.02.14
240 十四山村みつば部会	7.03.04
241 京都市教育部	7.03.06

救援物資提供者一覧 (ただし区役所で連絡を受けたものに限る)

提供者名	受け付け日時
242 東京スタンダード	7.03.06
243 北九州ボランティア	7.03.06
244 (株)サムシング	7.03.07
245 帝人セントラル興産株式会社大阪サービス部	7.03.08
246 新日本カレンダー	7.03.08
247 本願寺派津村別院	7.03.12
248 小額館プロダクション	7.03.13
249 (株)昌栄/イルローザ	7.03.13
250 リボセレン	7.03.14
251 和泊町役場	7.03.17
252 植田功一	7.03.19
253 松本F	7.03.19
254 枚方市役所散歩の会	7.03.20
255 香川県東海屋	7.03.22
256 北農政事務所	7.03.23
257 渡部康子	7.03.23
258 熊本	7.03.20
259 北陸郵便局(金沢)	7.03.20
260 宮代町社会福祉協議会	7.03.25
261 長野県	7.03.27
262 シャープ	7.03.31
263 出口	7.04.01
264 東京青年部トラック協会教育研修所	
265 久宝堂日本人形協会大阪支部	7.03
266 (株)ワコール	7.04.04
267 雲仙山祇皇院別所	7.03.22
268 千葉県佐倉市防災課	7.04.11
269 愛知県ゆたかしょう油	7.04.12
270 個人	7.04.14
271 永井淑人	7.04.14
272 静岡	7.04.14
273 上村正子	7.04.19
274 南山大学落語研究会	
275 松山市役所	7.04.20
276 池永達彦	7.04.22
277 影目四郎	7.04.27
278 (株)リブラン	7.04.29
279 柴崎義昭	7.05.04
280 奈良県大和高田市のボランティア	7.05.06
281 N T T長崎支店あそび会会長崎支部	7.05.12
282 ノーリツ	7.05.17
283 中川澄子	7.05.11
284 日本ヒーリングセラピスト研究所	
285 室場小学校6年1組	7.05.19
286 阿部富一	7.05.23
287 電通	7.05.25
288 松下電器産業労働組合	7.02.06
289 ファミリー国立	7.02.03
290 大阪北淀ロータリークラブ	7.05.24
291 三菱商事大阪支社	
292 中和機工	7.03.30
293 小矢部市市民の会	7.01.28
294 日本協同体協会	7.02.26
295 しんたまご	7.02.26
296 東洋療術師会	7.02.26
297 富士写真フィルム 大阪支社	
298 徳平英亀	
299 ニュースキンジャパンインク日本支社	7.06.08
300 コーサー	7.06.17
301 茨城県古河市役所	7.06.21

提供者名	受け付け日時
302 岐阜経済大学ギター部	7.07.07
303 京都府瑞穂町	
304 神奈川県箱根町	7.01.21
305 東部通商(長野県)	7.01.22
306 日清製油	7.01.22
307 進信病院管理課	
308 広島県	7.01.23
309 京都A&B	7.01.23
310 太田明伸	7.01.24
311 菊池商会	7.01.26
312 市民団体京都市葛野女性会	
313 大植弘	
314 和歌山県K-ACT	
315 日本給食サービス協会	7.01.27
316 栄光	7.01.26
317 コメック	7.01.27
318 岐阜県恵那郡加子母村	7.01.21
319 三洋電機	7.01.19
320 JAグループ三重	7.01.20
321 大王製紙	7.01
322 品川燃料	7.01.18
323 ニチレイ	7.01.28
324 石垣食品	7.01.24
325 立間友継	
326 佐藤珠美	
327 太陽工業	7.01.21
328 前橋市役所	7.01.19
329 オカムラ	7.01
330 山梨県庁	7.01.20
331 タマノ井酢	7.01.19
332 東京都板橋区役所	7.01.20
333 (株)白子	7.01.19
334 石川県庁	7.01.19
335 日本コカコーラ	7.01.19
336 和歌山県九度山町	7.01.19
337 宇野口	
338 帝人	7.01.19
339 大本	7.01.24
340 丹波薬局	
341 大塚ババレジ	7.01.19
342 新進物産	7.01.20
343 日本生活協同組合連合会	7.01.23
344 吉海松見	
345 長野県青果移出商業協同組合	7.01.24
346 東京都世田谷区役所	
347 日本ペプシーコーラ	7.01.21
348 プンセン	7.01.18
349 エースコック	7.01.21
350 大塚倉庫	7.01.20
351 サントリーフーズ	7.01.18
352 川島織物	7.01.21
353 日本馬主協会連合会	7.01.25
354 まほろば	7.01.31
355 キッコーマン醤油	7.01.20
356 高山卸商業センター	7.01.20
357 岡山県日生町	
358 兵庫県氷上町	7.01.21
359 大阪相互タクシー	7.01.20
360 阪南大学	
361 奈良県香芝市	7.01.20

救援物資提供者一覧 (ただし区役所で連絡を受けたものに限る)

提供者名	受け付け日時
362 龍宝興産	7.01.20
363 西友	7.01.18
364 ビップフジモト	7.01.20
365 アベックス	7.01.20
366 明星食品	
367 ながの農業協同組合	7.01.21
368 日本食品開発促進	7.01.21
369 東洋製罐	7.01.21
370 ハクキン	7.01.20
371 岩手県釜石市	7.01.20
372 アサヒビール	7.01.21
373 ケンタッキーフライドチキン	7.01.20
374 大津毛織	7.01.19
375 ヨシカワ	7.01.19
376 福田園芸	7.01.19
377 白ハト食品工業	7.01.20
378 丸中製菓	7.01.20
379 三菱商事	
380 アジア協会アジア友の会	7.01.21
381 愛知県春日井郡西部消防組合	7.01.19
382 日本物流、イデシギョー	7.01.20
383 島本ライオンズクラブ	
384 生活協同組合コープこうべ鳴尾浜配送センター	
385 山崎製パン	
386 鳥取県江府町	
387 岡山県倉敷市	
388 半田市議会	
389 和歌山県高野口町	
390 コープこうべ	
391 兵庫米穀	
392 松下電池工業(株)	
393 セッツ(株)	7.01.20
394 大成機工(株)	7.01.20
395 金沢「すし亭」	7.01.19
396 読売新聞大阪本社	7.01.22
397 岡山県棚原町	
398 大阪従環境事業支部東北分会	7.01.22
399 長野県駒ヶ根市	7.01.21
400 昭和シエル	7.01.20
401 生活協同組合大阪バルコーブ	
402 ヤマギシズム	7.01.21
403 波田町役場総務課	7.01.21
404 じゃがいもの会東京	7.01.20
405 金村茂	7.01.20
406 (株)墨運堂	7.01.20
407 島根県村田静顕商店村田漁村(株)	7.01.21
408 エッソ石油大阪	7.01.21
409 大久保酒店	7.01.20
410 西川ローズ布団静岡羽布団(株)	7.01.20
411 埼玉県熊谷市	
412 箕面市福祉課	7.01.21
413 西村誠	7.01.21
414 三菱地所(株)	7.01.20
415 フジコカコーラ	7.01.20
416 しそう福西はりま	7.01.20
417 毎日新聞希望新聞の蘭	7.01.20
418 (株)ビクトリア	7.01.20
419 (株)ビコウ社	7.01.20
420 堺アマチュアクラブ	7.01.21
421 ハレルヤ製菓	7.01.21

提供者名	受け付け日時
422 マルフ給食	7.01.20
423 岡山県奥津町役場	
424 神戸フェリーセンター	7.01.21
425 高槻市役所	7.01.20
426 青木裕司郎	7.01.20
427 茨城県茎崎町	
428 JAながの経済連	7.01.20
429 熊本県農協中央連合会	
430 井出紙業(株)	7.01.20
431 (株)C.G.C関西本部	7.01.20
432 堀	7.01.20
433 浅野俊光	7.01.20
434 アクアピア(株)	7.01.19
435 崇教真光京都大道場	7.01.19
436 草津市役所	7.01.19
437 島根県広瀬町	7.01.19
438 京都府消防防災課	7.01.20
439 大阪和泉市救援市民の会	7.01.19
440 和泉市役所	
441 ミツバ商事	7.01.19
442 日本シグマックス(株)	7.01.20
443 三井物産	7.01.20
444 (株)トーメン	7.01.20
445 間組	7.01.20
446 大阪青年会議所	
447 近江八幡市	7.01.20
448 ノゾミ会	7.01.20
449 岸和田幼稚園	7.01.19
450 (株)タツマ静岡岡清水市	7.01.19
451 河村若義	7.01.19
452 佐賀県富士町役場	7.02.03
453 野中建設(株)	7.02.03
454 (株)マルダイ味噌	7.02.23
455 (株)マルゴ味噌	7.02.23

たきだし提供一覧（ただし区役所で仲介したものに限り）

提供者名	受け付け日時
1 箕面市役所 轟き生活改善グループ	7.01.23
2 のぶた商事（焼肉店）	7.01.23
3 京都府 あやべ市	7.01.23
4 申（しん）	7.01.23
5 長野県信州新町役場	7.01.24
6 茨城県岩井市 スギノヤ	7.01.24
7 京スベハローサービス	7.01.24
8 しんとく寺（大阪）	7.01.24
9 大阪ハイアットリージェンシーホテル	7.01.24
10 大阪有線放送	7.01.24
11 （株）南木	7.01.24
12 岐阜県養老町役場	7.01.24
13 （株）アイホウ	7.01.24
14 滋賀県野洲町 ボランティア	7.01.25
15 瓜連町商工会	7.01.25
16 レオマ ワールド	7.01.25
17 オオタ食品工業	7.01.24
18 佐藤養悦本舗	7.01.25
19 大阪市西区青少年指導員連絡協議会	7.01.24
20 泉大津市役所	7.01.25
21 日本赤十字兵庫支部	7.01.25
22 大阪生野ライオンズクラブ	7.01.25
23 新潟県	7.01.25
24 長野県三岳村役場	7.01.25
25 長野県三岳村役場総務課	7.01.25
26 岡山県新庄町役場	7.01.25
27 イーちゃんの店	7.01.25
28 くまぶち	7.01.24
29 大阪味噌販売（株）	7.01.25
30 徳島県建設業協会	7.01.25
31 鳥取県いなばっ子	7.01.26
32 兵庫県生活改善グループ	7.01.26
33 オムロン（株）労働組合	7.01.27
34 羽曳野市ボランティア	7.01.26
35 カレーハウスアニバーサリー	7.01.26
36 大阪神農商業組合南支部	7.01.26
37 ぜんざい屋	7.01.26
38 太田グループ	7.01.26
39 まわるファミリー寿し、繁昌寿し	7.01.27
40 奈良県天理市役所	7.01.26
41 大阪市市民局	7.01.26
42 日本通運四国支店	7.01.26
43 ボランティアグループ	7.01.27
44 おたふくソース 神戸支店	7.01.27
45 イズサロリターノ東実クラブ	7.01.26
46 サンガイスポーツ新聞インターナショナルアウトドアクラブ大阪	7.01.27
47 和歌山市教妙寺	7.01.29
48 長野県伊那市	7.01.27
49 大阪水道局組合	7.01.27
50 ハイアットリージェンシー大阪	7.01.26
51 本家尾張屋	7.01.27
52 大津市市民部	7.01.28
53 村上A	7.01.28
54 河内長野市自治会	
55 村吉光夫グループ	7.01.29
56 プチホテルベルク山中湖	7.01.29
57 京都おかし組合	7.01.30
58 島根県石見町役場	7.01.30
59 清風寺	7.01.30
60 くれたけ庵	
61 島根県能義郡広瀬町役場	7.01.30
62 西紀町商工会	7.01.30

提供者名	受け付け日時
63 和歌山県高野口町職員労働組合	7.01.30
64 三福	7.01.30
65 坂上	7.01.30
66 日新火災海上保険：岸和田支店	7.01.30
67 京都市桂少年補導委員会	7.01.30
68 広島県商工会青年部	7.01.30
69 松葉屋	7.01.31
70 富山県小矢部市中ロータリークラブ	7.01.30
71 奈良県黒たき村天川村合同ボランティア	7.01.31
72 清水	7.01.31
73 八尾若者会議	7.02.01
74 新潟県巻町役場	7.02.01
75 清水	7.02.01
76 近畿共同鶏卵	7.02.01
77 サンタ	7.02.01
78 睦会	7.02.01
79 広島県豊松村商工会	7.02.02
80 中島商事	7.01.27
81 三重 商工会	7.02.01
82 広島西城町商工会青年部	7.02.02
83 リカーバンコスト生駒市	7.02.01
84 荒川ライオンズクラブ	7.02.02
85 大津市役所	7.02.02
86 （株）大設	7.02.02
87 （株）レッツ	7.02.02
88 阿倍野ロータリークラブ	7.02.02
89 茨城県取手市取手大根ライオンズクラブの有志	7.02.02
90 松原救援ボランティア実行委員会	7.02.02
91 増田	7.02.03
92 天理教本摂分教会婦人会	7.02.03
93 カネテツデリカフーズ（六甲アイランド）	7.02.03
94 一燈園	7.02.03
95 青木	7.02.03
96 大阪キリスト教会	7.02.03
97 万寿寺	7.02.03
98 箕面市役所	7.02.03
99 京都市消防局ボランティア	7.02.04
100 大山	7.02.05
101 アツチ救援隊ボランティア	7.02.05
102 社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	7.02.05
103 府立八尾養護学校	7.02.05
104 奈良県吉野郡天川村黒滝	7.02.05
105 松若	7.02.06
106 辻みつよし	7.02.05
107 魚たつ	7.02.06
108 オフィス・トゥ・ワン	7.02.06
109 鳴門商工会議所婦人部	7.02.03
110 P.L.石川ブロック青年部	7.02.06
111 岩佐板金	7.02.06
112 天理教生駒大協会	7.02.06
113 田賀	7.02.07
114 林	7.01.31
115 平井	7.02.07
116 社会福祉法人海の子学園（大阪）	7.02.07
117 愛知県七福醸造	7.02.02
118 しあわせネットワーク	7.02.07
119 徳島県新野町公民館	7.02.07
120 正能晴雄	7.02.05
121 兵庫労連	7.02.08
122 合田	7.02.06
123 静岡掛川茶商青年団	7.02.07
124 東実クラブ	7.02.08

たきだし提供一覧（ただし区役所で仲介したものに限り）

提供者名	受け付け日時
125 秀徳学園	7.02.08
126 岩手県花泉町役場	7.02.08
127 京都青年会議所	7.02.08
128 成長会	7.02.08
129 北海道島町商工会	7.02.09
130 牧秀一	7.02.09
131 西尾忠晃	7.02.09
132 アラブコーヒー（株）	7.02.08
133 春田町公民館地域振興協議会	7.02.09
134 淀川市民生協	7.02.10
135 大阪芸大ボランティア	7.02.09
136 斉藤	7.02.09
137 阪神物産（株）	7.02.10
138 乙訓青年会議所	7.02.09
139 財団法人小原流	7.02.11
140 舞鶴青年会議所	7.02.11
141 大阪八尾市役所	7.02.13
142 中江泰次	7.02.13
143 大和高田商工会議所	7.02.14
144 木村自動車	7.02.14
145 三重県飯南町役場	7.02.14
146 大阪商運社	7.02.13
147 熊本県庁	7.02.15
148 山梨県石和町役場有志	7.02.15
149 小川	7.02.15
150 兵庫県労働組合総連合	7.02.15
151 古屋	
152 黒田重尚	7.02.13
153 大阪市商店街組合	7.02.17
154 宮路久司	7.02.17
155 山本	7.02.17
156 田中吾朗	7.02.17
157 鳥羽青年会議所	7.02.17
158 市原野学区民	7.02.17
159 加東郡社町役場	7.02.17
160 ほくゆう不動産	7.02.18
161 大給哲也	7.02.18
162 吉村圭次	7.02.18
163 天理教府内大教会	7.02.16
164 森本喜記	7.02.17
165 加古川市役所	7.02.20
166 大阪ガス(株)兵庫支社六甲営業センター	7.02.20
167 富山県高岡市	7.02.20
168 修徳学院	7.02.21
169 関西工事	7.02.18
170 河内浩	7.02.21
171 京都市伏見区淀下津町盆踊り保存会	7.02.21
172 富田進	7.02.21
173 奥野弘志	7.02.20
174 大阪府生野区青少年指導員有志一同	7.02.22
175 月華殿	7.02.21
176 中島祐子	7.02.22
177 (財)修養団	7.02.24
178 愛知県岩倉市職	7.02.24
179 天理教日置荘分教会	7.02.23
180 近畿ロイヤルプロダクツ	7.02.24
181 天理教	7.03
182 山口県岩国市柱島地区福祉協議会	7.02.25
183 京都府宇治市職	7.02.25
184 氷上町商工会	7.02.27
185 (株)大塚商会	7.02.27
186 四條畷市教職員組合	7.02.27

提供者名	受け付け日時
187 福井県越前町観光協会	7.02.16
188 塩見茂浩	7.02.28
189 大阪府私立幼稚園連盟	7.02.28
190 金光教泉尾協会	7.02.28
191 (株)仙石ハム 伊賀屋	7.02.28
192 宮津福祉事務所	7.02.28
193 政宗	7.02.28
194 エッセン	7.03.01
195 浜辺	7.03.01
196 和歌山龍神村女性会議	7.03.02
197 魚座屋	7.03.02
198 三重県相撲連盟	7.03.03
199 セントラルスポーツクラブ四條畷	7.03.07
200 島根県益田市役所	7.03.02
201 少林寺拳法京都鴨川	7.03.04
202 天理教道友社	7.03.06
203 橋本F	7.03.08
204 河合誠治	7.03.09
205 中島清博	7.03.09
206 野田川町役場	7.03.10
207 イマジン	7.03.10
208 滋賀県畜産課	7.03.10
209 辻調理師専門学校	7.03.11
210 大阪ボーイスカウト54団	7.03.11
211 北区淡河町婦人会	7.03.13
212 大阪中之島ロータリークラブ及び日本スペイン協会共催	7.03.18
213 揖保郡新宮町議員ボランティア	7.03.16
214 岐阜婦人会	7.03.25
215 山元里衣子	7.04.03
216 塚本、久世	7.04.06
217 益田市社会福祉協議会	7.04.20
218 埠頭公社プロのクックのグループ	7.04.14
219 島根県益田市社会福祉協議会	7.05.24
220 ホテルニューオオタニ大阪	7.01.22
221 名古屋青年会議所	7.01.21
222 広電建設	7.01.21
223 大阪神農商業協同組合南支部	
224 京都 大扇	
225 京都洛西ライオンズクラブ	7.01.21
226 平田賢二郎	7.01
227 加悦町商工会青年部	7.01.29
228 カワコウ	7.02.03

避難所からの物品、食料品要求(避難所別)

1月30日(月)分

避難場所名	物品・食料品
御影北小	リンデカンUGクリーム インソジン綿棒セット お肉 洗たくき うがい薬 抗生物質アストミン ゴミ袋 ウェットティッシュ ハミガキ カップラーメン ポリタンク10 けいたい用シビン4 パン500 食料600
御影小	衣類(大)
御影中	おしりふき 紙おむつ(子供用) ミネラルウォーター ゴミ袋10 おにぎり、パン各350 牛乳(200cc) 350 パナナ350 野菜3箱
御影高	
御影公会堂	缶ジュース20ケース うば車1 キャリアカー2 パン300 生野菜500
住吉小	生鮮食品 下着(男、女) 米飯
渦が森小	野菜150 肉(カレー用)150 レトルト食品150 ゴミ袋100 洗たく機3 水不要シャンプー30
甲南小	ちりとり(10) 牛乳(小)(ロングライフ)200、くつ下(大、小)200 ガムテープ30 ビニールひも10
魚崎小	カップラーメン1000 牛乳(200cc)1000 弁当1200 パナナ8箱 シャンプー50 ガスコンロのカセット10
本山第2小	ポリタンク(10ℓ)10
灘高	缶茶1000 缶ジュース1000 ゴミ袋30 炭orまき 牛乳900 輪ゴム1ダース
甲南大	生やさい20kg(トマト・キュウリetc)
本山南中	ゴミ袋500 ふとんの敷マット100 給湯器or電気ポット10 テント5 消火器3 使いすておわん5000 プロパンガスの炊飯器5 作業灯(屋外用)10 大型なべ3 電池(単I・II)1ケース
本山第1小	ガスボンベ(20kg×3) コピーA41箱 炭
本山第3小	
福池小	みりん、ごしょう、砂糖、塩各20 野菜 下着(男・女L)1000
本山南小	ポリタンク ティッシュ トイレトペーパー 手洗石けん 布団 タオル おむつ フォーク スプーン 子供用衣料 流動食 カップそば 梅干 つけもの 食器セット わりばし ゴミ袋 婦人タイツ カイロ ジャージ衣料 長そで下着(男)50 じゃがいも 玉ねぎ にんじん だし白菜 キャベツ ピーマン 牛乳 しょうゆ ごしょう 東灘小
ゴミ袋40	神戸商船大
紙食器(皿、コップ、スプーン用)	300
住吉中	おにぎり、じゃがいも、ネギ、缶詰、つくだに、つけ物各610 みそ、梅ぼし、牛乳610 ちくわ、かまぼこ、天ぷら各610 ティッシュペーパー1000 茶わん(使いすて)3000 わりばし1500 シャンプー60 食器用洗剤5 トイレ用洗剤5 大きめのなべ4 ゴミ袋50 灯油ポンプ1 たわし(スポンジ、亀の子、ステンレス)各10 カイロ2000 女性用下着1000 くつ下(男、女)1000 鉄板(大)2
本庄小	電気ストーブ1 炭 テント防風帯(3張分) ブルーシート 電気ストーブ6 ポリタンク6 マジックインキ(赤、黒)10本 鉛筆2ダース ポールペン(黒)2ダースメモ用紙10冊 ほ乳びん キャットフード 飲料水 タンク蛇口付2
深江見附住宅	笛3
神戸商業高	マスク20 牛乳(200ccパック)1000 玉ねぎ、じゃがいも、にんじん各段ボール1箱 インスタントみそ汁1000 くつ下(男、女)1000 プロパンガスボンベ(営業用)5 ウェットティッシュ(ポケットサイズ)1000 ハム、ソーセージ各500 マスク(カゼ用)200 スナック菓子5箱 みかん5箱
本庄中	スウェット(トレパン)の下の部分(500) 女性用下着2000 長ソデシャツ2000 くつ下2000 はるカイロ(大)3箱 ばんそこう(テープ)100 洗たく用石ケン1000 玉子600 炭20 缶コーヒー20箱 野菜ジュース カップスープ みそ 塩 だしの素 ソース リップクリーム シャンプー
魚崎中	缶コーヒー1000 牛乳1000 カップメン1000 卓上ガスコンロ、ボンベ6 発電機 フライパン12 ナベ12
赤塚山高校	けいじ板5
東灘高校	赤ちゃん用粉ミルク20 ウェットティッシュ20 ゴミ袋20 石油ストーブ5
東灘八幡神社	かみそり
北青木老人いこいの家	運動ぐつ
魚崎わかば学園	仮設電話1 暖房器具(職員用)3 水(ペットボトル)20 毛布50
東明公園(東)	缶詰60食
呉田会館	インスタントラーメン200食 野菜 単1 20ケ
友生養護学校	ラーメン200食 みそ汁200食 低脂肪牛乳 カイロ150ケ ジャンパー
六甲砂防工事事務所	カップラーメン300食 みそ汁300食 下着(女性60人分) 洗濯機
住吉幼稚園	米100 ソース しょう油 大鍋2ケ
中野南公園テント村	米300人分 野菜 わかめ 豆300人分 果物300人分 菓子 下着(男性50人分) 化粧品 単3 10ケ
北青木児童園	インスタントコーヒー ケチャップ 卵 青のり 長イモ みそ 小麦粉 シチューのもと カレーのもと ビタミン剤 栄養ドリンク ジャンパー10着 エバーマット20 鉄板 フライパン 中華鍋×3 アルミホイル サランラップ ふた付バケツ×3 延長コード3 ガムテープ3 セロハン3 画用紙 マジック
市営青木南住宅集会所	大根10 ポテトチップス5 ソース3 茶の葉20 下着(男性L20) 上着(男性L20) 靴(男26cm×3) ティッシュ10 敷布団×3 スプーン、フォーク20ケ
野崎地域福祉センター	果物50人分 木炭
東灘体育館	果物350人分
青木文化センター	果物150人分 下着(女性40人分)(男性40人分) 電子レンジ×2
茶屋地区会館	ソース 油 酢 マヨネーズ
阿弥陀寺	魚 おまる×3 ヘルメット×5
横尾会館	ちくわ揚げ 肉50人分
白鷗寮	下着(女性80)

東灘区在宅福祉センター	下着（女性M、L上下各5）
本庄中央公園	上着（男女200） 大鍋×2 小鍋×1 スプーン300 プロパンガス×4 ガスバーナー テーブル×2 テント×2
北青木集会所	運動靴（90足）
浜御影地域福祉センター	ティッシュペーパー（30人分）
深江南老人いこいの家	はるカイロ（15コ）
もとやま園	大なべ しゃく
日本キリスト教団御影五六会館	自転車（3台） マジック（赤・黒） ガムテープ（3コ）

避難所からの物品・食料要求(品目ごと)

2月中旬

保存食	
パン	東明公園東側(缶詰60食)
インスタント(レトルト含)	呉田会館(ラーメン200食) 友生養護学校(ラーメン200食、みそ汁200食) 六甲砂防工事事務所(カップラーメン300食、みそ汁300食)
米	住吉幼稚園(100kg) 中野南公園テント村(300人分)
飲料水	友生養護学校(低脂肪牛乳)
ジュース	中野南公園テント村(300人分) 市営青木南住宅集会所(オレンジジュース以外60) 北青木児童園(インスタントコーヒー)いくつ?
粉ミルク	
野菜	呉田会館 本庄中央公園(300人分) 中野南公園テント村(300人分、わかめ、豆腐) 市営青木南住宅集会所(だいこん10) 北青木児童園(ケチャップ、卵、青おり、長イモ、小麦粉、シチューのもと、カレーのもと、おみそ)いくつ?
果物	野寄地域福祉センター(フルーツ50人分) 東灘体育館(350人分) 青木文化センター(150人分) 中野南公園テント村(300人分)
お菓子	中野南公園テント村(クッキーなど) 市営青木南住宅集会所(ポテトチップス5)
調味料	住吉幼稚園(ソース、しょう油) 茶屋地区会館(ソース、油、酢、マヨネーズ) 本庄中央公園 市営青木南住宅集会所(ソース3)
食料ソノタ	阿弥陀寺(魚類イワシ、メザシ) 横屋会館(ちくわあげ、肉等50人分) 市営青木南住宅集会所(お茶の葉20) 北青木児童園(ビタミン剤、栄養ドリンク)
衣料	
下着(女性)	中野南公園テント村(Mor L 50人分) 白鷗寮(Mor L 80) 住吉小(1600人分) 六甲砂防工事事務所(S、M、L各60人分) 東灘区在宅福祉センター(M、L上下各5) 本庄中央公園(M、L各50) 青木文化センター(M、L各40)
下着(女子)	住吉小(1600人分)
下着(男性)	住吉小(1600人分) 本庄中央公園(M、L各50) 青木文化センター(M、L各40) 中野南公園テント村(Mor L 50人分) 市営青木南住宅集会所(L 20)
下着(男子)	住吉小(1600人分)
上着(トレーナー・セーターなど)	本庄中央公園(M、L男女各200) 深江南老人いこいの家(婦人用トレーナー各20) 市営青木南住宅集会所(男L 20) 北青木児童園(ハーゲンダッツのスタッフジャンパー10)
靴下	
靴	北青木集会所(運動靴45人分) 市営青木南住宅集会所(男26cm 3コ)
ズボン	
マフラー・手袋	
衣料ソノタ	
衛生用品	
おむつ子供用	住吉小(S、M、L各20)
おむつ大人用	
生理用品	
トイレットペーパー	本庄中央公園(200コ) 深江南老人いこいの家(40) 市営青木南住宅集会所(10)
ティッシュペーパー	浜御影地域福祉センター(30人分) 本庄中央公園(200コ) 深江南老人いこいの家(40) 市営青木南住宅集会所(10)
ウェットティッシュ	青木文化センター(150人分)
洗面用具	
ナイロン袋・ゴミ袋	
衛生ソノタ	中野南公園テント村(化粧品) 北青木児童園(ウェルバス10本)
防寒具	
布団・毛布	深江南老人いこいの家(10) 市営青木南住宅集会所(しきぶとん3) 北青木児童園(エバーマット、ダブル10、シングル10) 六甲アイランド災害対策本部(しき、かけ各3セット)
暖房器具	
カイロ	友生養護学校(150コ) 東灘体育館(350人分) 本庄中央公園(300コ) 深江南老人いこいの家(はるカイロ15)
防寒具ソノタ	友生養護学校(ジャンパー)
燃料	
まき	
木炭	野寄地域福祉センター(50人分)
練炭	
燃料ソノタ	
食事補助品	
調理用具	北青木児童園(鉄ばん、フライパン、中華なべ各3コ)

調理容器	住吉幼稚園（大なべ30cm以上2コ） 住吉小（五升かま2コ） もとやま園（大なべ、しゃく） 本庄中央公園（どんぶり 300コ、大なべ2、小なべ2、スプーン300）
調理消耗品 紙コップ・紙皿	市営青木南住宅集会所（スプーン、フォーク各20コ） 東灘体育館(350人分) 青木文化センター(150人分) 深江南老人いこいの家(15) 中野南公園テント村(50人分)
ボンベ	住吉(幼)100コ 本庄中央公園(プロパンガス4本)
コンロ	住吉(幼)100コ 住吉小10コ
コンロ用ボンベ	深江南老人いこいの家(2コ)
食器具ソノタ	本庄中央公園(ガスバーナー) 青木文化センター(サランラップ30コ、電子レンジ2コ) 北青木児童園(アルミホイール、サランラップ)
生活補助品	
電池	呉田会館(単120コ) 中野南公園テント村(単310コ)
軍手	
ポリタンク	日本キリスト教団御影(5コ)
ポリバケツ	北青木児童園(ふた付3コ)
その他	阿弥陀寺(おまる3コ、ヘルメット5コ) 六甲砂防工事事務所(洗たく機) 五六会館(マジック赤黒大小)(ガムテープ3コ) 日本キリスト教団御影(自転車3台) 本庄中央公園(テーブル2コ、テント2コ) 北青木児童園(延長コード3、ガムテープ3、セロハン3、画用紙、マジック) 六甲アイランド災害対策本部(灯油2かん)

7 要援護者支援活動

(1) 福祉事務所職員は、震災発生後から約1週間は遺体安置に関する業務をしていました。特に、葬儀業者の被災により、柩の組み立てまでも職員が行い、その数は1,000以上にもなりました。この間、被災された要援護者は、近隣の住民やボランティアに助け出され、病院や避難所に搬送されていました。

1月23日から、要援護の高齢者は緊急ショートステイで県内外の老人ホームに入らせていただく事ができるようになり、窓口では相談に追われる毎日でした。結局277の方がこの緊急ショートステイを利用しました。また、要援護の障害者も緊急ショートステイが可能となり、県の障害者支援センター、市の障害者緊急ケアセンター及び近隣府県のプロジェクトチームとの連絡調整により、障害者の処遇を決定しました。

2月3日から、区内の保育所において、震災により、「保育に欠ける」状態となった児童に対して、手続きを簡略化し、迅速かつ柔軟に入所措置を行いました。

2月13日から、要援護者実態調査を避難所を中心に実施しました。この調査には、福祉事務所職員その他、市民福祉振興協会ヘルパー、児童相談所職員、及び他都市応援職員の力を借りて行いました。

最後に、自ら被災された民生児童委員、各地からのボランティア、障害者の福祉団体等が、自主的かつ積極的に安否確認や様々な情報提供を行っていただきました。その、エネルギーには感動を覚えました。ある障害者団体では、東灘区支部で入浴サービスに取り組み要援護者へのサービスを行いました。

(次頁は、参考資料)

お風呂に入ってよかったね

— 入浴送迎サービス報告 —

地震の直後から、余震におびえながらも会員の安否確認をつづけていた。当初は水や食料が話題だったが、日が経つにつれて「風呂に入りたい」という声が強くなってきた。自宅が無事でもガス、水道が出なくては入浴はできない。自衛隊やボランティアの設ける仮設浴場の情報も入ってくるが、重慶の障害者がこれを利用するのは至難のワザ。街のどこかで銭湯が開いたと聞いても、寒風のなかを行列して20～30分であがってくるなんてムリもいところ。

そうはいっても1人や2人の力ではどうにもならない。神戸が東西に分断されている交通事情や、本部の建物も被災して会長らが連日あと片付けに追われている現状では、応援を頼むのも無理な話だった。

「風呂に入りたい」との会員の願いはますます募っていく。私も入りたい。力強い助っ人が現れた。「コープこうべ」の応援に駆けつけていた「コープ埼玉」の人たちがボランティアを買って出てくださった。「市民を応援する会」のボランティアも手を貸してくださる。そのほか個人的なボランティアも…。東灘福祉事務所の協力もあった。会の東灘支部からは丸田さん、柏さん、西村さん、北脇さんが文字どおり汗を流された。福支離の山部支部長も参加された。

また、百瀬会長にはワークホーム明美の地域交流センターの浴場の手配をしてもらった。山麓バイパスを通り抜けるだけで1時間半かかったときもあり、今から思えば大変だったが、みんなの支援と協力があって初めてできたことだった。

以下、利用状況を報告する。(数字はすべて述べ数)

- ①期 間＝2月8日から2月24日までに13回。
- ②利用場所＝地域交流センター(2回)・しあわせの村温泉(4回)・フルーツフラワーパーク(9回)
- ③利用者数＝53名
- ④介護者数＝コープ埼玉ボランティア(32名)
市民を応援する会ボランティア(24名)
その他個人的なボランティア(22名)
支部責任者(東灘21名、福1名)
- ⑤利用車両＝きくすい号・乗用車・東部ディラーサービス用車両

※ この入浴サービスで受けた多くのボランティアの方の優しさは、私たちに地域における福祉とはなにかをしみじみと考えさせてくださいました。

お力ぞえいただいた皆様には厚くお礼申し上げます。

そして、ひとときの入浴を喜んでくださった方たち、おしあわせに!!

[東灘支部長・武田純子]

阪神大震災行政支援

「入浴サービス」に携わって

さいたまコープ

大原 広志

阪神大震災において多大な被害に見舞われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今回の震災発生に伴い、さいたまコープでは2形態の復興支援に取り組みました。ひとつは日頃お世話になっているコープこうべさんの事業復興に伴う支援です。ふたつめは、震災で混乱している行政の要請に基づいて行動する行政支援です。今回私は、ふたつめの行政支援の最終部隊として支離に派遣されました。

阪神大震災において多大な被害に見舞われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今回の震災発生に伴い、さいたまコープでは2形態の復興支援に取り組みました。ひとつは日頃お世話になっているコープこうべさんの事業復興に伴う支援です。ふたつめは、震災で混乱している行政の要請に基づいて行動する行政支援です。今回私は、ふたつめの行政支援の最終部隊として支離に派遣されました。

いるんだろうかと、申し訳なく思っていました。私たちが日頃当たり前のようにしていること―服を脱いだり着たり、お風呂に入り頭を洗ったり―が、他の人に対してははげしく辛いことにも思える。彼らに教えられるように思いますが、私には教えることができません。

そして当たり前前に出来ることを、当たり前前のようにして生きていくことが、いかに傲慢な生き方かを教えて頂きました。私をはじめ、支援に参加した全職員が多くのことを学ばせて頂いた、入浴サービスという支援でした。

我々がおこなった支援は、ほんとに小さな小さな行いでしたが、支援に行った私たちが生かされた裏には、武田さんをはじめ多くの父母の会の皆様の日頃のご努力があったことと思うと感謝にたえません。

また今回の入浴サービスには、さいたまコープの職員が10数名かかわらせて頂きましたが、最後まで事故なく全うできたことは、ほんとうによかったと思います。

最後に、一時ではありますが「裸のお付き合い」を通して多くのことを教えてくれた彼らにありがとうを言いたい。そして一日も早い神戸の復興と新たな創造を祈りつつ、入浴サービスの感想にかえさせて頂きます。

日々ニュースなどを見るにつけ、これからの神戸の復興の大変さが伝わってきます。様々な困難があるかと思いますが、絶えず神戸のことを思い折っている者がいることを覚えて頑張ってください。

注・ラストの5行は、武田さんに宛てられた原稿の「送り状」の一部だが、単なる私信とするには余りにも惜しい一節なので、併せて掲載させていただきます。

(広報担当)

短歌

がれきの街を歩きつづ

(詠み人明かさず)

「危険でも避難所よりはマシ」という、傾く家の車椅子かな

「またダメや」仮設住宅抽選にはずれた声に返す声なし

「ガスが出た。きょうから風呂に入れる」と受話器がはずむ私もうれしい

「いつかまた、きつといい日が」けさもまた、そう咬いて震ルック

短編佳木依似記

◆いつの間にか激震から百日が過ぎ、六甲の山なみは新緑が明えていき。今年も桜もツツジも心のアルバムに残っていない。

◆「元氣を出して、なにかやろうよ」という声がある。またもなことを思う。一方で、まだ落ち着く先の決まらぬ噴きを聞かされる。

◆軽快な声と真い声と。時間が経つにつれて、かえって震災のキスが心に深く刻まれてくる。

◆なにはともあれ、新年度の事業がスタートした。できるかぎり正常な状態に戻して、会員のニーズに答えなければならぬ。

◆東西の交通を分断されたあの日々、入浴サービスに東灘支部ががんばった。これを強力に支援された「さいたまコープ」の人たち。会全体としても心からの感謝を捧げたい。その代表の大原さんから貴重な体験の原稿をいただいた。

(下)

(2) 生活保護

今回の兵庫県南部地震は、本区の中・南部の住宅地域を直撃したため、死者及び家屋倒壊は神戸市でも最大の被害をもたらした。

特に、生活保護世帯が居住していた中・南部の木造アパートは、全て全壊の状況であった。

これらの世帯の生活再建支援をはかるとともに、一般低所得世帯の生活全般に及ぶ生活不安等に適切に対応する必要があるため、一般被災世帯との均衡・公平性にも留意しながら適切な制度の運営をはかっている。

① 被保護世帯における被災状況

ア. 人的被害

(平成7年2月28日現在)

	死 者	重 傷	軽 傷	計
東 灘 区	45	20	16	81
全 市	278	219	394	891

イ. 物的被害

(平成7年2月28日現在)

	全 壊 ・ 全 焼		半 壊 ・ 半 焼		一 部 破 損	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
東 灘 区	361	373	50	57	70	76
全 市	3,619	4,477	2,652	3,870	2,286	3,258

② 保護開始件数の急増

震災前の生活保護の動向としては保護世帯数が微増し、保護率は漸増傾向を示していたことから、微増減を繰り返しながら700世帯前後を推移するものと推察されていた。

しかし、震災による影響は甚だしく、世帯主の死亡や失職等の社会基盤の激変のため、生活保護の相談・申請件数も激増した。面接・相談件数で対前年比7割増、開始件数も同比で倍増した。特に、申請受理件数の月別統計で明らかなおり、仮設住宅への本格的な入居が始まった6月以降は同比で2～5倍の割合で急増している。

ア. 生活保護状況

	東 灘 区		保 護 率 %	全 市		保 護 率 %
	被 保 護 実 数			被 保 護 実 数		
	世 帯	人 員		世 帯	人 員	
H 7. 1	750	1,158	6.1	15,024	22,484	7.8
H 7. 12	816	1,228	14.8	14,105	21,000	14.8

イ. 相談・申請受理状況

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談延件数	56	54	52	30	56	53	56	42	45	34	56	67	601
受理件数	24	20	18	8	14	13	17	11	19	11	21	28	204
7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談延件数	61	60	72	75	82	88	52	45	59	60	50	41	745
受理件数	11	14	35	54	53	56	30	20	20	21	19	12	345

③ 震災の影響による生活保護施策の重点的課題

今回の震災による保護世帯への影響としては、区内に点在する仮設住宅への保護世帯の転居が多かったが、その最も顕著な例として、従来、保護世帯のなかった六甲アイランドにおける保護世帯が激増している。これは当該地区にできた大規模仮設住宅へ全市から転入してきた保護世帯が多数を占めているためである。

以上の点より、震災後の生活保護世帯は仮設住宅からの自立のための住宅問題を始めとして、医療問題やひとりぐらし老人等への在宅支援問題、精神障害者を中心とした心のケア問題等、今後とも十分な対応を行えるよう関係機関との円滑な連携を図り、保護世帯の生活再建支援に取り組んでいる。

(3) 東灘区公立保育所緊急保育実施について

① 保育開始日

平成7年2月3日（金） ～ 3月31日まで

② 実施保育所

8か所〔魚崎、東灘本庄、本山、渦森台、中野、北青木〕
〔田中、浜御影〕・・・一部の保育室のみ

③ 開所時間

原則として午前8時～午後6時とする

但し、交通手段困難なため、職員の通勤時間が長時間になり、保育所によっては、上記時間内に職員確保が無理な場合、午前8時30分～午後5時30分でもやむを得ない。

できるだけ朝夕のパート保育も確保できるようにする。

④ 保育所間の児童の受入れについて

本山北町は本山へ

瀬戸は北青木へ

すみよし・求女・御影は、実施保育所のうち、田中・浜御影を除く、6か所で希望する保育所へ。本山北町・瀬戸についても希望を受け入れる。

保育所間の調整は常に行い、柔軟な受入れ対応に努める。

⑤ 持参するもの

弁当、お茶

但し、水道、ガスが復旧次第、給食を始める。

お茶については、給水や人数等の状況が違うので、各保育所のやり方にまかせる。

⑥ 保育内容について

各保育所の状況にあわせて行う。

衛生、安全保育、精神的ケア等、細やかな配慮に心がける。

⑦ 措置外児童の受入れについて

震災のために、新たに保育が必要となった児童は全員受け入れる。

受入れのPRについては、テレビ等広報で知らせているが、保育所でも門の外に貼り紙をする。

⑧ 職員体制について

児童数に見合った職員数の調整を、該当保育所間で行う。

また、児童数の少ない所から、多い所への応援も、全体の状況を見ながら検討していく。

⑨ その他

詳細については、保育課から示された「兵庫県南部地震に伴う保育所入所措置の取扱等について」(通知)参照。

上記通知に従い、保育及び児童の受入れについての事務を行う。

受入れ状況等、福祉事務所と常に連絡調整を行う。

8 応急医療の実施**(1) 救護所の設置と医療班の活動**

震災発生当日、東灘保健所は避難所内に救護所を設けるため地元医師会員宅を訪れ、応援を得て、10カ所の救護所を設置した。またこの他に巡回医療班も3チーム作ることができた。18日より県内外の応援医療班が来はじめた。19日には22カ所の救護所を設置出来た。最初の3日間の救護所活動の8割は地元医師会員からなる医療班によるものであった。

20日以降は、地方自治体や民間大病院等から本格的応援医療班が来神し、地元医師会員等と交替しながら1月末日には32カ所の常設救護所を設置し、その他小さな避難所には巡回型医療班を当て救護活動を行ってもらった。応援医療班には自主活動・自主行動・自主判断をお願いした。

2月に入り救護所運営も安定した。救護所への受診者数の減少、避難者数の減り方、診療所の再開状況等を考え、32カ所の救護所を12カ所に統合し、3月はじめの1週間の移行期間を経て、救護所運営は再び地元医師会へ引き継がれた。そして3月末で他の区に先がけ無事救護所は閉鎖出来た。この救護所運営には1月21日から3日おきぐらいに開かれた救護所連絡会と、東灘保健所内に設けた調整本部の調整役の医師の活躍が大きかったと思われる。医師は中央市民病院より出向してもらった。

精神科医療班も1月26日より保健所内に常時1チーム、巡回班として2チームに4月末日まで応援してもらった。調整役は保健所の精神保健福祉相談員が行った。歯科応援チームに対しては、神戸市全体

では中央市民病院歯科部長、東灘区内への小規模チームの調整は中央市民病院歯科医師が東灘診療所内で行い、1月23日より3月末日まで常設救護所等で診療を行ってもらった。

医科応援チーム・歯科応援チームも含め、地元医療機関と東灘診療所（中央市民病院附属）の協力で、医科・歯科両方の救護所活動は無事終息した。

表-1 救護所（常設）設置状況

Ⓐ：12カ所
B：18カ所

平成7. 1. 26（AM10:00）現在

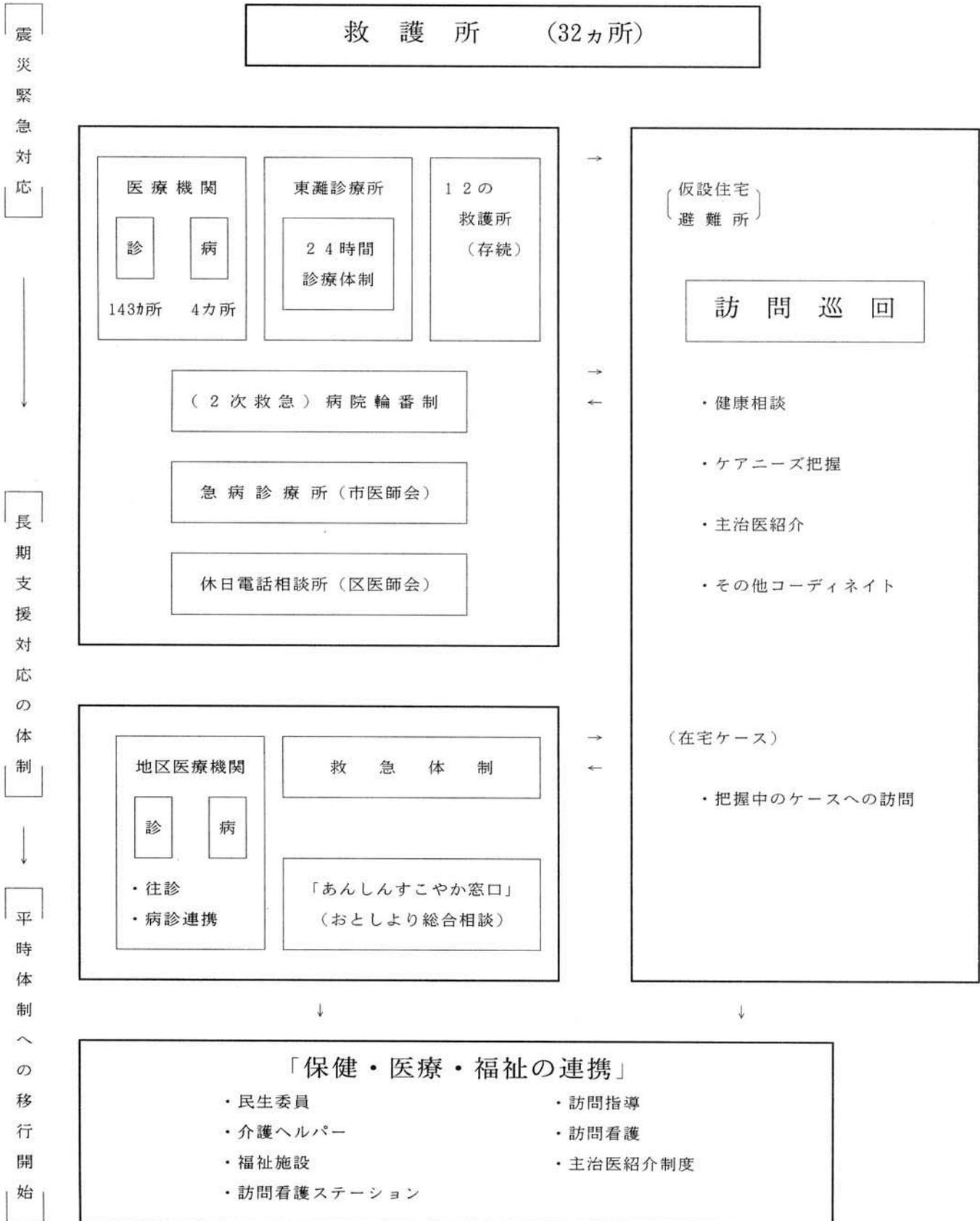
区分	避難所	収容数（人）	団体名	24時間対応	備考
Ⓐ	御影北小学校	2,000	京都音羽病院	○	当分継続見込み
B	御影小学校	2,000	大阪国立循環器センター		
B	御影中学校	1,000	〃		本拠は御影小学校
Ⓐ	御影高校	1,600	大阪府	○	
B	御影公会堂	2,500	中央市民病院		
Ⓐ	住吉小学校	1,500	八尾病院	○	
B	甲南小学校	2,500	自治医大		
B	魚崎小学校	2,000	岸和田市民病院		
Ⓐ	本山第二小学校	1,300	奈良医大	○	
Ⓐ	甲南大学	1,000	広島市	○	
B	本山南中学校	1,000	中央市民病院		
Ⓐ	本山第一小学校	1,600	神大ボランティア	○	近く北海道に変更予定
Ⓐ	本山第三小学校	1,500	名古屋市	○	
Ⓐ	福池小学校	2,000	福岡市	○	
B	本山南小学校	1,000	〃		
Ⓐ	東灘小学校	3,000	名古屋市	○	近く京都南HPに変更予定
B	深江見附住宅	1,000	〃		〃
B	住吉中学校	1,000	慶応大病院		
B	神戸商業高校	1,300	奈良県		
Ⓐ	本庄中学校	1,000	福岡市	○	
Ⓐ	魚崎中学校	1,000	カトリック医療協（灘区海星病院）	○	
B	赤塚山高校	600	いわき市ボランティア		
B	神大附属住吉小・中学校	250	〃		
B	住之江公民館		関西N G O 医療チーム		
B	御影工業高校	300	大阪国立循環器センター		
B	渦が森小学校	500	札幌市		
B	東灘体育館		大阪済生会グループ		
B	灘高校	400	〃		
Ⓐ	本庄小学校		自衛隊第10師団	○	
B	神戸商船大（白鷺寮）		福岡市		

表-2 救護所(常設)設置状況

2月28日(火)分
東灘保健所

型	区分	避難所	収容数(人) 2/21現在	団体名	診察時間
I	存続	東灘小学校	700	地球交流委員会 京都南病院	9:00~19:00
II	2月末迄	深江見附住宅	100	〃	15:00~17:00
II	2月末迄	本庄地域福祉センター	154	日本医師会(岡山県)	16:00~18:00
II	存続	本庄中・小学校	195	広島大学	中学 14:00~17:00
I	2月末迄	神戸商船大(学舎)	200	〃	8:30~12:00 13:00~17:00
I	存続	本山第一小学校	334	北海道	9:00~翌9:00
I	存続	本山第三小学校	514	名古屋市	10:00~19:00
I	2月末迄	本庄東地域福祉センター	280	日本医師会(岡山県)	9:00~11:00 14:00~16:00
I	存続	本山第二小学校	183	奈良県	9:00~18:00 ※
I	2月末迄	神戸商業高校	400	〃	9:00~18:00
I	2月末迄	甲南大学	122	広島市	8:00~20:00 ※
I	存続	本山南中学校	730	帝京大学	9:00~17:00
I	存続	本山南小学校	850	近畿大学	7:00~23:00 ※
II	2月末迄	神戸商船大(白鷗寮)	159	広島大学	
I	存続	福池小学校	800	福岡市	10:00~17:00(9:00~17:30)
I	存続	魚崎中学校	100	札幌市	9:00~17:00
II	2月末迄	東灘体育館	199	〃	14:00~15:00
I	2月末迄	魚崎小学校	513	大阪府	9:00~翌9:00 ※
II	2月末迄	灘高校	174	慶応大学	巡回のため時間不定
I	2月末迄	住吉中学校	500	慶応大病院	9:00~20:00 ※
II	移行済	神大付属住吉小・中学校	38		
II	移行済	赤塚山高校	100		
I	移行済	渦ヶ森小学校	91		
II	移行済	甲南小学校	—		(避難所閉鎖)
I	存続	住吉小学校	700	八尾病院	9:00~翌9:00 ※
II	2月末迄	住之江公民館	30	〃	↑ (住吉小へ)
I	2月末迄	御影北小学校	200	慶応大学	終日
I	存続	御影高校	550	大阪府	9:00~翌9:00 ※
I	2月末迄	御影公会堂	300	北海道大学	9:00~17:00
I	存続	御影小学校	380	〃	9:00~17:00
II	2月末迄	御影中学校	150	〃	本拠は御影小学校 11:00~12:00
II	2月末迄	御影工業高校	188	〃	同上 月・木/週 15:00~16:00
		東灘診療所	—	中央市民病院	—
		野寄公園	—	兵庫県	—

I型:固定型 II型:巡回型 ※:24時間待機



震災緊急対応

長期支援対応の体制

平時体制への移行開始

(2) 区医師会の活動

東灘区医師会の震災後の「活動」は、震災直後の“急性期”の活動から“地域医療体制移行期”の活動まで、どれをとってもすばらしいものであった。恐らくは、被災地域のすべての地区医師会の中でも、傑出した内容であっただろう。

1月17日当日の午前、救護所設置にあわせて、いち早く数人の医師会員が救護活動に馳せ参じたり、被災した診療所の中で近隣の手助けを借りて、救護医療に従事していた。

また、交通通信途絶の中、区医師会会長自らが自転車で会員間の連絡をとり、救護活動への出勤を説得して回ったことも判明している。

区医師会の調査では、震災後1週間の医師会員の救護活動者数は、114名(約70%)にのぼる。

1月21日から保健所において、「救護所連絡会」を、おおよそ3日毎に定期的で開催し、区医師会からは毎回役員が参加して、区内救護所の現状の把握を十分に行いながら業務再開診療所の進捗報告をしていった。応援救護医療班は、「救護所連絡会」において、地域診療所が出来るだけ早期に立ち上がることを絶えず注目していた。区医師会もこのことを十分熟知し意識しながら、地域医療体制の早期回復を目標に、被災施設の事情にもかかわらず、診療所業務再開に努力をしていった。

1月27日現在では、区内医療施設183のうち102診療所が、2月6日現在では、127診療所の再開を見たが、その後、再開率は着実に上がっていき、2月23日現在では、診療所開設者死亡と診療所全壊半壊を除き、80%以上に達した。

2月上旬、救護本部(保健所)では、「地域医療体制への移行」を当面の方針として協議し、2月10日に区医師会と“ソフトランディング”の実施方法について事前打合せを行った。これを受けて、区医師会では、2月20日に機関決定を行って、移行体制を立てて行った。

2月末日をもって、24時間体制であった12救護所を除き、応援医療班が撤退し、3月8日からは残存12救護所も、応援医療班から区医師会へ引き継がれて、これを区医師会が守ることとなった。

避難所からの応援医療班の撤退は、避難者の不安を引き起こす内容ともなりかねない。撤退後のバックアップを区医師会が十分果たしたことが、中央市民病院附属東灘診療所での24時間診療体制確保とあわせて、「円滑な移行」を実現することができた第一の要因であった。

救護医療からケア活動に中心が移ってきた段階で、保健婦の巡回訪問活動が広く展開されていったが、避難所、仮設住宅の被災者のケアは、回復した地元医師会会員の協力のもとに比較的順調に進められていっている。

6月に入って仮設住宅入居が進み、六甲アイランド仮設住宅を中心に、入居者の健康相談が実施された。当初、保健所では、「住民健診」方式での健康相談を計画していたが、区医師会からの積極的な協力と示唆で、医師会員のボランティア参加と、区メディカルソーシャルワーカー協会や区内ボランティアらの協力も得て、幅広い実施内容で区内5ヵ所の仮設住宅団地で実施した。健康相談・健診は、その後、10月にも第2回目を同様の計画で実施した。

区医師会と保健所との連携が、震災前から円滑に、密接に行われていたことも、救護調整や地域医療ケアを比較的スムーズに進めることが出来た大きな一因であろうと思われる。

今回の震災に際して痛感することは、平素からの連携がいかに大切で重要であるかということである。災害医療での区医師会の、活動のすばらしさにしても行政との連携にしても、そのことが感じられてくる。

キーワードは、「緊急混乱時は、平素平時の応用なり」ということであろうか。

(3) 定例救護所連絡会

救護活動を円滑に運営するため、常設救護所に派遣した医療班と保健所とで、「定例救護所連絡会」を開催した。

この連絡会は、3日～4日おきに午後6時～7時に行い情報提供、各救護所の活動状況等の情報交換等、意思統一を図った。

医療班は、医療活動でお疲れのところ毎回参加され他の救護所との情報交換の場ともなり高い評価が得られた。

(常設) 救護所連絡会

H 7 . 1 . 29 (日) P M 6 : 00 ~

於 : 東 灘 保 健 所

議 題

1. 救護所 (常設) 設置状況 (1月29日 AM10:00現在一覧表 参照)
2. 診療中の医療機関 (一般・歯科) (1月27日・29日現在一覧表 参照)
3. 「こころの相談室」の保健所内開設
4. その他 医療情報
5. 薬品の供給体制
6. 介護支援のためのローラー作戦
7. 防疫対策の啓発資料
8. その他

第12回 常設救護所連絡会 (最終回)

H 7 . 2 . 27 (月) P M 6 : 00 ~ 7 : 00

於 : 東 灘 保 健 所

議 題

1. 常設救護所設置状況ならびに地域医療体制移行
2. 救護所患者 (利用者) 状況 (2月26日まで)
3. 避難所リスト (2月26日現在)
4. 地区別の医療機関の開業状況 (2月26日現在)
5. 医療班交替または医師会への移行にともなう「引継ぎ」にあたっての、お願い
6. その他情報
7. 東灘区医師会から

救護所（常設）定例連絡会の開催状況

常設救護所の医療班と情報交換、意思統一を図るため。1月21日から3日～4日おきに保健所内で開催した。この連絡会は、混乱した状況のなかでの情報不足を補うことと、医療班からの要望等に対し早急に対応し、医療活動の統一を図ることと情報の共有を目的として、午後6時から1時間程度の時間で開催した。

○連絡会の開催状況

第1回 1月21日（土）

1. 医療活動状況について
2. 今後の救護体制について
3. 救護所（常設）定例連絡会の開催について

第2回 1月23日（月）

1. 救護チーム活動状況の救護本部「保健所」への一元化について
2. 各地区の医療ニーズに対応して救護チーム間で、相互調整できる場合の方法について
3. その他

第3回 1月26日（木）

1. 常設救護所の設置状況について
2. 診療中の医療機関の状況について
3. 救護班の運営について
4. 後方医療体制（2次医療、3次救急、小児科患者、老人の受入れ、救護車の配置等）について
5. 歯科巡回診療体制について
6. 精神疾患の対応について
7. 不足医療品の納入体制について

第4回 1月29日（日）

1. 常設救護所の設置状況について
2. 診療中の医療機関の状況について
3. 「こころの相談室」の開設（保健所内）について
4. 医薬品の供給体制について
5. 看護支援のためのローラー作戦について
6. 防疫対策の啓発について

第5回 2月1日（水）

1. 救護所活動状況の報告について
2. 避難所の状況、診療所の開設状況、その他医療情報について
3. 医薬品のオーダーについて
4. 医療廃棄物について
5. 救護所の診療実態調査について

第6回 2月4日（土）

1. 救護所活動状況の報告について
2. 避難所の状況、診療所の開設状況、その他医療情報について
3. 医療廃棄物について
4. 救急診療体制について

第7回 2月7日（火）

1. 救護所の設置状況について
2. 避難所の状況、診療所の開設状況（歯科、眼科を含む）、その他医療情報について
3. 要援護、介護者の状況（避難所別、在宅地区別、老人施設等への入所状況等）について
4. 精神医療に関する情報・連絡について
5. その他医療情報について

第8回 2月10日（金）

1. 救護所の設置状況について
2. 診療所の開設状況（歯科、眼科を含む）について
3. 搬送者調査票の様式について
4. 理容所営業可能状況について
5. 各救護所の受診者状況について

第9回 2月14日（火）

1. 救護所の設置状況について
2. 診療所の開設状況（地区別）について
3. 避難所のリストについて
4. 各救護所の受診者状況について
5. 高齢者、要援護者状況について
6. その他医療情報について

第10回 2月18日（土）

1. 救護所設置状況について
2. 各救護所の受診者状況について
3. 地区別避難所リストについて
4. 診療所等の設置状況（薬局を含む）について
5. その他医療情報について

第11回 2月22日（水）

1. 常設救護所設置状況について
2. 各救護所の受診者状況について
3. 避難所のリストについて
4. 地区別医療機関開設状況について
5. 救護所医療体制の移行について
6. その他情報提供について

第12回 2月27日（月）

1. 常設救護所設置状況並びに地域医療体制への移行について
2. 各救護所の受診者状況について
3. 避難所のリストについて
4. 地区別医療機関開設状況について
5. 医療班交替又は医師会への移行に伴う「引継ぎ」にあたってのお願い
6. 医師会の救護所支援体制について

(4) 自治体・病院等からの派遣、医療ボランティアの応援

震災発生後3日目ぐらいから、日本赤十字社・自治体・大学病院・民間病院・自衛隊等多くの医療班が派遣されてきた。

また、個人ボランティアの医師、看護婦も数知れないほど避難所の救護に駆けつけていただいた。

避難者にとってこれほど心強く感じられたことはなかったと思う。各医療班が引き揚げられる際には感謝の気持で「お礼」を申されたとも聞いている。

寒風の中昼夜をいとわず、被災者のために献身的な治療と、励ましの言葉をかけていただき心からお礼を申し上げたい気持で一杯です。

表-3 医療班別避難所救護活動状況

区 分	応援団体数	応援日数	備 考
自治体関係	12	364	道府県・市
各種団体	6	163	日赤、医師会、自衛隊等
大学関係	14	200	附属病院を含む
病院関係	35	381	
ボランティア	46	63	
小 計	113	1,171	
柔整師会関係	4	11	
鍼灸関係	6	15	
小 計	10	26	
合 計	123	1,197	

(5) 救護所における診療状況と疾病状況

① 避難所診療件数の推移

地震後、約2週間は、1日100件を越えていたが、徐々に減少し、3月末には、1日30~40件となった。この理由として、避難者数の減少、一般診療所の再開、行政・ボランティアの生活環境、衛生状態の改善のための活動の効果が考えられる。

② 避難所における疾病別受診者の推移

疾病状況については、1月17日から20日の4日間は重症者の救急搬送の手配等のため、カルテ作成もできない状態であり、詳細は不祥となっている。

救護所の受診者数としては、感冒症状が最も多く、これは季節的なものに加え、避難所の劣悪な環境、不良な栄養状態によるものと考えられる。次に、外傷が多く認められているが、その内訳として、擦過傷、切傷、打撲等、いずれも軽傷が多く、重症のケースは、初期の4日間に病院への搬送等の処置が終了していることがわかる。3位の慢性疾患では、高血圧、糖尿病、喘息等が多く、常用薬の不足が主であった。消化器症状は、感冒に伴うものが多かったが、避難所生活からくる便秘やそれによる腹部症状を示す者も多くみられた。不眠等は、種々のストレス、精神的不安等により、比較的初期の段階から、認められている。

いずれの疾患も、日を追うごとに、減少傾向を示しているが、これは避難者数の減少、救護所開所の時間短縮だけでなく、地域の医療機関へのスムーズな移行を示すと考えられる。

表-4 救護所における受診者数

月 日	報告救護所数	受 診 者 数	月 日	報告救護所数	受 診 者 数
1月17日(火)	1カ所	600人	2月24日(金)	25カ所	559人
18日(水)	1	400	25日(土)	21	550
19日(木)	3	680	26日(日)	21	480
20日(金)	6	638	27日(月)	21	430
21日(土)	15	1,351	28日(火)	21	399
22日(日)	19	1,757	3月1日(水)	12	286
23日(月)	20	1,620	2日(木)	12	273
24日(火)	24	1,752	3日(金)	12	283
25日(水)	24	1,594	4日(土)	12	253
26日(木)	25	1,558	5日(日)	12	253
27日(金)	24	1,369	6日(月)	12	269
28日(土)	23	1,105	7日(火)	12	209
29日(日)	26	1,191	8日(水)	12	85
30日(月)	26	1,070	9日(木)	12	115
31日(火)	27	1,171	10日(金)	12	100
2月1日(水)	26	1,211	11日(土)	12	104
2日(木)	28	1,164	12日(日)	4	54
3日(金)	29	1,050	13日(月)	12	87
4日(土)	29	905	14日(火)	12	66
5日(日)	28	824	15日(水)	12	63
6日(月)	28	770	16日(木)	12	82
7日(火)	29	772	17日(金)	12	74
8日(水)	29	998	18日(土)	-	-
9日(木)	29	908	19日(日)	-	-
10日(金)	29	825	20日(月)	-	-
11日(土)	29	890	21日(火)	3	19
12日(日)	28	797	22日(水)	-	-
13日(月)	29	774	23日(木)	12	42
14日(火)	28	713	24日(金)	12	33
15日(水)	27	706	25日(土)	12	49
16日(木)	27	695	26日(日)	2	10
17日(金)	26	722	27日(月)	12	26
18日(土)	26	753	28日(火)	12	34
19日(日)	25	806	29日(水)	12	41
20日(月)	24	618	30日(木)	12	19
21日(火)	25	647	31日(金)	12	39
22日(水)	25	690			
23日(木)	25	666	合 計	-	42,146

(6) 歯科診療活動

東灘区における歯科救護活動は、初期より東灘区歯科医師会により行われた。保健所は歯科医師会に対して、側面的な活動援助を行った。

① 継続的な定点診療

ア. 御影公会堂横

期 間：1月26日～3月2日

従事者：東灘区歯科医師会会員

北区歯科医師会会員

神戸市職員健康保健組合歯科医師

六甲アイランド病院歯科医師

兵庫県・大阪府歯科衛生士会会員

神戸市職員健康保健組合歯科衛生士

イ. 中央市民病院東灘診療所

期 間：1月23日～3月31日

従事者：中央市民病院歯科医師

ウ. 住吉小学校

期 間：1月22日～1月26日

従事者：堺市 誠歯会

エ. 本山南小学校

期 間：2月12日～2月26日（日・木のみ）

従事者：奈良県歯科医師会

オ. 本山第三小学校

期 間：2月12日～2月28日

従事者：厚木市 医療法人 社団 厚誠会

② 巡回歯科診療・歯科相談

ア. 新潟県長岡市 清水・入江歯科医ボランティアグループ（1/26～28）

イ. 奈良救援歯科ボランティアグループ（1/24～2/19）

ウ. 震災被災民に対する緊急歯科医療援助の会（2/2・3）

エ. 守口デンタルサポート（2/4～2/26 毎木・日）

オ. 大阪府歯科保険医協会（2/5・11・12）

カ. 揖竈・宍粟歯科医師会有志（2/9～2/28 毎木・土）

③ 夜間・休日歯科診療

3月に入り、救急歯科医療は地元歯科医院の再開に伴い地元開業医へ移行したが、しかし全面的な交通機関の回復が未だのため「兵庫県歯科医師会救急歯科診療（中央区諏訪山）」利用が困難と

の判断から、東灘区歯科医師会が「夜間・休日歯科診療」を実施した。

場 所：御影公会堂横

機 関：3月4日～3月31日

診療時間：月～土曜日 夜間診療（18：00～21：00）

日・祭日 昼間診療（10：00～15：00）

治療費用：無料

(7) 医薬品等の管理と供給

① 活動状況と特徴

震災直後は、救急医薬品を確保すべく、保健所の医療用材料（綿花、消毒用アルコール、体温計、ディスポ手袋、ペーパータオルや血圧計など）をすべて提供し、なお不足分を他の保健所や医薬品業者からも手配した。17日に消毒薬、包帯や点滴液の確保、18日と19日は感冒薬、胃腸薬や抗生剤が届き、各救護所にダンボール箱2個に詰め配布する。又地元の医師会や薬剤師会からも医薬品や包帯などが届き、各救護班が準備された医薬品等で徐々に充足されてきた。22日からは本格的に保健所への搬入が始まると同時に医薬品の保管、救護所への供給などを円滑に運営するために、保健所の臨床検査技師等が管理、整理していたが、医薬品等が多くなり、東灘区薬剤師会と兵庫県病院薬剤師会の応援（当番制）体制をとった。

1月中は、薬剤保管室の窓口には、救急薬やオムツ等を求める市民が殺到し、又救護班チームが不足品補充のために、在庫状況視察を兼ねて立ち寄られるケースがあり混雑した。医薬品集積所からの入庫分では足りず、在庫確保に奔走した。各種団体（東灘区薬剤師会など）や個人の寄贈などにより補充した。

1月下旬には、医薬品集積所からの入庫が毎日あり在庫も増えた。医薬品補充票や在庫のリストの作成。バイク便編成やF a x使用などにより、医薬品集積所と避難所の救護所との中継所として保健所の役割を明確にした。

2月は、市販薬の入庫が多く、保管場所確保、仕分けや在庫調査に人手を要した。市民からのマスクの要望が増えたが、入庫が少ないので、ボランティアによる手作りのマスクも配ったが、市民の要望に充分に応えられなかった。

3月は救護所の縮小に伴い、医薬品を一時、全救護所から回収し、存続救護所12ヵ所へは、東灘区医師会の指示により、限定品を詰めて再度配布することにした。救護班の残存医薬品が予想以上に多く、保健課・衛生課の職員が総出で回収した。保健所内は回収した医薬品で山積み状態になる。品種別に整理、梱包、返却リスト作成に追われる毎日になった。

3月11日より道路事情が比較的によくなる土、日曜日に集積所へ返却に行く（1日2～3回往復）。6日間でダンボール箱約400個。

3月31日の12ヵ所の救護所閉鎖に伴い、順次再度残存医薬品を回収し、4月4日に終わった。

医薬品等の種類が多岐にわたり、膨大な量であり、かつ迅速に対処するため、昼夜をいとわず活動した。初期の混乱期の医薬品の確保、窓口で殺到する市民への対応や救護所からの回収や搬送などに、全職員が協力してとり組み、無事に業務を終了することができた。

② 主な業務

ア. 医薬品の救護所への供給

- イ. 衛生局等からの医薬品関連物資を、医療用医薬品、一般用医薬品、注射器等の医療用具その他の医療関連物資等小分け整理保管
- ウ. 医薬品は薬効別に分類整理
- エ. 向精神薬の保管（鍵付きロッカー）、管理
- オ. 救護所からの回収整理と衛生局への返却
- カ. 医療廃棄物処理容器配布と回収
- キ. 同種同効薬の紹介や錠剤鑑別などの医薬品情報提供
- ク. 開封や有効期限切れの不良医薬品の選別廃棄
- ケ. 営業中の薬局の紹介
- コ. 各種記録簿の作成

③ 設置および運営

約100m²のスペースに既存のロッカーや棚を利用して品目別に保管場所を分けた。医薬品はダンボール箱を利用し薬効別に分類。2月下旬まで毎日1名か2名が宿泊し、夜間の払出しにも応じた。1日平均5名の薬剤師が対応した。

④ 救護所への医薬品等の供給状況と種類

1月22日から27日の6日間で総数の約65%が到着し、補給体制が整う。全期間を通じて風邪に関する医薬品（解熱、鎮痛、鎮咳、総合感冒薬）の供給が多くあった。

2月初旬は慢性疾患的な血圧降下剤や血管拡張剤、中旬は咳止め、制吐剤が目立つ。胃腸薬、抗生物質、抗炎症外用剤は全期間平均し、外傷用救急材料、消毒薬、注射薬や点滴液は2月上旬までに集中的に供給した。

F a x 依頼による救護所などへの不足医薬品供給回数は約1200回（2月中旬までで約74%）あった。

(8) 避難所等保健活動

① 被災当初の保健婦活動

今まで経験したこともない大震災が神戸を襲った。1月17日、出勤できた保健婦はわずかであり、当日は上司との連絡、食料品の確保、救援物資の搬入等に当たった。

保健所は足の踏み場もないほど散乱し、また、間もなく遺体安置所となって、次々と遺体が運び込まれてきた。日常の保健婦活動では、想像すらできない状態を目の当たりにし、悲しむ余裕すらないまま、遺体の管理・処理に追われた。

そして、救護所の緊急設置のため避難所へ走り、医薬品を調達する等、救命救急を中心とした救護活動が不眠不休で行われた。

当初は、保健婦であることを活かせる活動を選択できる状況ではなかったが、保健婦の持つ土地勘や、地区の情報を生かし、その後長期にわたって続くキュア（cure）からケア（care）の救護活動へと展開させていくことができた。

震災による非常事態発生後の保健婦活動経過

月 日	被災者の状況	避難所での保健婦活動	地区保健活動	その他														
1/17	<p>一瞬にして 1,414人の命が奪われる ライフラインが止まる 水・食品の配給がない 寒い避難所に薬、眼鏡、義歯、補聴器等持ち出せず着のみ着のまま避難する</p>	<p>◎死後の処置 ◎救急医薬品の確保</p>																
18	<p>外傷治療の要求が多い 在宅酸素療法患者から支援を求められる</p> <p>透析患者の搬送手段がない</p>	<p>◎重症患者の搬送先病院との連絡及び診療介助 ◎救護所の配置 ◎救護所との連絡調整及び診療介助、A・B避難所巡回訪問開始 ◎救急医薬品の搬送</p>																
19	乳児の沐浴要望あり	◎住民からの救援依頼が殺到																
20	<p>車イスの要望あり</p> <p>感染症、下痢症増加のきざし</p>	<p>◎救急患者搬送時に受け入れ病院と連絡 ◎受診可能医療機関に往診依頼 ◎避難者全体の健康管理 ◎避難者の高齢者寝たきり者、妊婦、乳幼児の把握と保健指導及び物質の供給</p>																
21	在宅療養者の家族より往診依頼が急増する	◎感染予防（うがい、手洗いの指導、ポスター掲示）	救護班の医師に地域ケースの往診依頼、事後フォロー															
22	哺乳ビンの要望あり ポータブルトイレ尿器の要望あり	◎避難者への精神的支援 ◎診療可能な医療機関の紹介 ◎福祉サービスの情報提供と個々のニーズへの対応（ポータブルトイレ、ベッド、車イスの支給、貸与）																
23	慢性疾患患者より受診、服薬についての不安がでてる	◎福祉事務所と連携して対応 ◎避難所内の生活環境の調整																
24	<p>入浴、清拭の要望が増加 下着衣類等着衣の要求増加</p> <p>阪神電鉄青木駅まで開通</p>	◎施設管理者、ボランティア団体等との連携 ◎食事内容の把握と保存管理の指導																
25	人工肛門患者のラバック等の要求あり	◎3カ月以内に出産予定の妊婦を把握、必要な保健指導と出産準備品の支給 ◎業者に連絡する																
26	<p>生活資金貸し付け開始</p> <p>ペットの問題が救護所で持ち上がる</p>	一部病院 往診、訪問看護再開	<p>1月末～2月初にかけて安否確認をして状況把握する ・在宅寝たきり老人の状況把握（ケース宅、民生委員宅へ訪問及び電話） 対象者 164名 確認できた者の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>居宅</td><td>30</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>3</td></tr> <tr><td>入所・入院</td><td>28</td></tr> <tr><td>避難所</td><td>7</td></tr> <tr><td>親戚知人宅へ</td><td>39</td></tr> <tr><td>不明</td><td>24</td></tr> <tr><td>計</td><td>131</td></tr> </table>	居宅	30	死亡	3	入所・入院	28	避難所	7	親戚知人宅へ	39	不明	24	計	131	保健婦連絡ノートを作成する 日々変わる情報を収集し把握する
居宅	30																	
死亡	3																	
入所・入院	28																	
避難所	7																	
親戚知人宅へ	39																	
不明	24																	
計	131																	
27	トイレ消毒希望増加 哺乳ビンの消毒の希望あり	◎個別対応の必要性増加 ボランティア派遣調整 ◎ミルトン（錠剤）の配布と使用方法の説明を行なう ◎施設入所希望調査と対応																
1/29	不眠、泣きだすなど、精神的不安を訴える人が増加	精神科医師、精神保健福祉相談員へ往診依頼 福祉事務所とケース連絡																

ねたきり者、要援護者の入浴希望の増加、寝たきり者用の着替えの要求増加
ポータブルトイレの消毒の希望あり

介護ボランティアの要望あり

在宅市民に食事、水の配給が届いていないことを把握
(高齢者で受け取りに行けない)

野菜、ビタミンの不足

義歯の紛失・破損
心理不安定な子どもが増加、皮膚疾患増加

訪問リハビリ依頼あり

アレルギーを持つ人の食事の問題

6 義援金の支給
罹災証明の受付

井戸水の安全性について
問い合わせあり

△日常生活用品の支給依頼
△ボランティアによる入浴サービスの手配と調整、介助
△寝たきり者用、衣類、リネン類の配布、調達
C避難所(小規模避難所)の巡回訪問活動開始

△ボランティア情報センターに連絡し調整する

△配食、配水をボランティアに依頼

△歯科医の往診依頼
ポータブルトイレの必要性の有無確認と配布

ボランティアによる移動入浴車の入浴サービスが開始されその調整と送迎介助を実施

ボランティアPTに訪問リハビリ依頼
アレルギーの対応

寝たきり者要援護者移動入浴サービスの希望者の調査と入浴実施の調整(あんしんすこやか窓口と連携) 2/6~2/28

	避難所	在宅	計
札幌愛全会	8	2	10
小西医師(大阪府南河内郡)	45	3	48
コムスン(福岡県)	20	19	39
計	73	24	97

・結核登録者状況把握
(ケース、民生委員宅へ訪問及び電話)

	要治療者	その他
入院	23	0
自宅	64	7
避難所	市内	16
	市外	4
親戚知人宅へ	29	1
不明	27	※ 272
死亡	4	2
計	167	282

(注) ※は管理検診
・母子教室参加者の状況把握
(ケース宅へ電話し対応)
対象者17名

児童相談所へ	6
乳児健診へ	2
問題解決	3
転居	1
不明	5

・ローラー作戦の実施と情報提供(詳細は別項目参照)

・機能訓練教室参加者の状況把握(ケース宅へ電話)
対象者22名

居宅	8
入所、入院	3
避難所	1
親戚知人宅へ	9
不明	1

再度(H7年5月)ハガキによる状況の確認
ハガキ送付 23名
" 返送分 16名

居宅	7	
入所、入院	1	
仮設	区内	3
	区外	1
親戚知人宅へ	0	
転出	3	
不明	1	

他都市保健婦の応援

保健婦の地区活動と並行して他都市の応援保健婦による乳幼児の安否確認を行なう
(資料1:他都市の応援保健婦全戸訪問による被災乳幼児の調査結果と対応状況、H7.2月実施)

8	J R 住吉～大阪間開通		<ul style="list-style-type: none"> ・公害病認定者（2級以上）の状況把握（ケース宅へ訪問）東灘区対象者6名（病名重複2名） 					
					在宅	入院	避難所	不明
				慢性気管支炎	1	2		
				気管支喘息	2	1		1
				喘息性気管支炎				
		肺気腫	1					
2 / 13	ライフライン徐々に回復し始める			<ul style="list-style-type: none"> ・避難所対応活動と平行して地区保健活動も必要に応じて開始 	厚生省インフルエンザ予防接種巡回ハビリ始まる			
20	薬局、薬店や食品販売店、飲食店の一部開店							
	急性疾患が減り慢性疾患の患者が増える	B避難所（救護所が2月末日で撤去）へ毎日の巡回訪問指導開始 社協が入浴サービスを再開する為、入浴希望者に連絡。緊急時は保健婦が申し込む体制をとる						
3 / 3	仮設住宅申込み							
5	夜警団夜間巡回	「心の健康相談」パンフレット配布						
	ストレスによる胃痛、喘息が増加		避難所巡回時、合わせて在宅の必要なケースへの訪問も行なう 地区住民、ボランティアから訪問依頼があり、その都度対応する					
	風邪の流行 疥癬（他区で発生） ダニ、ゴキブリの発生、苦情あり	生活害虫の発生予防と駆除に対して衛生課と連絡をとり、共に巡回指導を行なう						
8	空気清浄器200台給付（兵庫県） 入浴サービス車開始	住民への情報交換と対象者のリストアップを行い、県へ給付依頼を行なう						
14	精神疾患患者が不安定になっている	定期的な訪問継続						
	避難所毛布の汚れ目立つ暖かくなると食中毒の心配	毛布・布団の乾燥を呼びかける 避難所健診のPRと個別勧奨						
16	避難所健康診査開始（～31）	結果説明と保健指導 ・緊急を要する者等については結果説明日以前に個別対応 ・結果説明に来所しなかった者にも訪問にて対応						
29				西市民病院からの看護婦派遣終了				
3 / 31	12カ所救護所閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所での診療介助 ・救護所閉鎖に伴う医薬品、物品等の整理・搬出 ・診療体制変更に伴い避難者の不安を緩和する為、情報提供及び保健指導を実施、継続していく（今後保健所保健婦が毎日A避難所に巡回訪問を実施） 						

これまでの活動の中で保健婦の果たした役割を挙げてみると、以下のことが考えられる。

- ①医療ボランティアの適切な役割分担と配置 ②管内の医療等情報収集 ③救護所との連絡調整 ④救護所及び避難所巡回により把握した要援護者への対応 ⑤区内住民の保健医療福祉ニーズの把握と必要なサービスの提供

表－5 派遣保健婦の全戸訪問による被災乳幼児の調査結果と対応状況

(平成7年2月実施)

	家屋の状況		在 宅	避難中	転 居	不 明	不 在	対応にて 保健指導
	全 半 壊							
3 カ 月 児 (H6年11月生まれ)	全 半 壊	53	5	27	3	7	11	20
	破 損 な し	97	14	20	9	7	48	20
合 計		150	19	47	12	14	59	40
4 カ 月 児 (H6年10月生まれ)	全 半 壊	65	6	24		35		
	破 損 な し	105						
合 計		170						
5 カ 月 児 (H6年9月生まれ)	全 半 壊	50	7	18		25		
	破 損 な し	107						
合 計		157						
6 カ 月 児 (H6年8月生まれ)	全 半 壊	56	3	23	3	20	7	7
	破 損 な し	82	21	12	2	4	43	14
合 計		138	24	35	5	24	50	21
8 カ 月 児 (H6年6月生まれ)	全 半 壊	78	4	21	11	17	23	0
	破 損 な し	74	23	0	2	1	48	23
合 計		152	27	21	13	18	71	23
9 カ 月 児 (H6年5月生まれ)	全 半 壊	78	17	9	3	12	37	8
	破 損 な し	70	4	29	5	28	4	10
合 計		148	21	38	8	40	41	18
1 才 6 カ 月 児 (H5年8月生まれ)	全 半 壊	57	7	14	6	22	8	7
	破 損 な し	108	12	12	16	18	50	11
合 計		165	19	26	22	40	58	18
3 才 児 (H4年1月生まれ)	全 半 壊	61	7	10	9	25	10	9
	破 損 な し	112	38	6	11	27	30	35
合 計		173	45	16	20	52	40	44

ライフラインの遮断により家の損壊状況にかかわらず在宅者は非常に少ない。又、不在不明者も多く情報が得られなかった。

② 避難所巡回訪問活動

震災以後、保健婦の巡回訪問活動は避難所の実態把握と環境調整、特に要保護者の把握と健康管理・健康教育であった。その間、地域での医療体制の復帰に伴い救護所の縮小及び撤退、仮設住宅への入居等新しい局面を迎える中で、今後も避難所に残る避難者、要援護者の健康管理、保健指導、サービス調整等継続したケアが必要である。

ア. 巡回訪問活動の実際

- (ア) 避難者全体、特に要援護者の健康状態の把握と心身の健康保持に努めた。
- (イ) 自主的な健康管理の必要性を確認させ、望ましい医療行動が取れるようにした。
- (ウ) 医療体制の変更や住宅問題等避難生活における様々な不安の緩和に努めた。
- (エ) 避難所の環境を把握し、感染症予防とその発見に努めた。

イ. 避難所巡回訪問活動の経過

月日	避難所及び避難者の状況	保健婦活動	その他の状況
4月	<p>救護所完全撤退</p> <p>避難所数 93カ所 避難者数 7,334名(4/11現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ボランティアの撤退によるマンパワーの低下 ・日中不在者が多い ・公園及び施設内テント生活する者の環境問題・健康問題が顕在化 ・避難所での要援護者は少なくなるが継続ケアの必要なケースも残る ・仮設トイレの悪臭憎悪、ハエの発生等環境衛生問題が発生 	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難所巡回訪問指導の継続</p> <p>頻度：各避難所及び要援護者の状況にあわせ週単位で1～2回もしくは3～4回、又は月単位で1～3回行った</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での開設医療機関の紹介名簿の掲示 ・「メンタルヘルスケアチェックリスト」を活用し精神的要援護者のピックアップ及び精神保健福祉相談員との連携 ・義援金、仮設住宅の申請等必要に応じ情報提供する ・避難所「住民健康診査」の結果未返送分を個別訪問指導にて対応 ・保健所衛生課へ薬品配布・消毒等依頼 ・食中毒予防の為の呼びかけ実施 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部、保健所定例事業の再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の保健婦の応援継続(～6月末) ・中央市民病院より看護婦2名の応援を得る(～6月末) <p>保健所職員及び他都市の保健婦、中央市民病院の応援職員、看護職ボランティアにより3つの巡回訪問活動グループを編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所巡回マニュアルの作成 ・避難所へ2人ペアを組み巡回訪問
5月	<p>避難所数 84カ所 避難者数 4,273名(5/16現在)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仮設住宅全戸訪問開始</p>	

6月	避難所数 75カ所 避難者数 3,425名(6/8現在) 調理パンや弁当を常温で放置する等、食品衛生上の問題が目立つ ネズミ、蚊等、害虫に対する苦情が増加 大雨が続く	生活状況全体を把握する為、避難所での環境チェックリストを作成、それに基づき保健婦の視点で環境問題の有無を確認する ↓ 衛生課へ連絡	
7月	テント生活者よりテント内の暑さ、雨もり、等の苦情強くなる 最終となった第5次仮設住宅の抽選あり、落選により精神的不安を訴える人が多い 避難所数 66カ所 避難者数 1,974名(7/31現在)	仮設住宅夏期巡回訪問活動開始 避難所への定期的な巡回訪問を継続	
8月	避難所における避難者1世帯が使用する避難スペースが広くなり、大型テレビ等も目立つ 避難所数 55カ所 避難者数 980名(8/20現在)		
8/20	避難所閉鎖 待機所及びその他施設へ移行	2週間に1度の定期的な訪問指導継続 現在も継続中(8月末現在)	

③ 被災当初・避難所保健婦活動のまとめ

震災以後、保健婦は救護所との連絡や巡回指導を通じ、様々な形で避難所に関わって来た。今まで述べたように(または表などで示すように)なぜこれ程に濃厚な関わりが必要になってきたかを振り返ると、次の事が挙げられる。①被災が大規模であり倒壊家屋、死亡者、避難者数共に多かった。②当初負傷者が多く看護職が不足していた為、避難所内に救護所を設置し診療介助等に從事する必要があった。③管内の医療機関、交通道路事情に詳しい保健婦が、救護所の案内・連絡調整の要となる必要があった。④避難者は大きなストレスや不安を持つ上、避難所ではプライバシー保護の難しさを始め、画一的な食事、種々の環境衛生問題等不自由な生活を強いられていた為、被災者全てが要援護者と考えられた。⑤避難所の被災者の中には、寝たきりや通院を要する病弱者、高齢者が多かった。⑥避難所全体と個別への対応が必要であり、他機関との連携も絶えず必要であった。⑦体力の低下している者も多く、感染症や伝染性疾患の予防・対策が急務であった。

保健婦活動は、震災当初救命救急の対応に追われ、公衆衛生活動には手がつけ難い状態だったが、救護所の設置、避難者全体の健康管理、精神的支援、保健・福祉サービスの提供、生活環境の調整及び他機関との早期における連携等、活動内容は多岐に渡り、時事変化するにつれて公衆衛生活動についても実施することができた。

また4月からは地域や避難所だけでなく、仮設住宅入居者への対応も迫られた。それは、仮設住宅へ要援護者が優先的に入居したこと、十分とは言い難い住宅環境の中で生活している住民の生活状況と今後の援助方針を把握する為であった。避難所への関わりは、震災当初保健婦活動の中心であった。しかし、活動の重点が避難所から仮設住宅へ移っていく中においても継続して実施され、避難者の健康を守る一助とされたことは評価できる。

さらに今後の地域づくりの視点として以下のようなことがあげられる。

- ①地域の健康・生活・人間関係等をより良くするために、区が一体となって地域づくりを進める。
- ②地域のボランティア・民生委員・関係機関との連携をはかる。(震災後のボランティアの数が個人・団体ともに非常に増加しているため)
- ③情報交換の効率化をはかる。(ネットワーク連絡会の強化)
- ④今後の緊急時には、学校を拠点として命の安全が確保されると考えられるため、学校と行政が有機的な連携をもつことが必要である。

このように変化に富んだ活動を展開することができたのも、厚生省からの派遣保健婦や市民病院からの医療スタッフ、ボランティア等多くの方々の支援があったからこそであり、この場を借りて感謝したい。

④ 被災地のローラー作戦

震災後10日を経て、保健婦はボランティアと共に在宅者の生活状況・健康上のニーズ把握のため、大量動員による地域調査作戦を実施し、有効な援助につなげることができた。

ア. 実施期間 H7. 1. 30～H7. 2. 4 (6日間)

イ. 実施方法 ボランティアによる在宅者悉皆訪問。東灘区内を25地区に分割し、2人1組で訪問する。ボランティアのペアリングについては、1名は医療職になるよう配慮した。在宅者の安否確認、及び保健・医療・福祉上の問題点やニーズを把握する。訪問後、保健婦が報告を受け、把握したニーズに合わせてボランティアを派遣し援助する。必要に応じて保健婦が訪問・電話で対応する。継続フォローは2月16日迄とし、以降は地区担当保健婦に引継ぐ。なお、ボランティアは自主的参加者に加えて、パソコン通信等を活用して確保した。

ウ. 結果

(ア) 調査訪問戸数

全戸訪問したうち、面接できたのは19,601戸であった。うち要援護者数123名。当時、避難所に4万人強が宿泊しており、区外へ避難している者も数多いため、在宅者は少数であった。特に高齢者では、すでに入院・入所している者もいた。

(イ) 調査後フォロー訪問対象者数

実人数48人。のべ訪問件数は108件であった。

(ウ) 活動ボランティア数

のべ279名。但し、調査資料作成のみに携わった者も含む。

エ. まとめ

今回、悉皆訪問したことは、震災後の地域のニーズ、社会的弱者を把握する上で効果的であったと考えられる。保健所が実施したローラー作戦であったことから、把握した情報をもとに直ちにサービスへつなげていくことが可能であったように思われる。また、調査から様々な援助提供まで、ボランティアの多大な力に支えられたことを忘れてはならない。実施時期については、より早期に訪問していればより多様なニーズがあったと思われることと、孤独や不安の軽減に役立ったと考えられる。

保健婦は計画からボランティアの連絡調整等、コーディネイターの役割と、在宅者に対する直接的援助を行った。その中で、生活全般における多彩な情報が必要となったが、区役所や福祉事務所等との連携により情報を共有できる部分があればより効率的に活動できたのではないかと思われる。

最後に、全国から駆けつけて下さったボランティア、関係者の皆様に心から感謝いたします。

(9) 避難所の巡回健康診査

震災後、避難所における住民の医療、健康管理については、全国から応援に駆けつけた自治体、大学、民間の病院等の医療班が避難所に常設救護所を設けそれを担ってきた。

それも2月に入って医療ニーズが次第に減少したこと、特に東灘区においては地元医療機関の努力で、その立ち上がりが予想以上に早く、2月20日には87.4%の回復をみたこと等により保健所で定期的に開催していた「常設救護所連絡会」において2月末で派遣医療班の撤退と地元医療機関への引継ぎが決定された。

これに伴い、住民の健康維持と撤退の不安を解消するため早急に、避難所での住民健診を計画したが、被害の大きかった6区を一齐に実施する事になった。事前に避難所となっている学校に健診の主旨を説明して、会場使用等の依頼をした。中には教室の使用も学校の自由にならないところもあり、各教室をのぞくと1～2家族が生活をしており、複雑な思いと共に学校のご苦勞の程が察せられた。

各学校の避難所16ヵ所で3月16日～31日までの期間「健康診査」を実施した。結果通知は住民の移動が考えられるため、4日後に実施場所で手渡しとし、必要な人には医師、保健婦、管理栄養士により指導、相談を併せて行った。

健診にあたっては、西市民病院の医師、局、西・北保健所職員の応援を受けて実施した。受診者総数は1,148人で、判定区分をみると、年齢構成にもよるが、前年に比し要医療が10%程度高くなっている。

表-6 避難所の巡回健康診査結果

種別	成人病健診 <%>				結核検診<%>	
	受診者数	異常を認めず	要指導	要医療	受診者数	要精検者数
避難所健診	1,148人 <100>	215人 <18.7>	523人 <45.6>	410人 <35.7>	1,108人	45人 <4.1>
<参考> 平成6年度 基本健診	5,321人 <100>	1,568人 <29.5>	2,401人 <45.1>	1,352人 <25.4>	4,866人	145人 <3.0>

⑩ 避難所の栄養改善指導活動

今まで誰も想像すらしなかった大地震に見舞われ、美しい神戸の町は一瞬の内に破壊されてしまった。その中で我々保健所の管理栄養士は、当初救護所への医薬品の搬出入、救援物資の搬出入、市民からの問い合わせ等の救護活動の応援に明け暮れた。

その間、“我々は何をすべきか？何ができるのか？今何が必要か？”等が頭の中に渦を巻いていた。作業の合間、職場の事務所の机の間で仮眠する時、自分の力の無さに強い焦りを覚えた。そんな中で、『非常時では、考えつく出来る範囲のことをやってみなさい。』と言って下さった所長の言葉は今も忘れられない。

① 避難所の栄養改善活動

ア. 普通食が食べられない方々への対応

1月30日 アレルギーネットワークの方が来所

『アレルギー症のある方が、必要なミルク・食品が入手できず困っているとのこと聞いたから、物資を送るので必要とする方々に渡してほしい。』との申し出がある。

1月31日 震災後食器が割れ、物品が散乱したままだった栄養実習室を片付け、アレルギー用ミルク・食品を置く。

少量のレトルト粥届く。配給されるおにぎりが固く食べられない方々がいるはずとさらに救援物資追加、おかず代わりに離乳食の送付を依頼する。

糖尿病等で食事療法が必要な方のため、冷凍糖尿病食についても救援物資を依頼した。

2月1日 他保健所から応援の管理栄養士やボランティア栄養士の協力を得て、案内・配布のため救護所を巡回。そして、ボランティア情報センターに配送を依頼し、救護所からの依頼によりボランティアにバイク便にて粥・冷凍糖尿病食等を配送するというシステム（図2）をつくり、一般の配給食料では対応できない、特別な食事を必要とする方への対応を開始した。

この間、避難所の炊きだし状況を調査

4月初旬 避難所や一般の方へのアレルギー食品、ミルク、レトルト粥等の配付を終了した。

図2 救護所への粥・冷凍糖尿病食配送システム

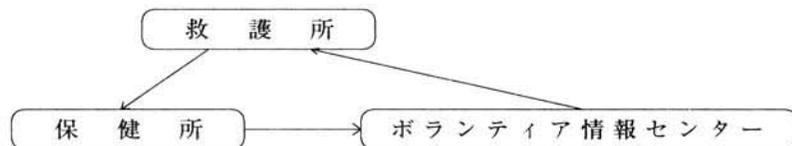


表-7 救護所への粥・糖尿病食等の配布状況

	粥	ベビーフード	冷凍糖尿病食	アレルギー食	調整栄養食品
延人員	137人	29	59	3	11
延食数	341食	122	224	13	56

イ. 配給食料の栄養不足の補充

- 2月6日 配給食料の栄養不足を補う一助として、避難者全員に総合ビタミン剤を配布するため、知人を頼りに物資送付依頼をし、製薬会社から提供するとの承諾を得る。
- 8日～区の物資配達係(日通)を通じて、各避難所(常設救護所)へ総合ビタミン剤を配布、またその他の避難所へもボランティア看護婦に依頼し配布する。
- 15日～避難所から総合ビタミン剤補充の要請があり、総合ビタミン剤補充・炊きだし状況把握のため、各避難所を巡回した。

ウ. 炊きだし支援

- 2月10日 東淀川炊きだしの会(保健所の栄養士が中心となり、一般の炊きだしとは違い、配給食料の栄養不足を補う炊きだしを実施)から、炊きだしの実施希望の申し出が入る。実施場所の選定と避難所との連絡調整を行う。
(延6回実施・対象延食数2500食)
- 23日 炊きだしを実施している避難所から指導依頼があり、指導に出向く。区の対策本部より、炊きだしの献立についての相談があった。
- 3月初旬 管内の管理栄養士を中心に炊きだし隊の結成を勧める。
(一般の炊きだしではしにくい、避難所に配給される食料の栄養面での問題を補う目的で、緑黄色野菜・大豆製品・魚介類の不足を補填するもので、炊きだしを実施していない避難所とその周辺を対象とする。)
- 30日 管内の管理栄養士を中心とした炊きだし隊が、小規模で炊きだしを実施していない避難所で炊きだしを実施。その連絡調整を保健所が行った。
避難所の食事を支援する東灘区栄養士グループとして、延3回・対象延食数200食実施した。

表-8 避難所・個人への援助物資の配布・指導(食品指導)状況

	粥	ベビーフード	アレルギー食	総合ビタミン剤
配付延件数	21	19	47	174
配付延数	142袋	詳細不明	詳細不明	3000箱

(避難所訪問回数 延131回、炊きだし状況把握 延121回)

② その他の栄養改善活動

- 2月14日 区内の集団給食施設(病院・社会福祉施設等)に対し、電話で給食実施被害状況を確認する。
- 3月20日 生き生き健診(避難所での基本健診)の事後相談を実施する。
(延16回・延78人実施)
- 4月初旬 病院給食状況調査のため各病院を巡回する。
- 5月11日 仮設住宅内で栄養指導車による栄養講習会を実施する。
(5月～7月 延5回・参加人数 延500人)
- 6月初旬 給食施設震災状況調査(ハガキ)を実施(111施設)
- 7月初旬 避難所へ弁当を供給している業者への栄養指導(区内3施設)

夏期対策としての仮設住宅巡回指導。(7月～8月 延べ18日)

10月初旬 病院給食震災状況調査を実施した。

(11) 避難所の歯科保健活動

① 歯科相談に対応

震災当初より、入れ歯を無くし食事が食べれない・入れ歯を何とかしてほしい・歯が痛い等の相談で来所される市民の方に、治療可能施設の紹介・訪問歯科治療の手配等出来る範囲で対応した。

2月後半より、歯科の問題を抱える人に対して避難所への訪問歯科相談も開始した。

② 医療情報の収集・提供

東灘区歯科医師会と連絡を取り地元歯科医院の開業状況を2月1日・2月16日・3月1日・3月16日現在でそれぞれ作成し、各避難所に配布するとともに、ボランティア歯科医師グループからも、避難されている方に直接情報として流してもらった。

③ 口腔衛生用品配布、口腔衛生啓発ポスター作成・配付

救援物資として届いた歯ブラシ・歯みがき剤・入れ歯洗浄剤を、水が出始めた避難所から随時配付。同時に口腔啓発ポスターを作成し、避難所に掲示する。

※ 救援物資の避難所毎(124避難所)の仕分けは、ボランティアの協力により行った。

④ 避難所巡回歯科相談

避難所健康診査の結果説明時に、歯科相談コーナーを設置。同時に超音波洗浄器による入れ歯の洗浄も行う。

期 間：3/20～4/4 (16回)

相談件数：40件→内容；	義 歯 に つ い て	17件→年齢；	20歳未満	7人
	義 歯 洗 浄	15件	50～59歳	2人
	歯 みがき 指 導	5件	60～69歳	10人
	むし歯治療 勧奨	2件	70～79歳	5人
	歯肉の痛みについて	1件	80歳以上	1人

⑤ 歯科救護診療の手助け

東灘区歯科医師会が中心になって行った歯科救護活動に、事務連絡・用品の準備等側面から手助けを行った。

(12) 精神科救護所の活動

① 精神科救護所活動の全体的な概要

震災当日設置が開始された他科救護所に遅れること1週間、1月25日に正式な活動を始めた。更にその活動の終息は、他科救護所に遅れること1ヵ月の4月末であった。

この3ヵ月を越える活動の中で、相談実数は526人、相談延べ数は1,426人にのぼる。この中で初めて精神科を利用した方は実数で約280人。延べ約930人である。ちなみに昨年1年間の保健所での精神保健活動の相談実数は326人、延べ相談数が1,800人強(集団活動、健康教育事業などを除いた

数字)である。この数字は緊急時における精神科ニーズの拡がりを示している。

また半数以上の相談者は1回の相談で終了している。このことは震災後の応急医療の特質を表している。つまり個人のいま現在訴えている問題に焦点をあて、深入りを避け解決を図る。必要に応じて地元医療機関に紹介するという対応の結果を示している。同時に震災の引き続く避難生活による混乱により継続的な相談が難しかったこともまた示している。

精神科救護所の活動は、単に診療活動に留まるものではなかった。今回の震災で高く評価されたボランティアを対象に、彼らの2次被災の軽減を目的とした講演会活動、避難所を対象として「アルコール症」に対する啓発活動、「PTSD」の情報提供など多岐に渡った。これらも災害時応急医療の重要な構成部分である。

このような膨大な精神科救護所活動は、文字通り全国により救援に駆けつけて頂いた、医師やソーシャルワーカー、保健婦などパラメディカルスタッフ諸氏のモラルの高さに支えられたものである。感謝に堪えない。

医師の応援は、延べ250人を越えた。パラメディカルスタッフも延べ200人を越える応援があった。これらの方々にはチームを組み、寒い中巡回活動に参加してくれた。自転車・原付で区内の避難所を漏れなく廻り、市民やボランティアそして避難所管理者の相談に従事したのだった。

② 震災前の地域の精神科医療状況

通院医療費公費負担制度の利用者の通院先をみると約43%の人が区外の医療機関に、約22%の人が市外の医療機関に通院していた。中には京都・岡山そしてより遠方の病院まで。入院先は、全て区外・市外である。

区内の精神科医療機関は6カ所の診療所。3カ所の総合病院が精神科外来を開設したりリエゾンを行っている。アルコール症の専門外来は中央区あるいは北区にしかない。

1月17日の大地震と、引き続く交通機関の途絶は、区内の多くの人から自分のことをよく分かってきている医師とサービスから遮断してしまった。そして新たに精神科のサービスを必要とする人や集団を生み出した。

③ 救護所開設

激甚地区12カ所の保健所に、精神科救護所を開設するという厚生省の決定を受け、当保健所では①で述べたように1月25日に精神科救護所がおかれた。

区内で震災による倒壊等の物理的な被害を受け、機能を喪失してしまった精神科診療所は、幸いにしてなかった。しかし自宅倒壊の被害をうけた医師もあり、救護所設置当初稼働した診療所は3カ所だった(6カ所全ての診療所が正常に活動を開始したのは4月末である)。総合病院の精神科のうち1カ所が応援を得て活動していることを確認したのは1月の終わりである。それぞれ救護所活動への協力をお願いした。各機関より快諾を得た。精神科救護所のための孤独な活動に陥らずに済んだ。

また救護所開設に先行して、精神科医師がボランティアに活動を行っていたことを、敬意をもって報告しておく。

救護所には、まず大阪市が続いて奈良県、大阪医大が参加し順次整備充実していった。(詳しくは表-9を参照)。

④ 精神科救護所の運営

救護所は、以下の方針のもとに運営した。

ア. 「患者＝精神科ニーズ」を掘り起こすことはしない。

精神科救護所のPRを兼ね積極的に巡回はするが、掘り起こしは決してしない。

イ. 救護所が設置されている避難所からの往診依頼は、救護所を通してもらう。

救護所医師へのリエゾンをおこなうことにより、事例化を防ぐ。

ウ. 投薬は最低限にとどめ、地域の医療機関に繋いでいく。

地域の医療機関の復興を妨げない。投薬は2月半ばまでは3日～10日分。2月半ばからは1日～3日分にとどめ、地域の医療機関への紹介に努めた。

エ. 往診の依頼には、出来る限り即応する。

管理者の不安が低いうちに対応し、避難所に緊張が高まるのを防ぐ。結果として事例化するのを防ぐ効果を期待した。

オ. 精神科の救護活動は、保健所に設置した精神科救護所に可能な限り集約する。

区内の精神科チームは、他科に比べ少数であり区内全域を漏れなくカバーし、救護所撤退後の地域の精神保健活動としての継続性を維持するためには、保健所に情報を集中管理すべきであると考えた。

活動開始とともに、所内診療相談、巡回診療活動にフル稼働することになった。初日の救護所活動が終了したのは夜10時を過ぎていた。

スタッフの充実に伴い、区内を3ブロックに分け巡回活動を継続的におこなった。また2月半ばまで、夜間の往診依頼も当精神科救護所で受けた（半ば以降は県精神保健福祉センターに夜間窓口が置かれた）。

避難所の状況、精神科救護所へのニーズは絶えず変化した。応援体制も変化していった。状況の変化を常に救護所全体で検討し、目標、活動スタイルを随時再編しながら、活動を行った。

⑤ 相談の内容

精神科救護所の開設当初の利用者は、混乱や不安などの反応性の症状を示す人たちや、通院出来なくなった分裂病圏の人に対する避難所での投薬が緊急対応の中心であった。投薬は第2週にピークを迎え50人以上の人に投薬している。第5週以降は、投薬より相談活動が中心となる。また入院に関しては、震災初期に救護所の関与しない入院がかなりあったと推測されるが、第5週にピークを迎えている。避難所生活の不適応や震災による保護機能の減少を余儀なくされた家庭から入院に至る分裂病圏の人たちが中心だった。

2月以降、避難所の運営スタッフやボランティアの相談が増えてきた。休養をすすめたり睡眠剤を投与したりした。また、診療・相談活動に加え啓発パンフレット「こころとからだのQ&A」を全避難所に配布するなど、広報活動も開始した。特に3月は、避難所でのアルコールの大量消費を危惧して、アルコール症の啓発チラシを3種類作成し全避難所に掲示した。4月に入ってから、

仮設住宅への訪問が行われている。

－1 「PTSD」について

今回の震災にあたって「こころのケア」としてマスコミで大きく取り上げられたのは、PTSDであった。実際どうであったか。確かに反応性の病状を示した人が多い。しかしPTSDと診断された人は、少ない。PTSDという診断は3月にはいり仮設が具体的になってきてからである。なお、50才代の方が多かった。生活再建の見通しの立たない暮らしが長期化するなかで、今後問題となってくるだろう。

－2 アルコールについて

避難所でのアルコールの飲酒は、時間とともに大きな問題となってきた。昼間から飲む者。教室の一室を占拠している者。講堂で車座になって、酒を酌み交わす者達。避難所の巡回を重ねるにつれて、目に付くようになってきた。夜間巡回をしている民間病院のチームからは、飲酒した避難者に絡まれ巡回にならないという相談も寄せられた。校舎内禁煙を課した避難所は多かったが、アルコールはフリーパスであった。精神科救護所では「アルコール」に関して注意を促すチラシ3種類を、時間を追って作り全避難所に掲示するとともに、アルコールのパンフレット類を避難所の世話役に渡し、注意を呼びかけた。これらの行動の効果は不明である。精神科救護所が「アルコール症」者と関わりを持てたのは、避難所の管理者・世話役がとことん困った段階であった。期間中、入院せずに通院に繋げることの出来たケースは1例にすぎない。

早期に通院治療を働きかける救護所スタッフに対し、震災初期に大変活躍した人だから、お酒を飲まなければいい人だから、もう少し面倒をみたいとする世話役が多かった。

救護所活動中のアルコール症のケース数の割合は、去年の相談に占めている割合よりも少なかった。避難所でのアルコール大量消費を推測させる多くの話、避難者対象の健診で肝臓の数値が高い人が多かったという報告を考えると、アルコール問題の表面化はこれからのことになるのだろうか。

－3 老人について

老人に関する相談は、通常の年度より相談割合が少なかった。救護所発足の混乱の中で反応を起こし、入院・入所となった方が多いと推測している。震災による生活環境の激変は、適応能力の低い老人を直撃している。老人が地域で生活していく上で必要な様々の援助システムも、ダメージを受けた。救護所活動でむしろ老人の相談が少なかったのは、被災地に老人が留まらなかった結果なのかもしれない。

⑥ 精神科救護所活動の収束

精神科救護所は3月末で大幅に体制を縮小し、4月末で閉鎖されることとなった。それにとともに、縮小・閉鎖後の問題を整理するための準備に入った。

まず、3月の中旬より、再度全避難所の巡回を行った。仮設を見学し発生する問題等を予測し、仮設むけのチラシを作成配布した。

4月には、救護所開設以来のケースをレビューし、転帰を確認する必要があるケースを再度訪問した。

このようにして、今後多くの課題が輩出することを予感し、救護所活動を終えた。

13 あんしんすこやか窓口

① 相談内容と相談件数等

ア. 震災後の活動経過

- ・ 1月17日～ 区役所災害対策本部が設置され、避難所の開設・救援物資の搬入、遺体安置・棺製作・斎場への遺体移送業務等を実施する。
- ・ 1月23日～ 高齢者緊急ショートステイ開始。
- ・ 3月～ 窓口に保健婦の出務を再開。
- ・ 4月～ 仮設住宅・地域型仮設住宅の受け付けを開始。
- ・ 5月～ 緊急ショートステイから「定員外措置」入所へ切り替わる。
(厚生省通達により、住宅確保が困難な方は、ショートステイ対応では充分介護できないため、定員より1割増の受け入れをすすめる)

イ. 窓口相談状況

- ・ 在宅福祉サービス利用状況は、相談件数をはじめ、軒並み急増している。

表-10 月別窓口利用状況

月	利シ緊 用1ト 者ステ 数イ急	入 所 措 置 数				相 談 件 数				日常生活用具		
		H. 6		H. 7		H. 6		H. 7		H. 6	H. 7	
		特 養	養 護	特 養	養 護	来 所	電 話	来 所	電 話			
1	*1 95	1	1	3	1	162	76	*2	399	171	6	9
2	113	3	0	14	6	194	89				11	0
3	50	0	1	4	5	266	80				17	30
4	19	8	1	39	8	210	92	433	209	18	35	
5	5	1	0	23	4	204	107	385	244	17	41	
6	2	1	1	24	4	233	130	393	238	29	56	
7	4	0	1	5	6	191	92	421	201	23	45	
8	9	2	1	15	2	215	91	1,063	134	13	30	
計	297	16	6	127	36	1,675	757	2,031	1,063	134	246	

ヘルパー利用者数 340件 (H7. 8 現在延べ件数)

*1) H7. 1. 23以降利用者数

*2) H7. 1～H7. 3は震災対策のため統計未実施

- ・ 震災後の緊急ショートステイの利用は、1日10件を超えることもあり、市内施設のみでは間に合わず、市外や県外の施設への連絡・調整が大半であった。
- ・ 措置入所件数は、特養・養護を合わせると前年比7倍強のものほり、今までは自力あるいは家族の介護によって生活できていた高齢者が、家屋の消失、家族基盤の変化等から、入所へといったケースの多さを示していると考えられる。
- ・ 避難所から仮設住宅・在宅へと生活の場が移行するに伴い、日常生活用具給付、福祉機器利用が増加した。

ウ. 今後の課題

震災後窓口において対応を要した相談は、従来の在宅福祉施策にとどまるものではなく住居・家族・経済・近隣トラブル・孤立等、複雑多岐にわたるものであった。

また、既存の関係団体との連携のみならず避難所等におけるボランティア活動との連携調整に迫られ、情報の混乱が続いた。被災後の時間経過とともに変化する社会状況をとらえ、情報収集、整理し、地域の実状も踏まえた情報を提供していくようなサービスも望まれた。

今後、地域型仮設住宅をはじめとする仮設住宅や在宅への課題は大きく、ボランティアの活用、医療機関・地域組織との連携を強化し、サービスの充実を図ることが必要であると考えられる。

表-11 介護手当受給者状況

H. 7. 8. 20現在

	継 続	H 7. 2. ~ 新 規	計
ね た き り	244	98	342
痴 呆	54	17	71
計	298	115	413

9 防疫・生活衛生活動

上・下水道等各種都市装置が断絶し、飲食物や排泄物を始め区民の身体・生活の衛生の確保が困難な中で、多くの区民が避難所での密集生活を始めた。さらに当該地域のみならず全国各地の多様な人々との寝食を共にする混然とした生活が始まり、伝染病や飲食物に係る事故発生の温床が出現した。

(1) 避難所の衛生対策

① トイレの消毒等防疫対策

校庭に便池を掘り、プールの水で大便を流す等の工夫で、仮設トイレ（最大629基）の導入や水道の復旧まで排泄物処理は難渋した。遺体対策(棺作り・ドライアイス確保)に奔走して、トイレの消毒や手指消毒の資材確保に着手したのは震災6日目であった。

避難所を含め合計176カ所に噴霧器を貸出し、クレゾール等の消毒薬を配布し、トイレの消毒や用便後等の手指消毒を指導した。合わせて2月上旬まで各避難所や公園・ターミナル等の公衆トイレ・仮設トイレの消毒に巡回した。2月中旬以降は自主消毒管理の良好な避難所については薬剤の補充等に留め、11カ所の管理不良な避難所と公園やターミナルの公衆トイレ、仮設トイレ55カ所を重点に毎日巡回消毒した。

表-12 便所等消毒実施状況

月	1	2	3	4	5	6	7	8	計
避難所等の数	429	1,020	656	280	167	122	76	72	2,822
出 務 班 数	33	68	56	22	21	22	20	22	264
出 務 人 員	94	251	163	67	64	65	60	66	830

- ① 2月初旬まで1～2日毎に、直接消毒し管理状況を把握した。
- ② 以後管理状況不良のもの以外原則として避難所側の消毒にまかせ、管理不能な公園等の仮設トイレ・公衆トイレのみ直接消毒した。

殺虫剤や消臭剤の使用・配布のほか、特に気温の上昇した5月以降、テント生活者を中心に発生したアリやナメクジ等多様な苦情・相談にも、各種の薬剤を備え薬害を配慮した指導に努めた。

表-13 消毒薬・殺虫剤を配布した避難所等の延施設数

月		1/17-	2	3	4	5	6	7	8	計
消	逆性石けん	148	221	5	7	3	2			386
	逆性石けんアルコール溶剤	109	115	3	8		6			241
	クレゾール石けん	204	215	6	8	2	5	2(1)		442(1)
毒	次亜塩素酸ソーダ		3	17			2			22
	うがい液	43	1							44
	皮膚清浄剤(外傷剤・感冒剤)	20	9							29
薬	アルコールスプレー			44	20	1	4	1		70
	オルソ剤					17(1)	7(1)	2	1	27(2)
	有機リン系乳剤				7	17(3)	21(1)	10(4)	11(2)	66(10)
殺	有機リン系発泡錠				1	6(2)	6(3)	5(4)		18(9)
	有機リン系粒剤						1	5(1)	2	8(1)
	有機リン系粉剤							1(1)		1(1)
虫	有機リン系油剤						1		11(1)	12(1)
	カーバメート系微粒剤							1	2(1)	3(1)
	ホウ酸ダンゴ				1	1		1		3
剤	蟻食毒剤						1(1)		3(3)	4(4)
	ナメクジ食毒剤						2(1)			2(1)
	殺そ剤			2			2(1)		1(1)	5(2)
等	消臭スプレー		3	33						36
	便池消臭剤		18		2	3	1	1		25
	犬・猫除け剤				1	1(1)	2(2)	1(1)		5(4)
そ	使い捨て手袋			4	1					5
	捕そ籠			2	2	4	7	2	4	21
	粘着プレート					1				1
の	噴霧器	97	32	2	6	18(2)	15(1)	7(2)	5(1)	182(6)
	煙霧器								6	6
	犬・猫啓発プレート					1(1)			1	2(1)
他										
計		621	617	118	64	75(10)	85(11)	39(14)	47(9)	1,666(44)

()内は仮設住宅再掲

表-14 消毒・薬剤等配布状況

No.	名 称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
1	仮設トイレ消毒件数（1避難所＝1）	429	1,020	656	280	167	122	76	72	2,822
2	仮設トイレ殺虫剤投入件数（1避難所＝1）	0	0	47	52	167	122	76	72	536
3	仮設トイレ脱臭剤投入件数（1避難所＝1）	5	111	257	97	59	57	35	27	648
4	逆性石けん配布数量（単位＝本）500ml	351	608	42	17	25	5	0	0	1,048
	逆性石けん配布カ所	143	193	5	5	3	2	0	0	351
5	逆性石けんアルコール溶液配布数量（単位＝本）1,000ml	125	191	2	8	0	14	0	0	340
	逆性石けんアルコール溶液配布カ所	70	102	1	4	0	10	0	0	187
6	グルコン酸クロールヘキシジン配布数量（単位＝本）100ml	71	0	0	0	0	0	0	0	71
	グルコン酸クロールヘキシジン配布カ所	30	0	0	0	0	0	0	0	30
7	噴霧器貸付数（単位＝台）	97	30	3	6	19	18	12	16	201
	噴霧器貸付カ所	96	30	2	6	18	17	9	10	188
8	クレゾール配布数量（単位＝本）500ml	618	1,152	51	21	12	17.2	23	0	1,894.2
	クレゾール配布カ所	208	197	8	7	2	6	3	0	431
9	有機リン系乳剤配布数量（単位＝リットル）	0	0	0	42	97	18.8	59.3	22.7	339.8
	有機リン系乳剤配布カ所	0	0	0	7	17	23	12	10	69
10	ゾール剤配布数量（単位＝本）500ml	0	0	0	0	155	61	9	3	228
	ゾール剤配布カ所	0	0	0	0	14	8	3	1	26
11	アルコールスプレー配布数量（単位＝本）	0	2	74	20	5	11	2	0	114
	アルコールスプレー配布カ所	0	1	40	15	1	4	1	0	62

注）No.1～3は保健所の直接実施分

表-15 自治体等からの業務応援（人）

支援業務	1 月			2 月				3 月					4 月		計	
	遺体処理	消毒	避難所指導	消毒	避難所指導	食品営業調査	環境水道調査	消毒	避難所指導	食品営業調査	環境水道調査	犬	避難所指導	環境水道調査		
保健所等	北保健所			5	27	18	2						7	6	65	
	須磨保健所	2													2	
	垂水保健所	11	5	3	19	6	7		5				3	6	65	
	食品衛生検査所	8	5	3	17	13	7						7	2	62	
	水族園	2		2											4	
他都市	東京都		26		50	5									81	
	京都市							21	11.5	6.5	14.5	0.5			54	
	大阪市		6		70	3			8						87	
	広島市							7.5			25.5				33	
合計	市職員	23	10	8	41	46	32	2	0	5	0	0	0	17	14	198
	他都市	0	32	0	120	8	0	0	28.5	19.5	6.5	40	0.5	0	0	255
		23	42	8	161	54	32	2	28.5	24.5	6.5	40	0.5	17	14	453

その他支援業務
 ドライアイス配送・棺組立・遺体防腐処理
 整容・美容施設調査
 トイレ清掃・トイレ消毒
 消毒薬等配送
 浴場・シャワールの提供・管理
 布団乾燥消毒

② 弁当、炊き出しの衛生指導

各避難所の衛生実態把握に努め、衛生指導の方針を定めた。震災初期のトイレの実態把握に始まり、炊き出しや弁当・調理パンの衛生管理や夏季の食中毒防止まで、第1次～8次の調査に基づき、それぞれ重点的な指導を実施し事故防止に努めた。

○避難所の食品衛生指導の要点

- | | |
|------|---|
| 1月 | 賞味期限・製造年月日を確認し、あまり古いものは食べないで手指の消毒を |
| 2月 | 賞味期限を過ぎたものは食べないで
調理時の衛生注意、手指・器具の洗浄・消毒 |
| 3月 | 賞味期限内であっても当日中できるだけ早く喫食を、余ったら廃棄を、保管は涼しい所で
(炊き出しメニュー・魚や肉の保管・手指や器具類の消毒等の注意) |
| 4～5月 | 弁当・調理パンの保冷库・冷蔵庫保存 |
| 7月 | 弁当は2時間も3時間も常温放置しないで |

○避難所への食中毒警報の連絡（6/20～8/20）

発令回数 12回（7/20第1号発令）

連絡避難所数 最大65カ所

表-16 避難所実態の推移（概況）東灘区

単位：件数（％）

調査時（月日） ※ ¹		1(1/24-)	2(2/11-)	3(2/24-)	4(3/27-)	5(4/11-)	6(4/11-)	7(5/22-)	
震災発生後日数		6～7	8～11	26～27	39～41	70～74	85～92	114～177	
避難所数 ※ ²		120	110	100	99	98	93	84	
避難者数（弁当配給数） ※ ²		64,967	64,974	47,095	32,639	12,649	9,289	6,181	
調査避難所数 ※ ³		66	84	109	60	81	83	58	
ライフラインの復旧	水道（部分復旧を含む）	3(4.5)		48(44.0)	43(71.6)	79(97.5)	83(100)	58(100)	
	ガス（公園等は除く）					30(39.5)	36(49.3)	50(100)	
対策本部設置主体	施設関係等			51(46.8)	18(30.0)	15(18.5)	24(28.9)	11(19.0)	
	一般ボランティア			8(7.3)	8(13.3)	10(12.3)	5(6.0)	0	
	避難者・自治会等			49(45.0)	30(50.0)	48(59.3)	54(65.1)	37(63.8)	
	不明又は無し			1(0.9)	4(6.6)	8(9.9)		5(8.6)	
弁当の管理	周辺住民への配布 ※ ⁴					41(48.8)	39(47.0)	0	
	保管	屋外のテント等				31(38.3)	48(57.8)	12(20.7)	
		屋内の部屋等					44(54.3)	30(36.1)	26(44.8)
		冷蔵コンテナ等 ※ ⁵							20(34.5)
	残品利用			39(35.8)		10(12.3)	7(8.4)		
炊き出し管理	実施数		65(77.4)	68(62.4)	46(76.7)	47(58.0)	48(57.8)	10(17.2)	
	内訳	自家調理		60	63	46	47	48	10
		自衛隊		5	5				
	メニュー	汁もの（みそ汁等）		36(55.4)	61(89.7)	43(93.5)	43(91.5)	47(97.9)	5(50.0)
		そうざい（煮物等）		16(24.6)	20(29.4)	36(78.3)	29(61.7)	27(56.3)	5(50.0)
		飯類（カレー、焼飯等）		37(56.9)	32(47.1)	13(28.3)	11(23.4)	12(25.0)	5(50.0)
		めん類（うどん等）		6(9.2)	9(13.2)	4(8.7)	3(6.4)	3(6.3)	1(10.0)
	手指消毒液の利用			55(80.9)	37(80.4)	40(85.1)	42(87.5)		
トイレの管理	良好（清掃済）	32(48.5)		65(69.6)					
	手指の消毒液の配置あり			85(78.0)					
ネズミの発生あり					1(1.7)	4(4.9)	1(1.2)		
配布剤等	【トイレ消毒用】								
		クレゾール石けん液	○	○	○	○	○	○	
	【手指消毒用】								
		10%塩化ベンザルコニウム		○	○	○	○		
		0.2%塩化ベンザルコニウム製剤		○	○	○	○	○	
		0.2%グルコン酸クロルヘキシジン		○					
	【器具消毒用】								
		エタノール製剤（スプレー式）				○	○	○	
		6%次亜塩素酸ナトリウム			○	○	○	○	
	【その他】								
	使い捨て手袋				○	○	○		

（注） ※¹：調査の中心となる時期
 ※²：調査当初の数
 ※³：データの不明確なもの等は除外
 ※⁴：3月26日から周辺住民配布制限
 ※⁵：4月20日から冷蔵コンテナ等設置

表-17 避難所食品衛生指導件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	計
避難所	120カ所 (1/18)	110カ所 (2/5)	95カ所 (3/31)	88カ所 (4/30)	75カ所 (5/31)	72カ所 (6/30)	66カ所 (7/31)	55カ所 (8/20)	
件数	116	184	201	114	30	17	35	6	705

※：消毒やそ昆駆除指導を主として行なった指導分は含まない。また、文書や区連絡担当職員を通した指導件数も含まない。

③ 生活衛生の確保

飲食物や毛布の確保に一息ついた避難者を始めとする被災者への生活衛生の確保、とりわけ入浴及びシャワーの要望は強かった。

各種ボランティアの仮設風呂や施設・個人の浴場開放、自衛隊や県（後に市）の仮設浴場・シャワー設置、被災公衆浴場の応急修理・早期開設等の斡旋・誘致や衛生管理の相談に応じた。

表-18 浴場等設置状況

種類	No.	名称	所在地	区分	管理状況	外	最大
ボランティア等	1	もとやま園	西岡本4-17-1	シャワー	シャワー2基 通常26人/日		26
	2	横屋会館	魚崎北町2-7-1	風呂	2人用浴槽1基 7~8人/日		10
	3	魚崎小学校	魚崎中町4-10-8	風呂	2人用2基・1人用浴槽2基 毎日 ワールドメイト		
	4	郡家寺の前カ-ジ	御影町郡家寺の前	シャワー	4基×2 大阪ガス		
	5	県営御影住宅	御影町郡家	風呂	1日おき 女：18時30分~20時 男：20~21時30分 5~6人浴槽	×	
	6	御影高等学校	御影石町4-1-1	風呂	5月18日撤退予定 平日16時30分~20時30分 日祝15時30分~19時30分 男：5人用1基 女：1人用1基 2人用2基 徳島県建設業協会		
	7	御影小学校	御影石町3-1-1	風呂・シャワー	毎日 男女時間で交代：13-21時 5人用浴槽1基 シャワー8基 200名/日	○	200
	8	御影中学校	御影中町5-1-1	風呂	5人用・6人用浴槽(利用日) 火・木・土・日(時間)17時~21時	○	
	9	住吉小学校	住吉東町4-1-31	風呂 (大型バス・温泉・灯油ボイラー)	6人用浴槽1基 120~130人/日 愛知県(株)トークン(利用日)男/火・木・土 女/月・水・金・日(時間)14-21時 6月15日終了	○	150
	10	住吉幼稚園	住吉宮町7-2-6	風呂	1人用浴槽×1		
	11	森公園・森会館	森南町	風呂	浴槽1基(1日おき)16-21時		
	12	神愛子供ホーム	住吉山手4-7-35	風呂・シャワー	12時~16時 シャワー4基・1人用・3人用	○	

種 類	No.	名 称	所 在 地	区 分	管 理 状 況	外	最大	
ボランティア等	13	神戸商業高校	西岡本2-25-1	風呂	3人用浴槽2基 17時～20時 男：月水金 女：火木土 日は休			
	14	滝波正幸邸	御影本町7-8-1	風呂	家族風呂の開放			
	15	中野南公園	本山南町7-2	風呂	1人用浴槽2基 通常50人/日		50	
	16	東町仮設風呂	御影本町2-11	風呂	2人用浴槽 17時30分～23時 30分 閉鎖確認			
	17	東明公園(東)	御影塚町2-22	風呂	1人用浴槽×15人/日		5	
	18	徳森硝子店	森南町1-16-21	風呂	2人用浴槽 19時30分～23時 30分			
	19	日本キリスト教団 御影	御影中町2-3-23	風呂・シャワー	2人用浴槽1・シャワー1基 教会付属 25名/日 避難所 閉鎖確認			
	20	北青木集会所 (藤原工務店)	北青木	風呂	1人用浴槽×1 10名/日 集会所の避難者のみに開放	×	10	
	21	本山交通公園	本山南町4-4	風呂	ドラム缶風呂 3/25撤収			
	22	本庄中央公園	青木4	風呂	1人用浴槽×2 5～6人/日			
	23	剣菱酒造魚崎蔵	魚崎南町5-9	風呂	1月末から 5人浴槽 男女時間交代	○		
	24	剣菱酒造内蔵	御影本町3-12	風呂	2月10日から 5人浴槽	○		
	25	本庄町小公園	本庄町3-4	風呂	毎日15時～18時 1～2人用 ×2 4/2閉鎖確認			
	26	野寄公園	西岡本3	風呂	4人用浴槽1基 12時～22時 20人/日		25	
	27	群華幼稚園	御影町郡家	シャワー	シャワー1基 通常10名/日		15	
	28	大阪ガス	田中町3-11-13	風呂	3月10日設置 月曜定休 14 -19時 7-8人浴槽 大阪ガス 4月23日で終了	○		
	29	(株)あすか	深江南町	風呂	船の浴場使用 内貿埠頭を利用 船名「シンフォニー」	○		
	30	フェリーの浴室	青木フェリーセンター	風呂	フェリーの浴室を使用 2月 2日で終了	○		
	仮設シャワー等	31	御影北小学校	御影山手1-12-1	シャワー	3月27日設置 4基 大阪ガ ス 17-21時 男女交互利用 9/10閉		
		9	住吉小学校	住吉東町4-1-31	シャワー	6月17日設置 5基 9/1 閉		
		11	森公園・森会館	森南町2	シャワー	3月23日設置 4基 大阪ガ ス 14-20時 8/20閉		
		32	渦森小学校	渦森台1-12	シャワー	2月8日設置 5基 県設置 通常5人/日 8/23閉	○	7
		33	魚崎中学校	魚崎南町1-2-1	風呂・シャワー	2月28日設置 5-6人用浴 槽1基 大林組 50人/日 9/3閉	○	50

種 類	No.	名 称	所 在 地	区 分	管 理 状 況	外	最大
仮設シャワー等	34	御影工業高校	御影中町3-2-1	風呂・シャワー	2月25日設置 3-4人用浴槽 通常15人/日 8/8閉	△	30
	35	住吉中学校	住吉山手1-11-1	シャワー	2月28日設置 5基 県設置(男3基、女3基) 9-21時 8/28閉	×	
	36	本山第一小学校	本山北町3-10-1	シャワー	2月2日設置/5基 県設置 風呂・シャワーで50人/日 8/30閉	○	
				風呂	2人用浴槽×1 男女隔日に利用 風呂・シャワーで50人/日	○	
	37	本山第三小学校	本山中町1-2-35	シャワー	2月13日設置 10基 県設置 8基終日使用可 9/3閉	○	
	38	本庄中学校	青木4-4-2	シャワー	2月16日設置 5基(男2・女3) 県設置 14-22時 7/4閉		
公衆浴場等	39	蓬 萊 湯	住吉宮町2-15-3	公衆浴場(共同浴場)	2月1日営業再開	○	
	40	幸 福 温 泉	青木5-15-10	公衆浴場	2月3日営業再開 14-20時 30分 金曜休	○	
	41	常 磐 湯	御影本町8-9-19	公衆浴場	4月1日営業再開 13-23時 土曜休	○	
	42	深 江 温 泉	深江本町3-1-25	公衆浴場	2月24日営業再開 男15-21 女13-21時	○	
	43	第二日の出湯	本庄町2-11-16	公衆浴場	3月26日営業再開 15-22時	○	
	44	本 山 新 温 泉	本山中町3-3-10	公衆浴場	3月27日営業再開 15-20時	○	
	45	稲 荷 湯	深江北町3-10-1	公衆浴場	2月10日営業再開 14-21時 45分 水曜休	○	
	46	兵庫県立健康センター	田中町5-3-20	風呂・シャワー	6月17日より施設開放 大人300円 小人150円 シャワー無料	○	
	47	森 温 泉	森南町1-15-4	公衆浴場	7/15営業再開	○	
自 衛 隊	48	東 灘 小 学 校	深江北町2-4-1	風呂	1/26設置 自衛隊 浴槽20人用1基 男女1日交代 4/11終了	○	
	49	灘中・高等学校	魚崎北町8-5-1	風呂	2月3日設置 自衛隊/浴槽20人1基 小浴槽4基 シャワー24基 4/25終了	○	800
	50	本 庄 小 学 校	青木4-4-1	風呂	1月25日設置 自衛隊 金曜休 一般:13-20時 身障者:12-13時 20人用2基 250名/日 4/25終了	○	800
旅 館	51	御 影 荘	御影町郡家上山田	風呂	入浴料 800円	○	

避難生活が長びくにつれ、特に寝たきりになりやすい高齢者には、湿気を含んだ布団は冷湿環境となり健康への影響も大きくなった。また、ダニ等の発生も懸念されるようになり、各避難所へ布団・毛布の乾燥車を派遣した。

表-19 布団乾燥車稼働状況

	出 動 日 数	避 難 所 数	台 数	処 理 枚 数			計
				毛 布	布 団	マ ッ ト	
2 月	2	2	4	550	70	0	620
3 月	10	25	19	3,044	483	0	3,527
4 月	9	19	15	1,377	470	0	1,847
5 月	2	3	5	338	149	130	617
6 月	2	2	2	78	65	0	143
7 月	1	1	1	32	36	0	68
計	26	52	46	5,419	1,273	130	6,822

さらに、毛布類の汚れが目立ち始めた4月から、クリーニング済毛布の交換サービスを実施し避難者の利用に供した。

表-20 クリーニング済毛布の交換

	案 内 箇 所	避 難 所 数	利 用 者	毛 布 枚 数	再 生 不 能 数	再 生 不 能 %
4 月	47	21	429	1,090	436	40.0
5 月	47	22	不 明	713	228	32.0
6 月	—	6	不 明	144	82	57.0
7 月	—	2	不 明	230	112	49.0
計	94	51	不 明	2,177	858	39.0

暖かくなるにつれ特に5月の連休明けから各種害虫相談が多発し、現場指導や必要な薬剤・消毒器具の貸出しを行なった。

表-21 避難所及び仮設住宅の衛生害虫相談受付状況

月	1 / 17~	2	3	4	5	6	7	8	計
ハ エ				6	26(3)	15(3)	5(2)	3(1)	55(6)
蚊					16(2)	18(2)	13(9)	1	48(13)
ゴキブリ				1	1	3	1	6	12
ダ ニ		1		2	3	2		11	19
シ ラ ミ		2			2(2)		1(1)		5(3)
ム カ デ						3(1)	1	1(1)	5(2)
ナメクジ					1	2			3
ア リ					3(2)	2	1	4(4)	10(6)
ノ ミ	1						1(1)	2(1)	4(2)
ハ チ							1(1)	1(1)	2(2)
ブ ユ							1(1)		1(1)
ネズミ			2	1	4	4(2)		1(1)	12(3)
ハ ト					2(1)			1	3(1)
その 他			1		2(1)		1(1)	1(1)	5(3)
計	1	3	3	10	60(11)	49(5)	26(16)	32(10)	184(42)

() 内は仮設住宅分の再掲

なお、理容所やコインランドリー等の便民施設の開設状況は、地図を添えるなど常に最新情報を収集・発信した。

○生活情報サービス

・公衆浴場、仮設シャワー等	2月3日から
・コインランドリー	2月4日から
・理容所(含 洗髪なし)	2月7日から
・クリーニング所	2月9日から
・美容所(含 カットののみ)	2月13日から

(2) 食品衛生・生活衛生対策

① 避難所用弁当調製施設の指導

3月にはいり寒気も緩み、関東北陸から四国・九州の遠方より交通渋滞の中を調達せざるを得ない弁当から、異臭・腐敗臭の発生など苦情が多発し始めた。

表-22 避難所からの食品苦情と相談

(1/17～8/20)

		月	1	2	3	4	5	6	7	8	計
受付件数			1	1	7	2	3	1	1	0	16
内容	異物混入					1	1	1			3
	カビの発生			1							1
	腐敗・変敗			2					1		3
	異臭			4			2				6
	身体的異常訴え		1	1							2
	表示					1					1

一方、ライフラインの復旧と避難者数の減少もあって、3月10日から弁当発注先も市内・近隣製造所への切り替えを始め、5月にはほぼ市内で供給する体制となった。

東灘区内の弁当調製施設は、これらの約4割を賄い、区内避難所の全てに供給した。

表-23 月別弁当配給数と区内調製数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
配給数	東灘	780,404	1,051,670	674,978	264,119	178,952	112,260	83,276	31,053	3,176,712
	全市	3,175,224	5,291,572	3,648,554	1,706,020	1,199,141	801,920	583,686	242,276	16,648,393
区内調製数				165,627	188,279	418,576	349,849	252,571	103,350	1,478,432

避難所での弁当の保管や早期喫食指導と共に、元栓対策として弁当調製施設の衛生指導を徹底した。立入調査や収去検査を連続し、検査データに基づく工程チェック、衛生教育、健康管理を充実させた。

表-24 弁当調製施設監視・検査件数

月	3	4	5	6	7	8	計
施設数	2	2	3	3	3	3	
監視件数	26	11	35	37	52	36	197
検査件数	141	58	222	260	428	288	1,397

長期間に渡る弁当による食事は、冷えきった上に単調な油っこい味つけ、繰り返しメニュー、野菜不足や栄養面のかたより等の批判・要望も多かった。限られた委託料金の中で可能なかぎりのメニューの多様化・栄養計算・減塩等の指導を行い、一部の避難者からは礼状も得られた。

③ 営業施設の被災調査と衛生指導

飲食店等各種営業施設の被害状況や営業再開状況をは握し、必要な衛生指導を実施するため2月

上旬から3月中旬に全施設調査を実施した。食品関係3,000施設の20%以上、環境衛生関係500施設の40%以上が全半壊の被害を受けた。

市場内に多い豆腐製造業や食肉販売業、酒類製造業の伝統的な木造蔵が大きな被害を受け、公衆浴場のほか家族営業の多いクリーニング所や理容所などの損害（全半壊）が目立った。

表-25 業種別被害状況

	業 種	施設数	全・半壊 (%)
食品営業関係	豆腐製造業	23	15(65.2)
	酒類製造業	39	19(48.7)
	食肉販売業	159	49(30.8)
	飲食店営業	1,623	363(22.4)
	菓子製造業	165	37(22.4)
	全業種	2,904	619(21.3)
食鳥処理事業関係	認定小規模食鳥処理場	18	9(50.0)
公設市場関係	公設市場等	19	14(73.7)

表-26 業種別被災状況

業 種	施設数	全・半壊 (%)
公衆浴場	21	21(100.0)
クリーニング所	94	54(57.4)
理容所	105	48(45.7)
美容所	212	69(32.5)
旅館	13	3(23.0)
興行場	3	0(0.0)
全 体	448	195(43.5)

ビル・マンション等2,200施設は3月中旬から全戸調査による受水槽の被害調査を行い建物の15%が全半壊し、受水槽の10%が破損していた。

表-27 建物の被災状況

区分	合計	全 壊		全 焼		半 壊	半 焼	不 明	一 部 破 壊	直 結			該 当 な し
		撤去待等	撤去済み	撤去待等	撤去済み					全 壊	半 壊	使用可能	
全施設	2,221	185	19	1	1	102	1	42	1,578	1	1	158	132
簡専水	387	26	1	-	-	17	-	2	341	-	-	-	-
小規模	377	32	2	-	-	19	-	10	303	-	-	11	-
未届出	1,457	127	16	1	1	66	1	30	934	1	1	147	132

表-28 受水槽の被災状況

区 分	合 計	破 損	破 損				使 用 可	不 明
			要 修 理	修 理 済	取 替 済	破損により直結		
全 施 設	2,221	205	87	89	10	19	1,897	119
簡 専 水	387	37	15	20	2	-	347	3
小 規 模	377	41	17	21	-	3	316	20
未 届 出	1,457	127	55	48	8	16	1,234	96

③ 営業許可施設の廃業・新規許可指導

震災により全半壊した個人や中小企業施設については、営業再開時の新規営業許可申請手数料を減免（H8. 1. 17まで）し、復興の支援を行った。

食品関係営業163件、環境衛生関係営業83件がこれを利用し営業を再開した。

その外、理・美容師等の免許の無料再交付（91件）や、営業証明書の交付（193件）を行った。

(3) 動物保護対策

震災は人に甚大な被害を与えたが、飼い主と共に生活している動物にも大きな影響を及ぼした。多くのペット動物は飼い主を・餌を求め、あるいは激変した環境下でペット動物の生活は困難を極めた。

また、これらの動物は家族の一員として共に生活するという心の絆で結ばれており、避難所においても飼い主は動物と暮らすことで、心の安らぎを得ようとしたり、ペットを抱いて暖を取ったりしていた。

1. 避難所等の指導

震災直後は、緊急物資の搬入・遺体処理などの作業で多忙を極め、動物保護対策については着手できなかった。

1月26日に防疫班(消毒班)により相談先獣医科病院名簿を各避難所に掲示し、餌や怪我の治療・飼えない動物の一時預かりについての指導を始めた。1月28日には避難所でのペットトラブル予防のための節度ある飼育や迷惑を少なくする工夫をお願いする掲示を主な避難所(120カ所)に行ない、重ねて餌や飼育相談先名簿の周知に努めた。

さらに2月11日からは被災動物の相談先と共に、区内の開業している獣医師診療所を調査し、一覧表として案内した。

3月28日から主な避難所70カ所(避難者5,884人)について、同伴動物の飼育実態調査を行なった。

表-29 避難所における動物飼育頭数

種 類	犬	猫	小 鳥	ハムスター	うさぎ	計
頭 数	92	18	7	3	1	121

最も多いところでは、犬を15頭同伴している避難所があり、10頭以上の動物飼育避難所が4カ所あった。

避難者が寝泊まりする室内において、犬の2 / 3 (60頭)が飼育されており、犬の飼育にともなうトラブルが見られた5施設は、室内～廊下で飼育されていた避難所であった。

表-30 避難所における飼育状況と苦情について

	犬のみ	猫のみ	その他のみ	犬・猫	犬・その他	猫・その他	犬猫その他	計
飼育施設数	22	1	2	7	4	0	1	37
苦情発生施設	3	0	0	0	1	0	1	5
苦情件数	4	0	0	0	1	0	2	7
苦情内容								
鳴き声	2	0	0	0	0	0	1	3
糞	1	0	0	0	0	0	0	1
臭い	1	0	0	0	0	0	1	2
室内飼育	0	0	0	0	1	0	0	1

ペット飼育35カ所（犬32、猫9、その他7）

2. 放浪犬対策

飼い主不明の放浪犬等の対策は当初保健所にはその余力がなく、兵庫県南部地震動物救援本部（社）兵庫県獣医師会、（社）神戸市獣医師会、日本動物福祉協会阪神支部）、及びボランティアグループによる救済・支援に頼らざるを得なかった。震災による影響が長期化するにつれ、これらの団体・グループは飼い主とはぐれたり、飼えなくなった犬・猫などを長期間保護すると共に、里親との縁組み活動を行ない、行政が行うことが困難な動物の救護活動に力を発揮した。

「震災対策」防疫班活動一覽表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
救援物資の搬出入	1/17～								
遺体対策	1/18～2/9		延べ40班 141名 32.30kg						
棺配布・組立、ドライアイス搬入・棺挿入			(24安置所 延べ140ヵ所 1,282遺体 延べ2,085遺体)						
安置所消毒	消毒								
消毒作業	↓管理不良なものに限定								
避難所トイレ・公衆トイレ・仮設トイレ(仮設トイレ692基)	1/22～	消毒(クレゾール散布)2/15～(クレゾール・消臭剤・殺虫剤)延 264班 830人 2,822ヵ所		1/22～10/16	293班	917人	2,867ヵ所		
消毒器材・薬剤配布	1/22散布機・クレゾール貸出助成 各種消毒薬 殺虫剤助成 噴霧器 176ヵ所 クレゾール 441ヵ所 逆性石けん 386ヵ所 逆性石けんアルコール溶液 241ヵ所 アルコールスプレー70ヵ所 殺虫剤 112ヵ所								
避難所159・公園トイレ55	散布機・各種消毒薬貸出助成・殺虫剤助成								
仮設住宅・一般住宅・自治会・企業									
避難所対策									
避難所衛生実態調査(1～8次)	1/22～	24～	2/11～	2/24～	3/27～	4/11	5/11～	7/15～	
水の衛生	1/23～(飲料水)								
食品衛生(弁当・炊出)弁当320万食	1/22～炊出 2/11～弁当保管		保冷庫使用			食中毒警報			
配給弁当製造所監視・指導150万食(3社)収去検査1,379件	3/10～検査・調整所監視指導・衛生教育								
寝具類の衛生	2/14～7/16乾燥車配車 52ヵ所・46台・6,822枚 4/12～7/5 クリーニング済み毛布交換サービス 51ヵ所・2,177枚+852枚廃棄								
仮設風呂	1/22実態調査・誘致 2/17～18衛生指導 3/6～26衛生指導 4/12～18衛生指導 5/17～6/2衛生指導								
衛生害虫	1/24	駆除指導・相談							
同伴動物	1/26～30	指導・啓発 2/11～		指導3/27～31実施調査					
食品・環境衛生営業対策									
公衆浴場	1/24～3/26公衆浴場設置対策・衛生指導 21施設								
食品施設	2/5～3/15被害実態調査 2,094施設 弁当販売等露店・仮設営業許可指導								
理容所	2/7～2/26被害実態調査・衛生指導 105施設								
美容所	2/13～3/18被害実態調査・衛生指導 212施設								
クリーニング所	2/9～3/14被害実態調査・衛生指導 94施設								
旅館	3/9		被害実態調査 13施設						
コインランドリー	2/4	被害実態調査・衛生指導							
受水槽対策									
受水槽施設	3/16～4/11		被害実態調査・衛生指導 2,221施設			5/27遺体ウジ駆除			
仮設住宅対策	建設現場調査		環境調査		衛生害虫対策 散布機・各種殺虫剤貸出助成指導 入居者調査 夏期対策(訪問指導)				

3. 救援・生活支援活動

① 義援金の受入

義援金は平成7年1月20日に最初に受入れた。その後平成8年3月末日現在で221件・12,107,313円を受入れた。

月別で見ると、平成7年2月を最高に、平成7年1月から3月の間で、179件・10,248,360円となっており、この間に件数で全体の81%、金額では85%を受入れた。

高額のものとしては、100万円が3件、50万円が4件、30万～20万円が7件などとなっている。

受入れた義援金は神戸市災害対策本部民生部へ振込送付した。

表-1 月別受入状況

平成7年1月	46件	2,673,231円
2月	104	5,116,109
3月	29	2,459,020
4月	8	88,390
5月	6	335,520
6月	3	110,347
7月	4	245,025
8月	7	827,770
9月	2	42,250
10月	1	61,529
11月	1	2,678
12月	2	52,711
8年1月	5	56,433
2月	1	13,300
3月	2	23,000
計	221	12,107,313

②義援金・見舞金の交付

阪神・淡路大震災の被災者に対し、国の内外から寄せられた義援金の配分計画（別表義援金配分計画）が「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会※」で決定され、各被災自治体に配分されたのを受け、被災者への交付事務を行った。東灘区災害対策本部では、第1次配分「死亡者、行方不明者見舞金」、「住家損壊見舞金」及び第2次配分「重傷者見舞金」の交付を行った。また、住家の被害を受けた世帯等に対する「神戸市災害見舞金」、「兵庫県災害援護金」の交付を行った。なお、第2次配分の「要援護家庭激励金」及び第3次配分の「住宅助成」の相談・用紙配付を行っている。

(1) 第1次義援金の交付

死亡者・行方不明者見舞金、住家損壊見舞金

第1次義援金の交付は、「死亡者」、「行方不明者」の人的損害及び住家損壊（全壊・全焼・半壊・半焼）の物的損害に対し行った。

受付は、2月6日から行い、申請・交付の大部分が終了（43,038件）した4月24日を以て原則として終了した。これ以後は、遠隔地への避難等特別な事情がある場合の対応として、4月25日より神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金の交付と同時受付の形で行った。以後、受付場所、義援金等の交付方法を変えながらも事務を続けている。

交付金額

ア. 死亡者	100,000円
イ. 行方不明者	100,000円
ウ. 住家（全壊・全焼・半壊・半焼）	100,000円

交付方法

窓口受付での義援金等の交付方法は、平成7年2月6日から平成7年6月30日までは「引換証」（翌日以降神戸市内の指定銀行で現金と引換え）、平成7年7月1日からは申請者の指定する銀行口座への振込により行った。

申請受付場所は、適当な会場の確保に苦勞したがコープこうべのご協力を得て、その施設を中心に次表の場所で行った。なお、会場は住家損壊見舞金の申請に住家の被害について発行される「り災証明書」が必要なことから「り災証明書」発行と同じ場所で行った。

期 間	場 所	備 考
2月6日～2月10日	コープこうべ生活文化センター（体育館）	り災証明と同じ場所
2月13日～3月3日	コープこうべ生活文化センター（ホール）	同 上
3月6日～4月21日	シーア駐車場（4F）	同 上
4月24日～5月19日	シーア駐車場（屋外）仮設テント	同 上 市県見舞金と同時受付
5月22日～6月30日	区役所分室（3F会議室）	同 上 市県見舞金と同時受付
7月3日～9月1日	区役所分室（2F東会議室）	同 上 市県見舞金と同時受付
9月4日～	区役所2階福利課	り災証明 市民課 市県見舞金と同時受付

※兵庫県南部地震災害義援金募集委員会

兵庫県、大阪府、神戸市、津名町（淡路10町代表）の4自治体、日本赤十字社兵庫県支部、同大阪府支部、兵庫県共同募金会、大阪府共同募金会、兵庫県市町会、同町村会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、報道機関14の26団体で構成

交付対象

義援金の交付対象者は、当初、住民登録・外国人登録を絶対条件としたため、住民登録・外国人登録外の方々からの義援金交付の要望が強く、交付会場は混乱した。2月11日より交付対象が市内に居住していた被災者に拡大された。

(当初)

神戸市内に住民登録・外国人登録を有し、今回のり災により、死亡・行方不明の被害および全壊・全焼・半壊・半焼の住民登録・外国人登録上住家の被害をうけた世帯。

(拡大後)

神戸市内に居住し、今回にり災により、死亡・行方不明の被害及び全壊・全焼・半壊・半焼の住家の被害を受けた世帯。

拡大されたいわゆる「事実居住」の世帯については、居住事実の確認資料として「被災当時、被災された住家に居住していたことが証明できる書類」（例、賃貸契約書・光熱費などの支払い証明書・会社などでの住居届け出の証明書・郵便物など居住地住所と申請者名が記載されているもの）と住民登録住所地の住民票が必要となった。

また、請求者の範囲について、当初、①住民登録・外国人登録上の同一世帯員、②住民登録・外国人登録上の住所地が同一の者、③扶養関係などによる同一生計者、であったため単身で市内に居住し、被災された方の遺族の方の多くが義援金の交付対象から除外されていたが、死亡・行方不明被害に対する義援金については④配偶者・子・父母・孫・祖父母まで請求者として認められた。

交付事務執行体制

義援金交付は、班長、副班長以下「申請用紙交付係」、「記載指導係」、「受付係」、「住民基本台帳照合係」、「引換証作成係」、「引換証交付係」、「相談コーナー」、「集計・申請書整理係」、「総務係」の9係で事務を分担し行った。

この義援金の交付事務には2月6日から全日本自治団体労働組合本部、厚生省を通じ政令指定都市及び都道府県、東京都特別区及び全国の自治体からの応援を受け実施した。

交付状況（平成8年3月末現在）

	申 請 件 数			
	全壊・全焼	半壊・半焼	死亡・行方不明	合 計
東灘区	25,827	18,378	1,197	45,402
神戸市	117,292	121,971	3,656	242,919

(2) 重傷者見舞金

義援金の第2次配分として「重傷者見舞金」と「神戸市災害見舞金」・「兵庫県災害義援金」の交付が5月23日から行われた。

対象者は今回の震災により1か月以上の治療を要した負傷者で、申請は医師の証明書等を申請書に添し、東灘区災害対策本部に郵送することとし、区本部で審査後、申請者の指定した銀行等の口座に振り込まれた。

交付金額	72,000円	
内訳	重傷者見舞金	50,000円
	神戸市災害見舞金	12,000円
	兵庫県災害援護金	10,000円

交付状況（平成8年3月末現在）

1,783件、128,376千円が交付済み。

(3) 神戸市災害見舞金・兵庫県災害義援金の支給

神戸市内に住所を有し、今回の震災により、住家が全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受けた世帯に対し、義援金（2月6日から交付）に引き続き、神戸市災害見舞金を全壊・全焼の世帯に4万円、半壊・半焼の世帯に2万円を支給した。

この見舞金の支給に際し、兵庫県の「災害援護金の支給に関する規則」に基づく兵庫県災害援護金（全壊・全焼10万円、半壊・半焼5万円）の支給も合わせて行った。

	神戸市災害見舞金	兵庫県災害援護金
住家の全壊・全焼	40,000円	100,000円
住家の半壊・半焼	20,000円	50,000円

申請は、3月13日から申請書、り災証明書の写等を区災害対策本部に郵送する方法とし、審査のうえ申請者が指定する銀行口座に振り込まれた。

4月25日からは、引き続き郵送による受付を継続するとともに窓口受付を開始した。窓口では市・県見舞金と義援金第1次配分の同時受け付けを行った。見舞金等の交付は、引換証を翌日以降に指定金融機関で現金と引き換える方法で行った。なお、7月1日より市・県見舞金、第一次義援金と共に口座振替による交付に変更した。

申請受付は、遠隔地への避難者など特別な事情のある方のため、現在も引き続き受付を行っている。

交付状況

（平成8年3月末現在）

	申 請 件 数		
	全壊・全焼	半壊・半焼	合 計
東灘区	26,334	18,581	44,915

（注）半壊・半焼件数には半壊から全壊への変更に伴う差額支給分が含まれている。

(4) その他の義援金の交付概要

① 要援護家庭激励金

〔交付対象世帯〕

今回の震災により住家が全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受け、①ひとり暮らし老人②要介護老人③母子世帯④父子世帯⑤両親のいない児童⑥重度障害者⑦生活保護⑧特定疾患患者⑨公害認定患者⑩原爆被爆者のいずれかに該当する世帯（別表義援金配分計画参照）

該当基準日 平成7年1月17日

〔交付金額〕

1世帯あたり30万円

〔申請受付期間〕

平成7年5月23日～6月9日

〔申請方法等〕

申請書・区分毎の資料の写しを神戸市民福祉交流センター内の「神戸市要援護家庭激励金の係」へ郵送、審査の後、申請者の指定する銀行口座に振り込まれた。

② 住宅助成義援金

〔交付対象世帯〕

兵庫県南部地震により、住家が全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受け、世帯の主たる生計維持者の前年分の所得税法第22条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計が1,000万円以下の世帯で次の項目に該当する世帯。

ア. 持ち家修繕助成（修繕経費が200万円以上の場合）

震災当時自らお住まいであった持ち家を修繕した場合。

イ. 民間賃貸住宅入居助成

震災当時自らお住まいであった住家が住めなくなり、民間の賃貸住宅に移り住まれた場合。

ウ. 住宅再建助成（再建経費が200万円以上の場合）

（ア）住家建て替えの場合。

震災当時自らお住まいであった持ち家を新たに建て替えた場合

（イ）住家を新規に購入した場合。

震災当時自らお住まいであった住家が住めなくなり、新たに住家として購入した場合。

〔交付金額〕

持ち家修繕助成、民間賃貸住宅入居助成、住宅再建助成のいずれも30万円
各項目の重複交付は出来ない。また、1世帯1回限りの交付

〔申請受付期間〕

平成7年8月21日～平成10年3月31日

〔申請方法等〕

申請書・区分毎の証拠資料の写し等を神戸市民福祉交流センター内の「住宅助成義援金の係」へ郵送、審査の後、申請者の指定する銀行口座に振り込まれた。

③ 被災児童・生徒教育助成資金

〔支給対象〕

震災により住家が全壊・全焼・半壊・半焼している場合で下記のいずれかに該当する者

(保育園児・幼稚園児・小学生・中学生)

	支 給 対 象
新 入 生 助 成 { 制服および体操服 } { 購入費等 }	(1) 平成7年度に学校教育法に定める小学校、中学校、盲学校・聾学校・養護学校（高等部を除く）の第1学年に新入生として入学する者 (2) 学校教育法に定める幼稚園・児童福祉法で認可された保育園の児童のうち次の者 ① 1月18日～3月31日に新入園した児童。ただし、平成7年度に学校教育法に定める幼稚園、小学校に入学する者を除く ② 平成7年度に新入園する児童

(高校生)

教科書購入費助成	平成7年4月2日現在、18歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校に現に在学している者で、震災により学校における授業料の減免・猶予等を受けている者
新入生助成 制服および体操服購入費等	平成7年度に学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、盲学校・聾学校・養護学校（高等部）の第1学年に新入生として入学する者で震災により学校において授業料の減免・猶予等を受けている者

(1人当たり交付額)

保育園・幼稚園 新入園児	1万円	新入生助成のみ
小学校、盲・聾・養護学校小学部 新入生	2万円	
中学校、盲・聾・養護学校中学部 新入生	5万円	
全日制高等学校、高等専門学校 新入生	7万円	{ 教科書購入費助成 2万円 新入生助成 5万円
定時制・通信制高等学校、盲・聾・養護学校中学部 新入生	5万円	新入生助成のみ
全日制高等学校、高等専門学校 2・3年生	2万円	教科書購入費助成のみ

〔申請方法等〕

通園・通学している保育園・学校園から「交付申請書」を受け取って、保育園・学校園に提出する。

④ 被災児童特別教育資金

〔対象者〕

神戸市災害弔慰金を受け、つぎのいずれかに該当する児童

ア. 震災に起因する理由により、父母の両方が死亡した児童

イ. 震災に起因する理由により、父母の一方が死亡した児童。

ウ. 平成7年1月17日以前から両親または父母の一方がいなくて、児童と生計を一にし、現に養育していた保護者が震災に起因する理由により死亡したことにより、事実上アまたはイと同じ状況になった児童

※児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人

〔支給金額〕

児童一人当たり100万円（誕生日により一括または分割で支給＝表）

〔受給者〕

ア. 父母の一方が亡くなった場合は、他の一方

イ. 父母の両方が亡くなった場合は、民法上の指定後見人（指定後見人がいない場合は選定後見人）

（単位：万円）

誕生日	支給年月				
	8年 1月	8年 3月	9年 3月	10年 3月	11年 3月
昭51年4月2日～昭53年4月1日	100	—	—	—	—
昭53年4月2日～昭54年4月1日	50	50	—	—	—
昭54年4月2日～昭55年4月1日	40	30	30	—	—
昭55年4月2日～昭56年4月1日	30	30	20	20	—
昭56年4月2日～平7年4月1日	20	20	20	20	20

表-2 義援金配分計画

区 分		内 容	配 分 額 (千円)	資金計画	
一配 次分	死亡者、行方不明者見舞金	死亡者・行方不明者に見舞金を支給する。	100	約 490 億円	
	住家損壊見舞金	全壊・全焼	住家の損壊（全壊・全焼）した世帯に見舞金を支給する。		100
		半壊・半焼	住家の損壊（半壊・半焼）した世帯に見舞金を支給する。		100
二 次 配 分	重 傷 者 見 舞 金	1か月以上の治療を要する負傷者に見舞金を支給する。	50	約 190 億円	
	要 援 護 家 庭 激 励 金	住家が全壊（焼）・半壊（焼）した要援護家庭における生活基盤の回復と自立助長を促すため激励金を支給する。	300		
	ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人			
	要 介 護 老 人	在宅老人介護手当の受給者のいる世帯			
	母 子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯			
	父 子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯			
	両親のいない児童	父母の両方がない児童が同居している世帯			
	重 度 障 害 者	○1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（児）及びこれらの者が同居している世帯 ○A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者（児）及びこれらの者が同居している世帯 ○1級の特別障害者証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯			
	生 活 保 護	生活保護法による保護を受けている世帯			
	特 定 疾 患 患 者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯			
	公 害 認 定 患 者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯			
原 爆 被 爆 者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯				
三 次 配 分 (教 育)	被災児童・生徒教育助成金	被災を受けた児童及び生徒の修学を支援するため、教育助成金を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 高校生教科書助成 高校生の新入生助成 保育所、幼稚園、小学生、中学生の新入生助成 	20 50 保幼 10 小 20 中 50	約 1,007 億円	
	被災児童特別教育資金	両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないため、特別教育資金を支給する。	1,000		
三 次 配 分 (住 宅 配 分)	住宅助成	持ち家修繕助成	全壊（焼）・半壊（焼）した持ち家（住家）早期復旧を支援するため、住宅を修繕する者に助成する。	300	
		賃貸住宅入居助成	住家が全壊（焼）・半壊（焼）した世帯の住宅の確保を容易にするため、民間賃貸住宅に入居する者に家賃及び敷金等の一部として助成する。	300	

③生活福祉資金特別貸付

1月25日、急遽民生局から福祉事務所長に会議の招集があり、生活福祉資金特別貸付の取扱いを、1月27日から実施することが決まったとの報告があった。

震災後1週間の混乱の中で、貸付を行なう場所の確保と人員の確保が大きな問題であった。

実施に当たっての、詳細が決まったのは26日の昼頃、関係書類が届いたのは26日の深夜であった。

徹夜で準備をし、27日朝9時30分より区役所地下食堂で受付を始めた。

当日、業務に当たった人員は、福祉事務所12人、保育所保母25人、他から応援4人の41人体制であった。

広い場所が確保できたこと、保育所の保母さんがよく頑張ってくれたことで、大した混乱もなく対処できた。

28日からは他都市社会福祉協議会からのベテラン職員の応援も加わった。

二重貸付防止の為の名簿作成、他区の福祉事務所と名簿の交換等、不正の防止に最大の努力をした。

東灘区での貸付件数は3,800件、貸付金額は5億9千万円に達した。

2月9日で貸付は打ち切りになったが、震災後の混乱の中で広報が十分に伝わらず、しばらくの間は打ち切りを知らず申し込みに来られた方も多く、断わりの事情説明に苦勞した。

表-3 申込件数・金額

月日	1/27	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/6	2/7	2/8	2/9	合計
件数	114	348	334	308	376	297	482	327	427	776	3,789
金額	17,400	53,500	52,300	47,800	57,900	45,900	75,000	52,500	67,100	122,200	591,600

(金額は千円)

④国保料等の減免

(1) 「老人医療(老人保健)一部負担金等の免除」

阪神・淡路大震災の被災のため、健康保険被保険者証・健康手帳(老人保健法医療受給者証)を焼失あるいは家に残したまま避難しているため、医療機関に提示できない場合、老人医療受給対象者にあつては住所の申告により受診できる取扱いとなった。このため、医療機関より受給者番号・市町村番号の問い合わせが殺到することになった。この特例は、2月末までの扱いで3月1日以降は原則として被保険者証・健康手帳等で資格を確認することとなったため、今度は再交付を求める市民が多数来庁した。

① 医療費の支払猶予

被災により、一部負担金及び入院時の食事療養にかかる標準負担額(以下「標準負担額」という。)の支払いが困難な方について、次のいずれかの申立をした者については、平成7年3月末まで支払が猶予されることになった。

ア. 住家の全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

イ. 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨

なお、健康保険の一部負担金の免除の特例等が「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「特別法」という。)」に盛り込まれ、支払いを猶予されている一部負担金については1月17日に遡って何らの手続をすることなく、その支払いを免除されることと

なった。

② 医療費（一部負担金・標準負担額）の支払免除

特別法の成立に伴い次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、平成7年1月17日から平成7年12月31日までの間一部負担金が免除されることとなった。

- (1) 阪神・淡路大震災のため a 老人医療受給対象者又は b 主たる生計維持者が以下の事由のいずれかに該当したことにより、①市民税が減免又は②生活保護法に規定する要保護者となっていること。
- ア 住家の全半壊・全半焼の損害を受けたこと。
 - イ 死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
 - ウ 事業または業務の休廃止、失業により著しく収入が減収したこと。
 - エ その他上記に準ずる事情であって一部負担均等を支払うことが困難になるおそれがあると認められる特別の事情があること。
- (2) (1)に準じる事由があること。
- (3) 主たる生計維持者が①市民税非課税若しくは減免該当者又は②要保護者である場合に、阪神・淡路大震災のため当該主たる生計維持者が(1)の（ア、イ、ウ、エ）に該当したこと。

また、標準負担額については、現行老人保健法上災害による減免規定は設けられていないが、厚生大臣が定める日(平成7年5月31日)までの間は、特別法により一部負担金と同様に免除されることとなった。

対 象 者	免 除 期 間	
	一 部 負 担 金	入 院 時 食 事 の 標 準 負 担 額
震災により住家が全半壊・全半焼の被災をした人	平成7年12月31日まで	平成7年5月31日まで
震災により世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った人		
震災により世帯主が現在、業務を廃止または休止している人		
震災により世帯主が現在、失職し収入のない人		

③ 被災老人医療受給対象者認定証の交付

一部負担金の免除の取扱いをうけるためには、平成7年4月1日以降は医療機関に市長の発行する「被災老人医療受給対象者認定証（以下「認定証」という。）」の提示を必要としたため、認定証を求める申請者が殺到した。被災老人医療受給対象者認定証の交付状況は次のとおりである。

表-4 被災老人医療受給対象者認定証の交付状況

(単位：件)

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
2,137	4,200	1,105	196	278	215	218	157	150	65	8,721

(備考) 3月25日から受付開始。

④ 医療費の支給

やむを得ない理由で、認定証を医療機関に提示できなかったことにより一部負担金等を支払った場合、及び1月17日からの支払猶予期間中に既に一部負担金等を支払った場合はその者の申請に基づき一部負担金等相当額を医療費等として支給することとなった。このため、認定証の交付及び医療費の請求手続きのため来庁した市民で当該窓口は大混乱の状態となった。なお、医療費の支給件数は、認定証の交付件数とほぼ同数であった。

(2) 国民健康保険

震災により傷病者が激増し、直後より、被保険者からは保険証の再交付依頼が、医療機関からは資格の照会が多数寄せられた。

また、新聞・テレビ等の報道が先行するなか、医療費の一部負担金の免除及び保険料の減免等の震災特例措置に関する情報確認を始め、保険給付を主体に国保制度全般に関する問合せ及び義援金等救援事業についての問合せが窓口・電話に殺到した。

特に、一部負担金免除及び保険料減免の各申請受付を開始した3月22日以降、窓口来庁者が殺到し通路・ホールを埋める状況となった。この混乱は5月中旬まで続いた。

国保オンラインシステムは震災により停止、1月23日に復旧。窓口業務は、保険証再製作等の準備のうえ1月30日より、震災発生以来の物資供給等救援活動と並行しつつ、再開した。

国民健康保険においては、被災世帯の救済と市民生活の安定に寄与するため、関係機関との連携のもと震災対策として以下の特例措置を講じた。

① 証提示なしでの保険診療の実施（平成7年1月19日）

被災のため焼失あるいは避難中等により被保険者証を医療機関に提示できなくとも、「住所」「氏名」「生年月日」「保険種類」を申し出ることにより保険診療を受けることができる措置がとられた。

② 一部負担金及び入院時食事療養費の支払猶予（平成7年1月20日）

被災者の医療確保を図るため、住家に著しい損傷を被った世帯又は主たる生計維持者が死亡・重傷を負った世帯で一部負担金及び入院時食事療養費の支払いが困難な世帯に対し、2月までの診療分について当面2月末日まで支払いを猶予することとした。

平成7年2月24日、3月までの診療分についても、3月末日まで支払いを猶予する延長がなされた。

③ 保険料納付期限の延長（平成7年1月22日）

多数の被保険者が甚大な被害を受け、避難生活を余儀なくされている現状から、震災後に納期の到来する平成6年度8期、9期分の国民健康保険料の納付期限を平成7年3月末まで延長した。

この措置に併せ、平成6年度保険料の口座引き落としを停止した。

なお、納付期限の延長・口座停止により3月末に10期分も併せ一括全世界帯に納付書を送付した。

④ 保険証再交付申請に対する即日交付（平成7年1月23日）

保険証の再交付については、本来、「お知らせ」ハガキの発送・持参により本人確認のうえ交付するが、この手続きを省略し、申請内容を国保オンラインで確認し、即日交付することとした。

東灘区においては、り災世帯が全区域におよび多数の申請が予想され手書き作成では対応が不可能と判断されたため、JR線以南を対象に機械による再製作を実施し、この完成に併せ窓口を再開した。

なお、即日交付の取扱いは、平成7年5月10日までとし、以後、従来の取扱いとした。

⑤ 新規加入者への保険証交付・証番号告知について（平成7年1月23日）

新規加入については、従来どおりハガキの発送・持参により本人確認のうえ、保険証を交付することを原則とするが、緊急時での医療受診を考慮し、申請者に証番号を告知し、医療機関に申し出ることにより保険診療が可能となる対応を行った。

⑥ 葬祭費申請時の添付書類の省略及び支給方法の簡略化措置（平成7年1月23日）

葬祭費申請時の添付書類について、会葬礼状等葬祭実行者の確認書類を省略し、死亡診断書又は死体埋火葬許可証の添付で可能とした。

また、支給については「口座払い」が望ましいが、「窓口払い」については、郵便事情等により「決定通知書」が受け取れない場合は運転免許書・保険証等により確認し支払う簡略化を図った。

⑦ 納付証明書の無料交付について

領収書の焼失等により、納付の事実が証明できない場合で、納付証明書が必要な時は無料で証明書を交付した。

⑧ 医療費一部負担金及び入院時食事療養費の免除（平成7年3月22日）

り災した被保険者に対し、医療の確保を経済面より支援するため、医療費の一部負担金及び入院時の食事療養費を一定期間免除する措置が講じられた。

免除は、申請により次の要件に該当する者に対し、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」を発行し、医療機関に提示することにより負担金等の免除を受けるものとした。

免除期間は、震災発生日（平成7年1月17日）より、医療費の一部負担金については、り災状況により平成7年9月30日までと平成7年12月31日までの2種とし、入院時食事療養費については平成7年4月30日（後に、平成7年5月31日まで延長）までとされた。

なお、震災発生日（平成7年1月17日）に遡及しての免除適用のため、支払い猶予期間中も含め、医療費を負担した免除適用者からの返還請求を受け付け、医療機関からの診療報酬請求等で確認のうえ還付処理を行った。

〔免除対象者〕

次の対象世帯に属する被保険者全員を免除する。

- ア. 住家が、全半壊・全半焼の被災をした者（平成7年12月31日まで免除）
- イ. 世帯主が、り災により死亡又は重症を負った者（平成7年12月31日まで免除）
- ウ. 世帯主が、り災により業務を休廃止した者（平成7年9月30日まで免除）
- エ. 世帯主が、り災により失職し、現在収入のない者（平成7年9月30日まで免除）

なお、ウ、エに依る者のうち、9月30日以降も事由が継続し、免除措置の取扱いが必要と認められる者については、申請により期限の延長ができるものとした。

表-5 東灘区一部負担金等免除証明書発行枚数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	全市合計
7,823	1,174	647	361	322	(12) 258	(10) 267	(0) 227	(0) 183	(22) 11,262	(281) 78,226

※ 4月分には3月20日以降の発行枚数を含む。

※ 有効期限延長更新世帯は()内に掲示。

⑨ 震災に伴う保険料減免の特例措置について (平成7年3月22日)

震災により、住宅の損壊及び焼失等の著しい被害を被るなど、保険料の支払いが困難となった世帯について、現行の災害減免基準とは別に、「阪神・淡路大震災に伴う国民健康保険料の減免の特例措置に関する規則」を制定し、これに基づき保険料の減免を行った。

震災特例減免は、り災状況・前年所得に応じて、震災発生時(平成7年1月17日)以降に納期が到来する保険料について平成7年度末までの間、実施することとした。

対象は、納付義務者が次の要件に該当する場合に、申請に基づき適用された。

ア. 震災により死亡した場合(全額免除)

イ. 震災により生活保護を受けることとなった場合(全額免除)

ウ. 震災により障害者になった場合(9割減免)

エ. 震災により住居又は家財の損壊程度が下記に該当し、かつ、前年の合計所得が1,000万円以下の世帯について、損壊程度・合計所得に応じて減免

合計所得金額	損壊程度が10分の3以上	損壊程度が10分の5以上
	10分の5未満(半壊・半焼世帯)	(全壊・全焼世帯)
500万円以下	2分の1	全額
500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超 1,000万円以下	8分の1	4分の1

〔震災特例減免世帯数〕平成8年3月末現在

	東灘区	全市
全壊・全焼世帯	9,762世帯	58,568世帯
半壊・半焼世帯	5,208世帯	45,517世帯
死亡	11世帯	39世帯
障害者	1世帯	3世帯
生活保護	1世帯	2世帯
合計	14,982世帯	104,129世帯

(3) 国民年金

① 概要

国民年金係は、震災直後から物資の供給を中心とした救援業務を行っていたが、震災の翌々週頃から経常業務に取り組みはじめ、その後、義援金・見舞金交付等の業務に携わりながら震災に関連した年金業務を行った。その際、社会保険事務所・他都市・他区の職員の応援を仰いだ。

② 保険料免除申請の受付

免除制度は本来所得がない等の理由で保険料の納付が困難な場合に、申請により申請日の前月分からその年の年度末まで保険料の納付を免除するものである。

この震災により、住宅の全壊・半壊・焼失、家財の損失等の被害を受け、保険料の納付が困難な場合に、特例により、所得を問わず、平成6年12月分から平成8年3月分までの間保険料の納付を免除することとなった。これに伴い、免除申請の受付事務を行った。

なお、国民年金保険料の免除制度は、税その他の免除制度と混同され、その後、多数の苦情、手続きの取消申出が寄せられた。

③ 保険料口座振替の停止

保険料は本来毎月27日に指定金融機関の口座から振り替えられるが、震災により1月分と2月分について振替を停止した。これに伴い、1月分については3月1日、2月分については3月20日に別途納付書を送付し、納付してもらうこととなった。

この振替停止に対しては、問い合わせが殺到し、その後保険料の催告書が送付されるに至って多数の苦情が寄せられた。

④ 老齢福祉年金・障害基礎年金等の支給停止解除

所得制限により支給停止となっている老齢福祉年金・障害基礎年金等の受給者で、震災で被害を受けた者は、被災状況届を提出することにより、支給停止が解除されることとなった。これに伴い、当該届の受付を行った。(老齢福祉年金41件、障害基礎年金6件)

⑤ り災証明書の発行

(1) り災届出証明書

り災証明書の発行に先だち、勤務先等へ、何らかの証明を提出する必要にせまられた方を対象に1月27日より、全区でり災届出証明書を発行した。り災証明と異なり、り災物件が本震災により生じたものであることを、確実な証拠によって個々に立証できない場合に発行したものである。

用途は極めて限定されるものであるが区民の方にとっては、り災の届出をしなければ後の施策が受けられないと誤解された方もあり、1日2,000枚～3,000枚発行するという状況になった。2月6日からり災証明書が発行されたことにより、り災届出証明書の発行枚数は減少した。

(2) り災証明書

① 法令上の根拠

り災証明について定めた法令上の規定はないが、地方自治法第2条において防災に関する事務が市町村の事務として規定されており、り災証明は災害救助の一環として行なわれた。

② 証明の内容・効果

り災証明は、建物の被害状況を証明するものであって、建物の所有・占有等の権利関係を証明するものではなく、建物の権利関係、居住状況など個人に関する事項は、登記簿謄本、住民票等で確認することとなる。り災証明は、被災者向け給付金（義援金等）の受給、震災に関する官公署あての申請・公的資金融資申込み等の手続に使用するため、建物の被害状況を証明する事実行為であり何らかの具体的な請求権が発生するものではない。

阪神淡路大震災により発行したり災証明は、建物の全壊・半壊・一部破損・全焼・半焼・水損の6種類であった。発行の対象であるり災者は、建物の倒壊等により被害を受けた所有者・占有者・一時滞在者である。

③ 証明者

倒壊については被災地の区長、焼失については被災地の消防署長。

(3) り災証明発行の経過

① り災調査の実施

平成7年1月29日から2月3日の間、理財局および消防局により神戸市内の全建物を対象に現地調査が行われた。

この調査により、各建物のり災程度を判定、各区のり災台帳が作成された。

② 事務連絡会議の開催

平成7年2月1日、民生局において各区事務担当課に対するり災証明発行事務の説明会が開催され、平成7年2月6日より、土・日・祝日を除き午前9時から午後5時の間、全市一斉にり災証明書を発行することが決定された。

③ 発行会場・期間（併設 義援金申請受付）

ア. 期間 平成7年2月6日～2月10日

会場 コープこうべ生活文化センター地下体育館

イ. 期間 平成7年2月13日～3月2日

会場 コープこうべ生活文化センター5階ホール

ウ. 期間 平成7年3月3日～3月31日

会場 シーア4階駐車場全フロアー

エ. 期間 平成7年4月3日から4月21日

会場 シーア4階駐車場北半分フロアー

オ. 期間 平成7年4月24日～5月19日

会場 シーア駐車場南仮設テント

カ. 期間 平成7年5月22日～6月30日

会場 東灘区役所分室3階会議室

キ. 期間 平成7年7月3日～9月1日

会場 東灘区役所分室2階A会議室

ク. 期間 平成7年9月4日～

会場 東灘区役所市民課

会場の設定については、当初から収容人員の大きい建物で行なう必要があるとの前提で、区内の使用可能な建物を検討した。建物の損傷や避難施設として使用中等困難な問題があったが、コープこうべの協力を得ることができ、2月6日の発行実施が可能となった。

しかし、期間が半年を超えると予想していなかったため以後7回にわたり会場を移動することとなった。

(4) 担当職員

り災証明の受付、発行事務は短時間、大量処理となることから、区職員及び消防職員のみでは、不可能であったため、区以外の他部局職員、自治労、厚生省、他都市自治体職員の応援を得て実施した。

2月6日から5月31日までの間、最大約60人／1日の応援を得た。このほか、会場整理のため、最大20人／1日のガードマンを配置した。

(5) 発行方法

- ① 居住者については、居住者全員の氏名を記載した証明書1枚のみ発行。
- ② 居住者でない所有者については、別途1枚発行。
- ③ 一時滞在者についても別途1枚発行。
- ④ 手数料は無料。

⑤ 証明書は、原則1枚しか発行しないため、提出先には原本提示、コピーで対応することとした。

申請受付に際して、東灘区は当初の混乱回避と申請者の利便を図るため、申請受付月日を指定する整理券方式をとった。初日の2月6日には、午前6時半頃から被災者が並び始め、受付開始の午前9時には千人以上に膨れ上がった。このため、午前8時半頃から整理券を配り始めたが、翌日以降の整理券を手にした市民から強く非難され一時は騒然となった。整理券交付係は、説明に努め当日は7,000枚を交付した。翌日も早朝から多数の被災者が列を作るという状況であったが、事情説明を行ないながら先付の整理券約7千枚を交付した。市民からは休みがとれない等の苦情も多く、整理券交付場所での混乱は続いたが、4月に入り、ようやく整理券なしで受付、交付することが可能になった。

(6) 郵便受付による発行

避難地等の遠隔地からの郵便申請については、り災証明書を郵便により送付することとし、計13,340通(平成8年3月末日現在)を発行した。

(7) 再調査

り災台帳に記載された、り災程度の判定結果に対する不服については、り災証明発行会場の相談コーナーで受け、再調査を行なった。

再調査の申請受付期間は2月6日から4月7日までであったが、東灘区においては、5月31日まで延長した。

再調査班は理財局、東灘区役所、ボランティアの建築士で編成し、最大10班20名が期間中6207件の再調査を行なった。

また、相談コーナーには、非常に多くの被災者が来所し、最大20名がその応待にあったが、限られた陣容と時間での対応は困難なものがあった。

(8) り災証明発行件数 (平成8年3月末日現在)

(単位:枚)

発行総数	全壊	半壊	一部破損	倒壊分計	全焼	半焼	水損	火災分計
78,217	33,550	17,706	26,341	77,597	524	73	23	630

り災証明書

◎太わく部分をご記入ください。

Ⅱ・応急対策の実施

申請者	住所（現在の連絡先を記載してください。） ☎（ ） -
	氏名（り災者と同じ場合は記載不要です。） 明・大・昭・平 年 月 日生
り災者氏名	フリガナ _____ 印
り災場所等	神戸市 区 町通
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 非住宅 （り災家屋の所有者を記載してください。）
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊（5割以上） <input type="checkbox"/> 半壊（2割～5割未満） <input type="checkbox"/> 一部破損（2割未満）

※り災証明書の再発行はいたしかねますので 原本は大切に保管してください。

兵庫県南部地震に伴い生じた「り災」の状況は上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

神戸市 東灘 区 長 印

⑥倒壊家屋等の解体撤去

(1) 倒壊家屋等の状況

① 倒壊家屋等の状況（8. 3. 1現在）

ア. 区内家屋等棟数	39,003棟	(全市397,977棟)	
イ. 区内全半壊棟数	19,225棟	(全市122,566棟)	
ウ. 区内要解体棟数	13,902棟	(全市 65,503棟)	
エ. 区内解体済棟数	13,719棟	(全市 61,100棟)	エ/ウ98.7%
オ. 区受付件数	8,476件		
自衛隊処理件数	203件		
市発注件数	2,616件	(6年度:830、7年度1,786)	
三者契約等件数	5,574件	(三者契約、自己処理、補修その他による取り下げ)	
未処理件数	83件		

② 家屋解体公費負担の考え方

東灘区内での倒壊家屋数は、市内でも長田区と並び最も多い状況となっており、震災直後は壊滅的な状況であり、家屋の解体・処理（の公的関与）についても、地域防災計画上で想定されていなかったことである。

廃棄物の処理は市町村の事務（廃棄物処理法）であるが、家屋等の処理（財産権の行使）は所有者責任であるため、本来、倒壊のおそれのある家屋等の解体は、所有者負担において処理しなければならない。

しかしながら、このたびの阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、被災市町と厚生省との協議（廃棄物処理法の補助金交付要綱の改正〔注1〕）により、①災害復旧の円滑かつ迅速化と、②そのための被災家屋所有者の負担軽減等の観点から、「家屋の解体撤去は市により行う（国と市で1/2ずつ負担）」ものとなった。

事業期間としては、原則として平成7年度内に解体撤去を完了（処分地への搬出を完了）し、8年度中に焼却・埋立等の最終処分を完了することになっている。

〔注1〕

「市町が解体の必要があると判断した家屋、事業所等であって廃棄物として処理することが適当である認められるもので、所有者の承諾のもとに市町が行う解体、収集、運搬及び処分を行う処理事業」が国庫補助事業となった。

③ 区災害対策本部における執行内容・体制等

家屋解体等の事務は、区役所事務分掌ならびに防災計画区本部の事務分担いずれにも基づかない全く特異なものであり、区役所まちづくり推進課を中心とした臨時組織（本庁側は市長室広聴課を中心とした調整会議が立ち上げ、プロジェクトチームとして発足した環境局災害廃棄物対策室が企画・調整機能を果たすこと）によりスタートした。

区役所における事務の内容は、申し込みの受け、現場及び固定資産税台帳の確認、所有者及び関係者の同意の確認、調整、業者への工事発注（7年度からは完了検査）等である。

当該事業は、平成7年1月29日から区役所において、所有者からの申し込み受付を開始し、公共性・緊急性の高いものから順次工事発注等の方法により処理し、平成7年度までに約9割が完了し

た。なお、平成8年度からは環境局に事務を一元化している。

④ 公費解体の方法と概要

ア. 公費解体の要件

- (ア) 所有者の願出（承諾）があること（但し、大企業・公共団体は対象外）。
- (イ) 建物関係権利者（近隣含む）の同意があること。
- (ウ) 現場確認のうえ解体撤去の必要性があると判断できること。
- (エ) 公費解体面積は原則として、課税面積（地上部分）であること。

イ. 公費による家屋の解体撤去（公費負担）の方法

(ア) 自衛隊による解体撤去

東灘区においては、平成7年2月5日に陸上自衛隊第10師団との間で協定を結び、当該協定にもとづき、特に緊急性の高いもの等について、陸上自衛隊第3特科連隊などの自衛隊の各部隊が処理を行った。

（期間：平成7年2月初旬～4月17日）

(イ) 市発注工事による解体撤去

公費解体は、業者への市からの工事発注方式を原則としたが、処理量が膨大であるため、単価契約による業者発注となっている。

平成6年度については、環境局を通じて、単価契約業者に工事発注し解体撤去を行った。

平成7年度については、区役所から直接、単価契約業者に工事発注し解体撤去を行った。特に前期については、区内を約100地区に分割し、各地区毎に業者を配置したことにより、大幅な促進が図られた。

なお、平成8年度は、環境局が単価契約業者に工事発注し解体撤去を行っている。

（期間：平成7年2月初旬～現在進行中）

(ウ) 三者契約方式による解体撤去

市発注を補完するものとして採用された方式であり、市・業者・所有者の三者間で契約を結び、所有者が指定する業者が解体撤去を行い、市が当該業者に対して経費支払いを行う方法である。市民の要望を踏まえ解体促進を図るための例外処置として、平成7年6月までの一定期間、予約申し込み手続きを行い、順次契約手続き等を行っている。

（期間：平成7年2月20日～現在進行中、但し申し込み手続きは7年6月30日で終了）

(エ) 精算方式

震災直後に所有者が業者に解体撤去をさせ経費支払いを行ったもの（自己処理分）について、一定期間に限り標準単価範囲内で経費精算手続きを行った。

（期間：平成7年3月末までに解体撤去済のものに限り、7年4月末まで申し込み手続き）

(2). 区災害対策本部の取り組み

① 平成6年度

ア. 初動期（7. 1. 17～2. 19）

震災直後から、危険家屋の処理に関する区民の要望が相次ぎ、区役所において警察・消防・土木等の関係機関との連絡調整を行うとともに、現場確認等を行い、2月5日からは陸上自衛隊第10師団によって、災害救助作業の一貫として危険物の除去、家屋の解体、道路上の障害物の撤去等を行った。

1月29日からの倒壊危険家屋の申し込み開始を受けて、急遽臨時組織（まちづくり推進課、地域福祉課、都市整備公社、市民局・総務局等の本庁応援）を編成し、受付を開始した。初日から連日約1千人の願出者が殺到したため、一時期は整理券方式による対応を行った。

受付場所を区役所3階から健康センター（田中町5丁目）に移し、「受付班」「資料整理班」「現場確認班」「処理（所有者連絡調整・工事発注等）班」等の各グループを編成し、対応を図った。そして、受付～発注等の状況を一元管理するため、パーソナルコンピューター（MS-DOS「桐」）による台帳整備を開始したことにより、事務処理の効率化を図った（他区でもパソコンを開始した区もあるが、直営方式は東灘区だけである）。

しかしながら、一ヵ月間で約6～7,000件以上の申し込みがあったため、現場確認や、関係者の同意、所有者の確認作業等のため、工事発注ペースが上がらず、実際の解体が円滑に進まない状況が続いた。

イ. 促進期（2. 20～3. 31）

当初、全倒壊家屋の解体には2～3年を要すると考えられていた公費解体の促進が図れた要因の一つは、三者契約方式（6月30日まで予約受付）の新設であった。市の標準単価範囲内であれば所有者が任意に業者を選定し施行ができるため、市内外から多くの建設・解体業者が参入した。また、魚崎や住吉宮町などでは、ボランティアや業者を介して地区単位で一つの建設・解体業者が施行を行ったことにより、解体ラッシュが続いた。特に区民性も手伝い、単価契約から三者契約に切り換える所有者が続出した。

この三者契約の新設により、解体が促進された一方で、予約申し込みの集中による区役所及び環境局の事務の停滞、市発注工事（業者）との交錯が続いた他、悪徳業者からの被害（詐欺等）を訴える所有者も多く、対応に苦慮した。

② 平成7年度

ア. 区主導期（7. 4. 1～9. 30）

7年度からは、家屋解体のための専任スタッフ（主幹、主査、他都市技術職員等）も配置され、特に4～6月の間は10数名のプロジェクトチーム（復旧支援班）により対応した。また4月は緊急を要するものについて解体業者を指名する緊急発注方式を取り入れたことにより、所有者との連絡調整・工事発注、解体が進展した。

そして、5月からは単価契約の7年度前期分として、発注方式が区の直接発注に変更になり、区内各地区毎に配置した解体業者（120業者）がブロック単位で解体撤去を行ったことにより、大幅なスピードアップが図られた。それらにより7月には所有者が希望する時期には解体撤去が施行できる状況となった。

一方、施行困難な物件も多く、解体業者との間で技術的対策を検討する事案や、特殊物件として通常の契約以外で処理するものも目立った。

また、この時期から、危険家屋の調査を開始し（6～7月：職員による第一回調査、8月ボランティアによる調査）、未申し込み者への連絡等も行い、94件の処理を行った。

なお、公費解体の申し込みは、一旦8月末で受け付けを終了し、10月末まで関係権利者との調整を要するものなど特別な事情があるものの受け付けを行った。

イ. 収束期（10. 1～8. 3. 31）

公費解体の完了期限が平成7年度末（8年3月末）までと発表されたことから、再び申し込み者が集中する一方、時期的に年度末ギリギリの施行を希望する願出者も続出し、所有者、関係権利者、解体業者との時期調整等が最も重要な調整事項となった。特に、マンション等では区分所有者間の調整が難航し、法的アドバイスを要する事案も多かった。

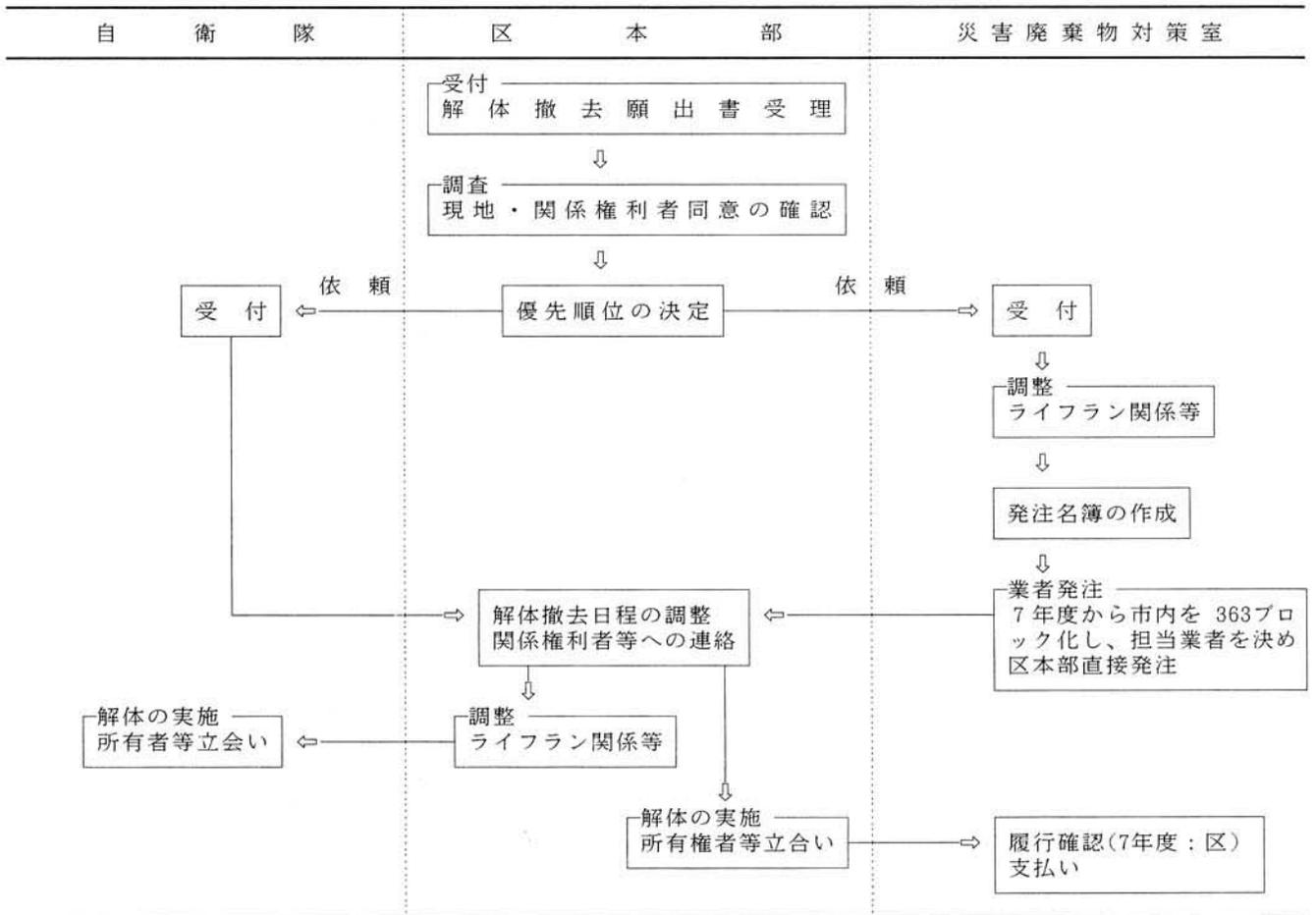
また、7年10月からは、災害廃棄物処理工事の単価契約が後期契約となることから、各区で業者の配置計画が任されることになり、東灘区では、円滑かつ確実な解体施行を進めるために環境局・理財局との協議を踏まえて、区役所として初めて業者選定（実績等を審査し工事発注対象業者20社を選抜し契約）を行った。また、マンション等の大型物件の発注にあたっては、総合建設業から施行計画案を提出させ、コンペ方式（及び公開抽選）による業者選定を行った。あわせて、10月からは、懸案であったブロック等の瓦礫の撤去を開始し、兵庫県産業廃棄物協会の協力を得て、12月までに120件の瓦礫撤去を行った。

平成8年に入ると、未発注（未解体）の物件は100件を割る（市街地7区で最高の進捗率）ことになったが、その多くがマンションや賃借人等の関係権利者との調整を要する物件であることから、解体撤去の完了期限の延長の要望が強くなった。そこで、1月末に国との調整を踏まえて、「客観的にやむを得ない理由がある」場合に限って、既に願出をしている物件で8年12月末までに解体完了が可能な物件については、期限延長手続きができるようになったところである。

なお、8年度（8年4月）からは、環境局に事務が一元化されている。

③ 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー

ア. (市発注、自衛隊関係)



イ. (三者契約関係)



表-1 解体状況町別一覧表

8. 3. 15現在

	町名	自衛隊	市発注	三者 契約等	合計
1	御影山手		33	67	100
2	御影町御影		22	79	101
3	御影町郡家		49	145	194
4	御影中町	2	57	280	339
5	御影町西平野	1	28	49	78
6	御影町石屋		10	20	30
7	御影石町	6	92	306	404
8	御影塚町		76	117	193
9	御影本町	11	105	328	444
10	御影浜		4	1	5
11	住吉山手		67	50	117
12	住吉台		3	5	8
13	渦森台		1	1	2
14	鴨子ヶ原		33	35	68
15	住吉本町		48	158	206
16	住吉宮町	22	122	467	611
17	住吉東町	1	40	169	210
18	住吉南町		22	105	127
19	住吉浜		1	6	7
20	西岡本	2	76	194	269
21	岡本	3	95	229	327
22	本山北町	1	62	99	162
23	本山町字名		3	—	3

	町名	自衛隊	市発注	三者 契約等	合計
24	森北町		74	105	179
25	本山中町	10	105	462	577
26	本山南町	27	48	343	418
27	森南町	2	115	289	406
28	田中町	5	71	455	531
29	甲南町	6	220	164	390
30	魚崎北町	8	167	502	677
31	魚崎中町	9	66	184	259
32	魚崎西町		35	65	100
33	魚崎南町	6	73	217	296
34	魚崎浜		1	7	8
35	北青木	10	122	193	325
36	青木	6	60	139	205
37	本庄町	4	74	234	312
38	深江北町	10	75	232	317
39	深江本町		75	194	269
40	深江南町	13	72	178	263
41	深江浜		5	4	9
42	上記に混在その他	38			38

東灘区	自衛隊	市発注	三者 契約等	合計
解体件数				
区分計	203	2,504	6,877	9,584

※ 三者契約等には、清算契約を含む